

群馬県地域防災計画

震災対策編

令和 8 年 3 月

群馬県防災会議

目 次

第1部 総則.....	- 1 -
第1節 計画の目的.....	- 1 -
第2節 防災の基本理念.....	- 2 -
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	- 4 -
第4節 本県の地震環境.....	- 10 -
第5節 被害の想定.....	- 18 -
第6節 減災目標.....	- 27 -
第2部 災害予防.....	- 32 -
第1章 地震に強い県土づくり.....	- 32 -
第1節 県土の保全.....	- 33 -
第2節 地震に強いまちづくりの推進.....	- 35 -
第3節 建築物の安全化.....	- 36 -
第4節 ライフライン施設の機能確保.....	- 38 -
第5節 液状化対策.....	- 40 -
第6節 危険物施設等の安全確保.....	- 40 -
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	- 41 -
第1節 緊急地震速報と地震情報.....	- 43 -
第2節 情報の収集・連絡体制の整備.....	- 46 -
第3節 通信手段の確保.....	- 48 -
第4節 職員の応急活動体制の整備.....	- 50 -
第5節 防災関係機関の連携体制の整備.....	- 51 -
第6節 防災中枢機能等の確保.....	- 56 -
第7節 救助・救急及び保健医療活動体制の整備.....	- 59 -
第8節 消火活動体制の整備.....	- 64 -
第9節 緊急輸送活動体制の整備.....	- 66 -
第10節 避難の受入体制の整備.....	- 70 -
第11節 食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄・調達・供給体制の整備.....	- 75 -
第12節 広報・広聴体制の整備.....	- 77 -
第13節 二次災害の予防.....	- 79 -
第14節 複合災害対策.....	- 80 -
第15節 防災訓練の実施.....	- 81 -
第3章 県民等の防災活動の促進.....	- 83 -
第1節 災害被害を軽減する県民運動の展開.....	- 84 -
第2節 防災思想の普及.....	- 86 -
第3節 県民の防災活動の環境整備.....	- 91 -
第4章 要配慮者対策.....	- 95 -
第1節 要配慮者対策.....	- 95 -
第5章 その他の災害予防.....	- 101 -
第1節 災害救助基金の積立て.....	- 101 -
第2節 地震防災緊急事業の推進.....	- 102 -
第3節 孤立化集落対策.....	- 104 -
第4節 帰宅困難者対策.....	- 106 -

第5節	災害廃棄物対策.....	- 109 -
第6節	罹災証明書の発行体制の整備.....	- 110 -
第7節	復興事前準備.....	- 111 -
第3部	災害応急対策.....	- 112 -
第1章	発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保.....	- 112 -
第1節	地震情報の収集・連絡.....	- 113 -
第2節	災害情報の収集・連絡.....	- 116 -
第3節	通信手段の確保.....	- 128 -
第2章	活動体制の確立.....	- 131 -
第1節	災害対策本部の設置.....	- 132 -
第2節	災害対策本部の組織.....	- 136 -
第3節	災害警戒本部等の設置.....	- 149 -
第4節	市町村その他の防災関係機関の組織.....	- 150 -
第5節	職員の非常参集.....	- 151 -
第6節	広域応援の要請等.....	- 154 -
第7節	自衛隊への災害派遣要請.....	- 159 -
第3章	救助・救急、医療及び消火活動.....	- 165 -
第1節	救助・救急活動.....	- 166 -
第2節	医療活動.....	- 169 -
第3節	消火活動.....	- 174 -
第4章	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	- 175 -
第1節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針.....	- 176 -
第2節	交通の確保.....	- 177 -
第3節	緊急輸送.....	- 182 -
第5章	避難の受入活動.....	- 189 -
第1節	避難誘導.....	- 190 -
第2節	避難場所の開放及び指定避難所等の開設・運営.....	- 194 -
第3節	応急仮設住宅等の提供.....	- 199 -
第4節	広域一時滞在.....	- 201 -
第5節	県境を越えた広域避難者の受入れ.....	- 203 -
第6章	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動.....	- 207 -
第1節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給.....	- 208 -
第7章	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動.....	- 211 -
第1節	保健衛生活動.....	- 212 -
第2節	防疫活動.....	- 214 -
第3節	行方不明者の捜索及び遺体の処置.....	- 216 -
第8章	被災者等への的確な情報伝達活動.....	- 218 -
第1節	広報・広聴活動.....	- 219 -
第9章	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動.....	- 222 -
第1節	社会秩序の維持.....	- 223 -
第2節	物価の安定及び消費者の保護.....	- 224 -
第10章	施設、設備の応急復旧活動.....	- 225 -
第1節	施設、設備の応急復旧.....	- 226 -
第2節	公共土木施設の応急復旧.....	- 227 -
第3節	電力施設の応急復旧.....	- 228 -

第4節	ガス施設の応急復旧	- 229 -
第5節	上下水道施設の応急復旧	- 230 -
第6節	電気通信設備の応急復旧	- 231 -
第11章	二次災害の防止活動	- 232 -
第1節	二次災害の防止	- 233 -
第12章	自発的支援の受入れ	- 235 -
第1節	ボランティアの受入れ	- 236 -
第2節	義援物資・義援金の受入れ	- 238 -
第13章	要配慮者対策	- 240 -
第1節	要配慮者の災害応急対策	- 240 -
第14章	その他の災害応急対策	- 243 -
第1節	災害警備活動	- 243 -
第2節	学校の災害応急対策	- 246 -
第3節	文化財の災害応急対策	- 248 -
第4節	金融事業及び郵便事業の災害応急対策	- 249 -
第5節	労働力の確保	- 251 -
第6節	災害救助法の適用	- 252 -
第7節	動物愛護	- 255 -
第4部	災害復旧・復興	- 256 -
第1節	復旧・復興の基本方向の決定	- 256 -
第2節	原状復旧	- 257 -
第3節	計画的復興の推進	- 260 -
第4節	被災者等の生活再建の支援	- 262 -
第5節	被災中小企業等の復興の支援	- 265 -
第6節	公共施設の復旧	- 267 -
第7節	激甚災害法の適用	- 268 -
第8節	復旧資金の確保	- 271 -

第1部 総則

第1節 計画の目的

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき、群馬県防災会議が策定するものであり、県、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関等がその全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して県の地域における地震に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を地震から守ることを目的とする。

さらに、県民が自ら行う事項、地域企業が行う事項、都道府県間の広域的応援体制の整備等について定め、所期の目的を達成しようとするものである。

2 群馬県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、「群馬県国土強靱化地域計画」(平成29年3月)は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条に基づき、国土強靱化に係る他の県計画等の指針となるべきものとして定めたものである。

このため、国土強靱化に関する部分については、群馬県国土強靱化地域計画の基本目標である、いかなる災害等が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

を踏まえ、群馬県地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

3 首都直下地震対策特別措置法における「地方緊急対策実施計画」との関係

首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)第21条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目がこの地域防災計画震災対策編等に含まれるため、本計画は「地方緊急対策実施計画」を兼ねるものとする。

なお、対象となる区域は以下に記載し、「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における必要な対策の実施期間及び目標等については、「第1部第6節減災目標」において、定めるものとする。

(首都直下地震緊急対策区域：計16市町村)

前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡甘楽町、佐波郡玉村町、邑楽郡板倉町、邑楽郡明和町、邑楽郡千代田町、邑楽郡大泉町、邑楽郡邑楽町

第2節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も基本的で重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

近年、気候変動の影響等により、我が国の気象災害は激甚化、頻発化しており、過去に経験したことのないような大型の台風や豪雨が毎年のように発生し、甚大な被害をもたらしている。このような状況を踏まえ、気象災害の新たな脅威に対応するため、県では、令和元年12月に「群馬・気象災害非常事態」を宣言し、災害に強く、持続可能な群馬県を構築するため、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策を強力かつ集中的に推進することとした。また、併せて表明した「2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ宣言』」の宣言1においても、県土の強靱化とともに県民の防災意識を高め、「自然災害による死者ゼロ」を目指すこととしている。さらに、県の気象災害における避難のあるべき姿として、令和3年3月に「災害時における避難の基本的考え方ー群馬県避難ビジョンー」を取りまとめ、自然災害にオール群馬で立ち向かうこととした。

災害対策の実施に当たっては、県、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、県、市町村及び指定地方行政機関を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市町村、指定地方行政機関、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。

1 周到かつ十分な災害予防

災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- (1) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。
- (2) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。
- (3) 災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。

- (1) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び県内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は次表のとおりとする。

1 群馬県

処理すべき事務又は業務の大綱	
1 防災に関する組織の整備に関する事。 2 防災に関する訓練に関する事。 3 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事。 4 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事。 5 予報・警報の伝達に関する事。 6 消防、水防その他の応急措置に関する事。 7 被災者の救難、救助その他保護に関する事。 8 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事。 9 施設及び設備の応急復旧に関する事。	10 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事。 11 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事。 12 緊急輸送の確保に関する事。 13 災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事。 14 災害復旧及び復興計画に関する事。 15 群馬県防災会議に関する事。 16 市町村その他県内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関する事。

2 市町村

処理すべき事務又は業務の大綱	
1 防災に関する組織の整備に関する事。 2 防災に関する訓練に関する事。 3 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事。 4 災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事。 5 予報・警報の伝達に関する事。 6 高齢者等避難、避難指示に関する事。 7 消防、水防その他の応急措置に関する事。 8 被災者の救難、救助その他保護に関する事。	9 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事。 10 施設及び設備の応急復旧に関する事。 11 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事。 12 緊急輸送の確保に関する事。 13 災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事。 14 災害復旧及び復興計画に関する事。 15 市町村防災会議に関する事。 16 市町村内の防災関係機関が行う災害対策の総合調整に関する事。

3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事。 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事。 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関する事。 4 警察通信の確保及び統制に関する事。
関東管区行政評価局 (群馬行政監視行政相談センター)	1 被災者への生活支援情報の提供に関する事。 2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関する事。 3 特別行政相談所の開設に関する事。

第1部 総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東総合通信局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関する事。 3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関する事。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事。
関東財務局 （前橋財務事務所）	1 金融機関に対する非常金融措置のあっせん、指導等に関する事。 2 災害復旧事業費の査定立合に関する事。 3 災害つなぎ資金及び災害復旧事業資金の融資に関する事。 4 国有財産の貸付、譲与及び売払いに関する事。 5 提供可能な未利用地、合同宿舎に関する情報提供に関する事。
関東信越厚生局	1 管内の被害状況の収集及び伝達に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。
群馬労働局	1 事業場における労働災害の防止に関する事。 2 災害応急工事、災害復旧工事等に必要な労働力の確保に関する事。 3 災害による離職者の早期再就職の促進に関する事。
関東農政局 （群馬県拠点ほか）	1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事 2 応急用食料・物資の支援に関する事 3 食品の需給・価格動向の調査に関する事 4 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事 5 飼料、種子等の安定供給対策に関する事 6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事 7 営農技術指導及び家畜の移動に関する事 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事 10 被害農業者に対する金融対策に関する事
関東森林管理局	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持及び造成に関する事。 2 災害復旧用木材（国有林材）のあっせんに関する事。
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。 2 商工鉦業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。 3 被災中小企業の振興に関する事。
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安に関する事。 2 鉦山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事。
関東地方整備局 （高崎河川国道事務所 ほか）	管轄する河川・道路・砂防・地すべり・ダムについての計画、工事及び管理のほか、次の事項に関する事。 1 災害予防 （1）防災上必要な教育及び訓練 （2）通信施設等の整備 （3）公共施設等の整備 （4）災害危険区域等の関係機関への通知 （5）官庁施設の災害予防措置 （6）豪雪害の予防 2 災害応急対策 （1）災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等 （2）水防活動、土砂災害防止活動及び地方公共団体による避難誘導のための住民への情報伝達に関する指導助言等 （3）建設機械の現況及び技術者の現況の把握 （4）災害時における復旧用資材の確保 （5）災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等 （6）災害時のための応急復旧用資機材の備蓄 （7）緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 3 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。

第1部 総則 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東地方整備局 (高崎河川国道事務所 ほか)	4 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) による被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧等の支援 (災害対策用建設機械等の貸し出しを含む) に関する事。
関東運輸局 (群馬運輸支局)	1 自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関する事。 2 被災者、必要物資等の輸送調整に関する事。 3 不通区間における迂回輸送等の指導に関する事。
東京航空局 (東京空港事務所)	1 航空機による輸送に係る安全の確保に関する事。 2 遭難航空機の捜索及び救助に関する事。 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。
東京管区気象台 (前橋地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関する事。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。
国土地理院 関東地方測量部	1 地殻変動の監視に関する事。 2 災害時における地理空間情報の整備・提供に関する事。 3 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事。 4 災害教訓の伝承に関する事。

4 陸上自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
第12旅団	1 災害派遣の準備 (1) 防災関係情報資料の整備に関する事。 (2) 防災関係機関との連絡、調整に関する事。 (3) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。 (4) 防災に関する教育訓練の実施に関する事。 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。

5 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株)	- 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 - 災害特別事務取扱に関すること。 - 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 - 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 - 被災者が差し出す郵便物の料金免除 - 被災地宛て救援用郵便物等の料金免除 - 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除 - 指定避難所における臨時の郵便差出箱の設置 - その他、要請のあったもののうち協力できる事項
N T T 東日本(株) (群馬支店)	- 電気通信設備の保全に関すること。 - 重要通信の確保に関すること。
(株) N T T ドコモ (群馬支店)	- 携帯電話設備の保全に関すること。 - 重要通信の確保に関すること。
日本銀行 (前橋支店)	通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整、信用制度の保持運営及び被災地金融機関に対する緊急措置についての要請等に関すること。
日本赤十字社 (群馬県支部)	- 医療救護班の編成及び医療救護の実施に関すること。 - 救護所の開設及び運営に関すること。 - 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関すること。 - 輸血用血液の確保及び供給に関すること。 - 義援金品の受領、配分及び募金に関すること。 - 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 - 外国人の安否の調査に関すること。 - 広域医療搬送拠点の整備及び広域医療搬送の運営に関すること。
日本放送協会 (前橋放送局)	- 防災思想の普及に関すること。 - 気象予報・警報の周知に関すること。 - 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 - 放送施設に対する障害の排除に関すること。 - 指定避難所等における受信機の貸与・設置に関すること。 - 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
東日本高速道路(株) (関東支社)	- 高速自動車国道の保全及び復旧に関すること。 - 緊急交通路の確保に関すること。
独立行政法人 水資源機構	- 水資源開発施設の新築(水資源機構移行時に着手済みの事業に限る。)又は改築の実施に関すること。 - 水資源開発施設の保全(施設管理)に関すること。
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 (高崎量子技術基盤研究所)	放射線に係る事故の予防及び応急対策等に関すること。
東日本旅客鉄道(株) (高崎支社)	- 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関すること。 - 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
東京ガスネットワーク (株) (群馬・熊谷導管・設備 センター)	- 都市ガス施設の保安の確保に関すること。 - 都市ガスの供給の確保に関すること。
日本通運(株) (群馬支店)	貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
東京電力パワーグリッド (株) (群馬総支社)	- 電力施設の保安の確保に関すること。 - 電力の供給の確保に関すること。

6 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(公社)群馬県医師会	1 医療及び助産活動の協力に関する事。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 3 医療救護活動の実施に関する事。
(公社)群馬県歯科医師会	1 被災者の医療及び口腔衛生の協力に関する事。 2 歯科治療等による身元確認作業の協力に関する事。
(公社)群馬県看護協会	1 救護活動に必要な看護の確保に関する事。
都市ガス事業者 桐生瓦斯(株) 館林瓦斯(株) 伊勢崎ガス(株) 太田都市ガス(株) 渋川ガス(株) 沼田ガス(株) (株)エネクル 東海ガス(株)	1 都市ガス施設の保安の確保に関する事。 2 都市ガスの供給の確保に関する事。
(一社)群馬県LPGガス協会	1 LPGガス設備の保安の確保に関する事。 2 LPGガスの供給の確保に関する事。 3 会員事業者の連絡調整に関する事。
群馬県石油協同組合	1 石油等燃料の供給に関する事。
地方鉄道事業者 東武鉄道(株) 上毛電気鉄道(株) 上信電鉄(株) わたらせ渓谷鐵道(株)	1 鉄道施設の保全及び輸送の安全確保に関する事。 2 鉄道車輛による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
(一社)群馬県バス協会	1 バスによる救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。 2 被災地の交通の確保に関する事。
(一社)群馬県トラック協会	1 貨物自動車による救援物資、避難者等の輸送の協力に関する事。
放送機関 群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬	1 防災思想の普及に関する事。 2 気象予報・警報の周知に関する事。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関する事。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関する事。
(福)群馬県社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の生活の支援に関する事。 2 義援金品募集及び配分に関する事。 3 ボランティア活動の支援及び推進に関する事。 4 災害福祉支援ネットワーク事務局の運営に関する事。
土地改良区 長野堰、板鼻堰、大正用水、群馬中部、岡登堰、待矢場両堰、甘楽多野用水、利根加用水、邑楽、佐波新田用水、中群馬、赤城大沼用水、中村堰、天狗岩堰、広瀬桃木両用水、美野原、追貝平、細野原、勢多郡東村、沼田平、赤谷川沿岸、大間々用水、春日松原堰、赤城北ろく、鐙川、早川、群馬用水、藤岡、赤城西麓、高崎西部、神流川用水、安中磯部、藪塚台地、近藤沼 土地改良区連合 坂東大堰、渡良瀬川上流、渡良瀬川中央、渡良瀬川下流	1 各土地改良区等の水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関する事。

7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
報道機関	1 防災思想の普及に関すること。 2 気象予報・警報の周知に関すること。 3 災害の状況、その見通し、応急対策の措置状況等の周知に関すること。 4 社会事業団等による義援金品の募集及び配分への協力に関すること。
農業協同組合 森林組合	1 共同利用施設の保全に関すること。 2 農業者又は林業者に対する災害応急対策及び災害復旧の支援に関すること。 3 県又は市町村が行う農林関係の災害応急対策及び被害調査等への協力に関すること。
病院経営者	1 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。 2 被災傷病者の救護に関すること。
(一社)群馬県薬剤師会	1 医療救護活動に必要な医薬品等の管理、調剤等に関すること。
社会福祉施設経営者	1 入所者及び通所者の安全の確保に関すること。
社会福祉協議会	1 被災生活困窮者の生活の支援に関すること。 2 義援金品募集及び配分に関すること。 3 ボランティア活動の支援及び推進に関すること。
(福)群馬県共同募金会	1 義援金の募集及び配分に関すること。
商工会議所・商工会	1 被災事業者に対する支援に関すること。 2 県又は市町村が行う商工業関係の被害調査への協力に関すること。 3 救援物資及び復旧用資材の確保についての協力に関すること。 4 物価の安定についての協力に関すること。
金融機関	1 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。
学校法人	1 児童、生徒等の安全の確保に関すること。 2 避難場所及び指定避難所としての施設の整備に関すること。
危険物等施設の管理者	1 危険物等施設の保安の確保に関すること。 2 周辺住民の安全の確保に関すること。
建設業協会	1 建築物及び構築物に係る災害応急対策及び災害復旧への協力に関すること。
農業用排水施設の 管理者	1 水門、水路、ため池等の整備、防災管理及び災害復旧に関すること。

第4節 本県の地震環境

地震防災対策を講じる上で、その地域の地震環境を把握し分析しておくことは重要であることから、本県の地震環境を以下に記す。

1 過去の被害地震

本県に被害をもたらした主な地震は次表のとおりである。

発生年月日	地震名 (震源)	規模 (M)	震度	被害状況
1916. 2. 22 (大正 5)	・・・※1 (浅間山麓)	6.2	3：前橋市昭和町	家屋全壊7戸、半壊3戸 一部破損109戸
1923. 9. 1 (大正12)	関東地震 (神奈川県西部)	7.9	4：前橋市昭和町	負傷者9人、家屋全壊49戸 半壊8戸
1931. 9. 21 (昭和 6)	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6.9	5：前橋市昭和町	死者5人、負傷者55人 家屋全壊166戸、半壊1,769戸
1964. 6. 16 (昭和39)	新潟地震※2 (新潟県下越沖)	7.5	4：須田貝通報所・前 橋市昭和町	負傷者1人
1996. 12. 21 (平成 8)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5.6	5弱：板倉町板倉 4：沼田市西倉内町・ 片品村東小川・桐 生市織姫町	家屋一部破損64戸
2004. 10. 23 (平成16)	平成16年(2004年) 新潟県中越地震※2 (新潟県中越地方)	6.8	5弱：片品村東小川・ 高崎市高松町・ 渋川市北橋町	負傷者6人 家屋一部破損1,055戸
2011. 3. 11 (平成23)	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震 ※2(三陸沖)	9.0	6弱：桐生市元宿町 5強：沼田市白沢町・ 前橋市富士見町 ・高崎市高松町 ・桐生市新里町 ・太田市西本町 ・渋川市赤城町 ・明和町新里・ 千代田町赤岩・ 大泉町日の出・ 邑楽町中野	死者1名、負傷者42名 住家半壊7棟 住家一部破損17,679棟
2014. 9. 16 (平成26)	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5.6	5弱：前橋市粕川町・ 伊勢崎市西久保 町・太田市西本 町・千代田町赤 岩・大泉町日の 出・邑楽町中野 ・みどり市大間 々町	負傷者5人 住家一部破損689棟
2018. 6. 17 (平成30)	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4.6	5弱：渋川市赤城町 4：沼田市西倉内町・ 東吾妻町本宿・前 橋市昭和町・前橋 市堀越町・前橋市 粕川町・前橋市富 士見町・桐生市黒 保根町・桐生市新	住家一部破損4棟

第1部 総則 第4節 本県の地震環境

			里町、伊勢崎市西 久保町・渋川市石 原・渋川市北橋町 ・渋川市吹屋・吉 岡町下野田	
--	--	--	---	--

※1 1916年(大正5年)の浅間山麓を震源とする地震は、浅間山の火山活動に起因する火山性地震と推定され、局所的な被害にとどまっている。

※2 気象庁が命名した地震。

本表に見るとおり、近年において本県を震源とする被害地震は少ない。

本県に被害を及ぼした比較的大きな地震としては、1931年(昭和6年)の西埼玉地震がある。この地震は、群馬県南西部から埼玉県東部に分布する深谷断層帯(旧関東平野北西縁断層帯)で発生した可能性が指摘されているが、地表に明確な変位が認められないことから、この断層帯の固有地震ではないと考えられている。

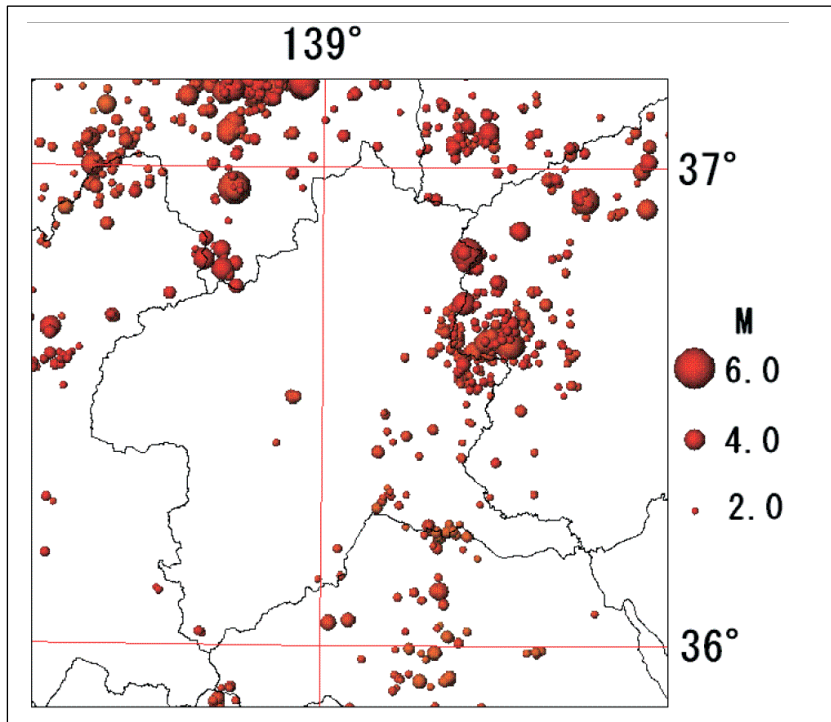
また、『類聚国史』(892年に菅原道真によって撰修された歴史書)に記載のある818年(弘仁9年)の地震では、関東諸国の相模・武蔵・下総・常陸・上野・下野で大きな被害があったとされ、この地震によると推定される地割れや噴砂が群馬県や埼玉県の遺跡調査で確認されている。特に群馬県では、赤城山南麓の数多くの遺跡で地割れ、噴砂、山崩れ等が生じた痕跡が見つかっており、818年の地震による可能性が高いとされている。地震をもたらした活断層については特定されていない。

以上のように、近年、群馬県を震源とする大規模地震は発生していないが、過去には大規模地震が生じていた痕跡があり、今後、群馬県においても大規模地震が発生する可能性は否定できない。

2 地震活動の状況

群馬県は、南部に深谷断層帯（旧関東平野北西縁断層帯）、東部に大久保断層、太田断層、また北東部には片品川左岸断層があり、深谷断層帯（旧関東平野北西縁断層帯）では断層帯に沿って微小地震活動が定常的にみられる。

栃木県との県境（皇海山付近）から栃木県の日光・足尾地域にかけての地域では、定常的に小規模な地震活動がみられ、関東地方の陸域の浅いところにみられる地震活動の中で最も活発となっている。また、この地域には、火山が複数分布するが、これらの火山と地震活動との関係は不明である。



（マグニチュード2以上：1997年10月～2007年7月：深さ30km以浅）

群馬県とその周辺における、小さな地震まで含めた最近の浅い場所で発生した地震活動
（地震調査研究推進本部地震調査委員会編(2009) 日本の地震活動 第2版）

3 地質構造と本県の地震との関係

県内の地質は、県の南西部、東部、北部に中・古生界が分布し、その間に第三系が分布している。また、県北西部、中央部、東部に活火山が分布し、利根川や渡良瀬川及びその支流による谷や盆地に第四系が分布している。この第四系には、液状化が発生しやすい軟弱な砂層が分布する地域が含まれる。

関東山地と足尾山地の地質構造には大きな差違が認められる。

関東山地の中・古生界は、一般に北西－南東方向の走向を示しているが、足尾山地の中・古生界は北東－南西方向の走向を示し、複雑な褶曲を繰り返している。

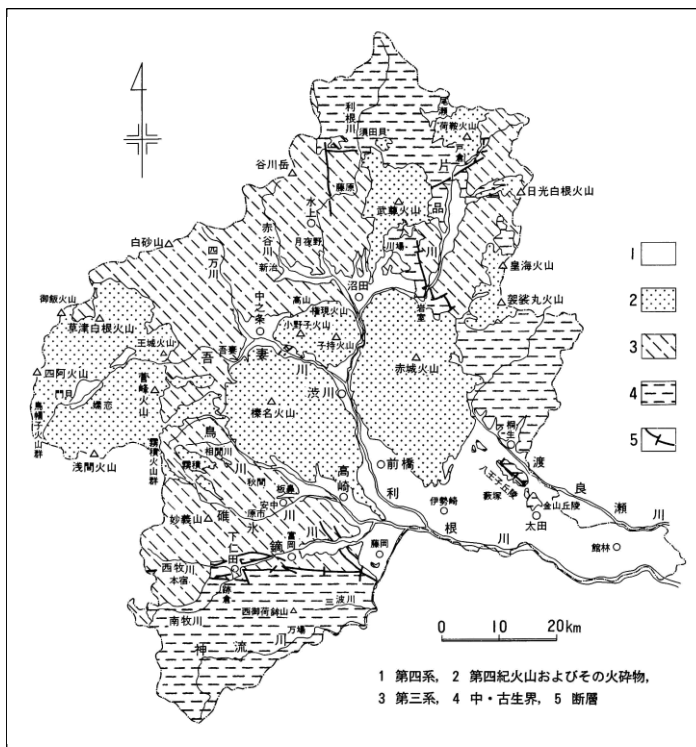
この隣り合った山地の地質構造の食い違いは、両山地間に地質構造線が伏在しており、これを境として両山地が別個の運動をした結果と考えられている。

両山地間に伏在している構造線は、柏崎－銚子(構造)線※1と呼ばれており、大地溝帯であるフォッサマグナの東縁とされている。

また、現在、群馬県内で確認されている活断層のほとんどは関東山地と足尾山地の中間に位置し

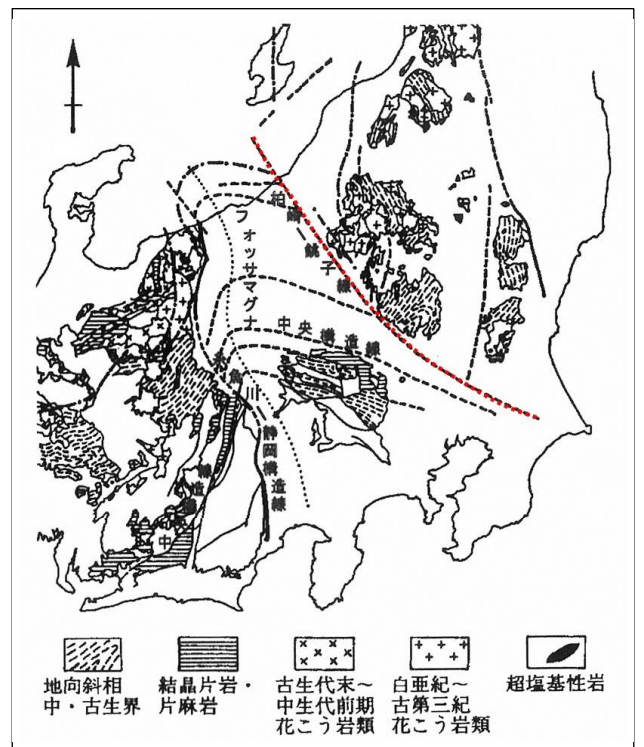
ており、その走向は概ね北西－南東方向であり、柏崎－銚子(構造)線の走方向と一致する。

※1 柏崎－銚子(構造)線：新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田を通り銚子付近へ抜ける構造線



群馬県の地質図

(群馬県地質図作成委員会(1999))



群馬県周辺の地質構造図

(日本の地質『関東地方』編集委員会編(1986))

4 プレート運動と本県の地震との関係

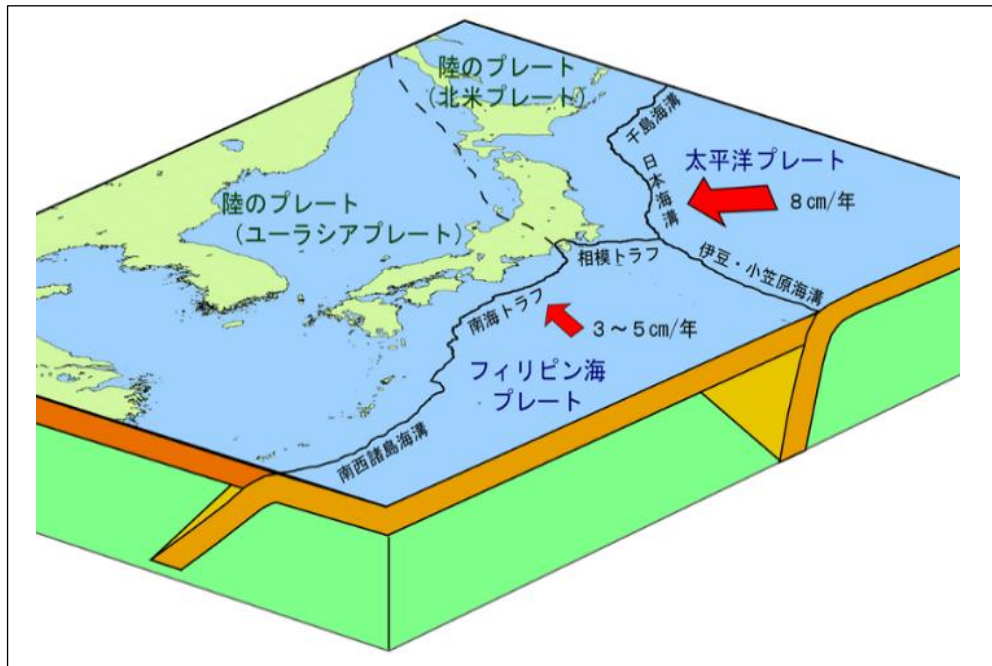
日本列島の地震活動は、日本列島を乗せた陸のプレート(ユーラシアプレートと北米プレート)とその下に沈み込んでいる2枚の海洋プレート(フィリピン海プレートと太平洋プレート)の相対運動で説明されている。

本県は、フィリピン海プレートが沈み込む相模トラフ及び駿河トラフから100～200km、太平洋プレートが沈み込む日本海溝から250～350kmの地点に位置しており、本県直下では、陸のプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込み、さらにその下に太平洋プレートが沈み込んでいる。

また、本県直下のフィリピン海プレートの上面の深さは80km前後、太平洋プレートの上面の深さは100～140kmとされている。

プレート境界で発生した地震としてはフィリピン海プレートの上面で発生した関東地震(1923年、M7.9)が典型例であり、プレート内部で発生した地震としては千葉県東方沖地震(1987年、M6.7)が典型例である。

本県直下のプレートに起因する地震は、太平洋プレートに起因すると思われるものが地下120～160kmで発生しているが、震源が深いため、このタイプの地震で県内に被害が発生したという記録はない。



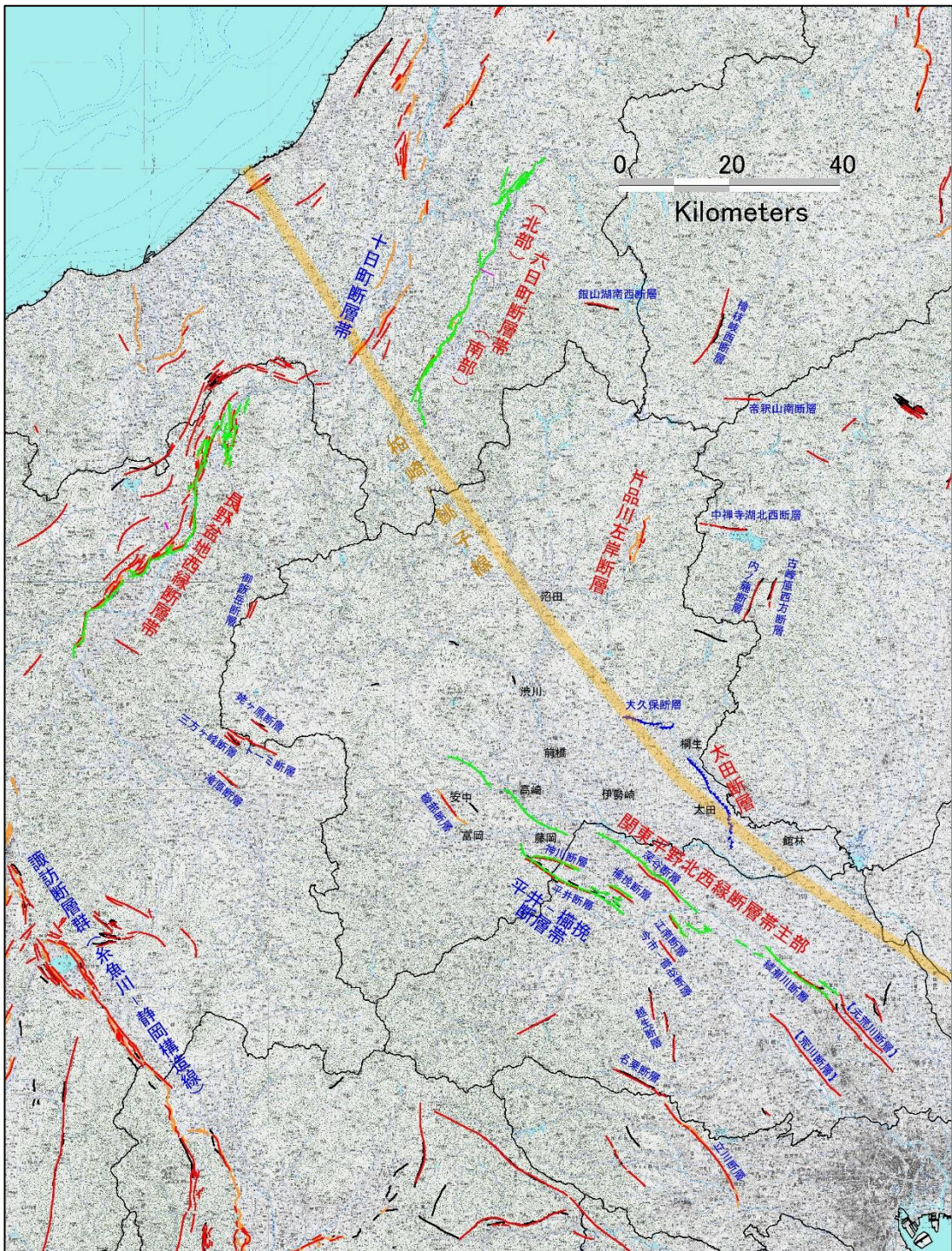
5 本県及びその周辺に分布する活断層

政府の地震調査研究推進本部において、全国に多数分布する活断層のうち、主要活断層帯として現在 114 の活断層帯を選定しており、このうち、本県においては、深谷断層帯（旧関東平野北西縁断層帯）及び大久保断層の2つが選定されている。また、「活断層の地域評価」により地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率等を評価しており、本県においては、2つの主要活断層帯に加え、片品川左岸断層及び太田断層の評価が行われている。

深谷断層帯は、深谷断層とその副次的な断層（磯部断層、平井断層、神川断層、櫛挽断層、江南断層）をあわせた全長約 69km の断層帯であり、安中市、高崎市、藤岡市から埼玉県北部に分布している。片品川左岸断層は、長さ約 13km 程度であり、片品川流域に分布している。大久保断層は、長さ約 9km の活断層であり、前橋市、桐生市、みどり市、栃木県足利市に分布している。太田断層は、長さ約 18km の活断層であり、桐生市、太田市、邑楽町、大泉町、千代田町にかけて分布している。

また、群馬県の近隣には比較的長い活断層として、新潟県南部に長さ約 52km の六日町断層帯、長野県北部に長さ約 74km の長野盆地西縁断層帯が分布する。

本県及びその周辺の活断層分布については、15 ページ以降の図及び表のとおり。なお、以降の図及び表における「関東平野北西縁断層帯主部」の表記は、「深谷断層帯」と読み替えるものとする。



凡 例

線 種	断 層 名	出 典
—	(活断層：確実度Ⅰ・Ⅱ)	新編日本の活断層 (1991)
—	(活断層)	活断層詳細デジタルマップ (2002)
—	(推定活断層)	
—	関東平野北西縁断層帯主部 (平井-櫛挽断層帯)	地震調査研究推進本部 (2005)
—	長野盆地西縁断層帯	地震調査研究推進本部 (2001)
—	六日町断層帯	地震調査研究推進本部 (2009)
—	大久保断層	松田ほか (1977)、熊原・近藤 (2008)
—	太田断層	熊原・近藤 (2009)
—	(柏崎-鮎子線)	

本県及びその周辺の活断層分布図
(群馬県地震被害想定調査, 2012)

本県に分布する活断層一覧表

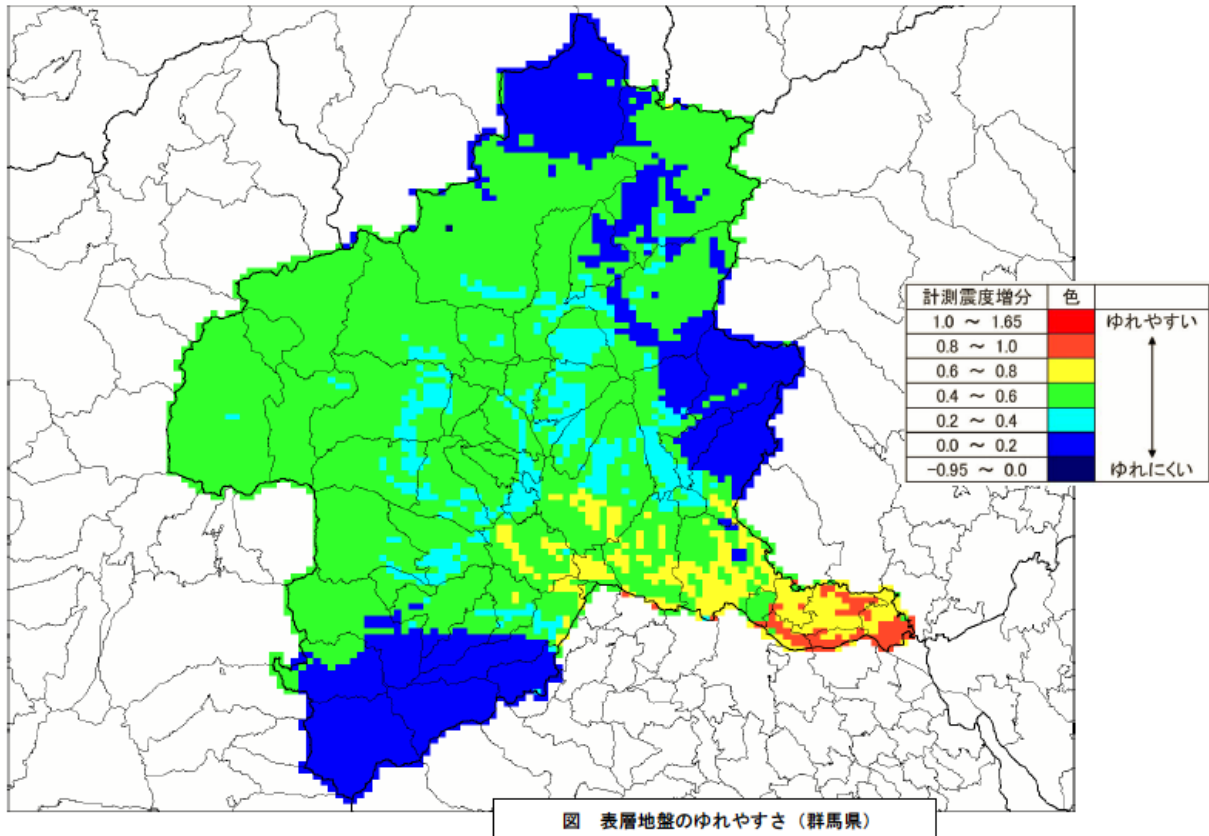
断層名	長さ	幅	地震規模 (M) ※1	平均変位 速度※2	変位量 (1回の活動)	活動区間	出典
深谷断層帯	約69km	20-25km	7.9程度	0.2-0.5m/千年程度 (上下)	5m程度 (上下成分)	全域	地震調査研究推進本部 (2015)
片品川左岸断層	約13km	不明	6.7程度	0.2m/千年程度 (上下)	1m程度 (全体)	全域	地震調査研究推進本部 (2015)
太田断層	約18km	不明	6.9程度	不明	2m程度 (上下)	全域	地震調査研究推進本部 (2015)
大久保断層	約9km	不明	7.0程度	0.4m/千年程度 (上下)	2m程度 (上下)	全域	地震調査研究推進本部 (2015)
姥ヶ原断層	約4km	不明	不明	不明	不明	全域	新編日本の活断層(1991)
御飯岳断層	約4km	不明	不明	不明	不明	全域	新編日本の活断層(1991)

※1 地震規模 (M) : 断層全体が活動した場合に発生する可能性のある地震の規模

※2 平均変位速度 : 1,000年当たりの断層のズレの長さ

6 表層地盤のゆれやすさ

地震による地表でのゆれの強さは、主に、「地震の規模（マグニチュード）」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって異なり、一般には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震によるゆれは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによってゆれの強さは異なり、このことを「表層地盤のゆれやすさ」と表現している。平成17年10月に中央防災会議では、「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」を作成している。群馬県の表層地盤のゆれやすさマップは、次図のとおり。



このマップからは、邑楽郡や館林市などの平野部は、やわらかい地盤で覆われ、ゆれが大きくなることが分かる。防災対策上、そのような場所を知っておくことは重要で、特にゆれやすい地域に居住する人は、家具の固定、住宅の耐震診断や耐震補強などの対策を優先的に行うなど、日頃の地震への備えの参考にすることができる。

第5節 被害の想定

本県では、阪神・淡路大震災後の平成7～9年度に地震被害想定調査を行った。その後、被害想定的前提とした社会条件等が大きく変化し、また、その間、地震学・地震工学の進展に伴い、より高精度に地震被害を予測することが可能となった。

そのような状況を踏まえ、平成23～24年度にかけて、地盤や建築、火災などの専門家による群馬県地震被害想定調査検討委員会において検討を行い、前回調査の見直しを行った。

新たな調査の特徴としては、想定地震の震源位置や規模の見直しをはじめ、国等が行った地震被害調査等によって明らかになった点及び強震動・被害予測手法等に関する最新の知見、技術を用い、被害想定手法等の見直しを行った。なお、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を考慮し、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定した。

本調査は、群馬県に大きな被害を及ぼす可能性の高い地震に対し、本県の自然条件や社会条件のもとで、現在の科学的知見に基づき地震による被害を予測したものである。

以下にその概要を示す。

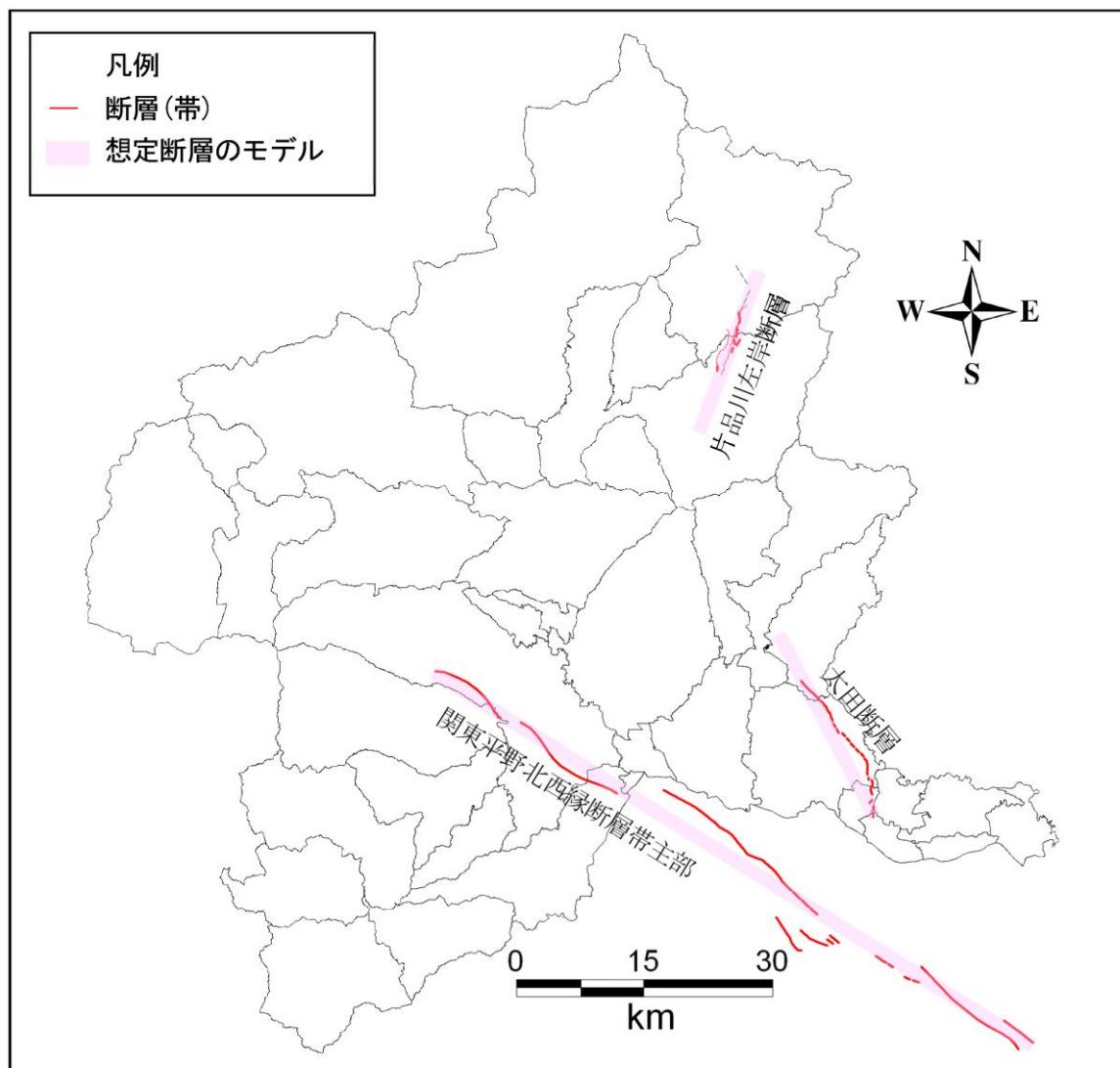
1 想定した地震

この調査で被害予測を行った想定地震は、発生確率が低い、あるいは不明であるが、活動した場合に大きな被害を及ぼす可能性がある、県内に分布する3つの活断層（帯）とした。

現在確認されている状況においては、太田断層の長さは約18km、片品川左岸断層の長さは約7～9kmであるが、近年までの日本における内陸地震に関する知見から、全長20km程度以下の活断層については、必ずしも地下の震源断層の長さ全てが地表に活断層として現れる訳ではなく、一部の短い断層としてしか現れていない場合があることが分かってきている（地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会, 2010）。以上により、断層の不確実さを考慮した上で、長さが20km以下であるとされる両断層については、断層の長さを延長して震源断層とした。

想定地震名	規模(M)	想定断層の概要	震源断層モデル				
			走向(度)	傾斜(度)	長さ(km)	幅(km)	上端深さ(km)
関東平野北西縁断層帯主部による地震	8.1	県南西部から埼玉県東部にかけて分布する活断層	121°	60° 南西傾斜	82	20	5
太田断層による地震	7.1	県南東部の太田市周辺に分布する活断層	154.8°	45° 南西傾斜	24	18	2
片品川左岸断層による地震	7.0	県北部の沼田市周辺に分布する活断層	16.8°	45° 東傾斜	20	18	2

被害想定を行った3つの断層(帯)と想定断層モデルの位置図



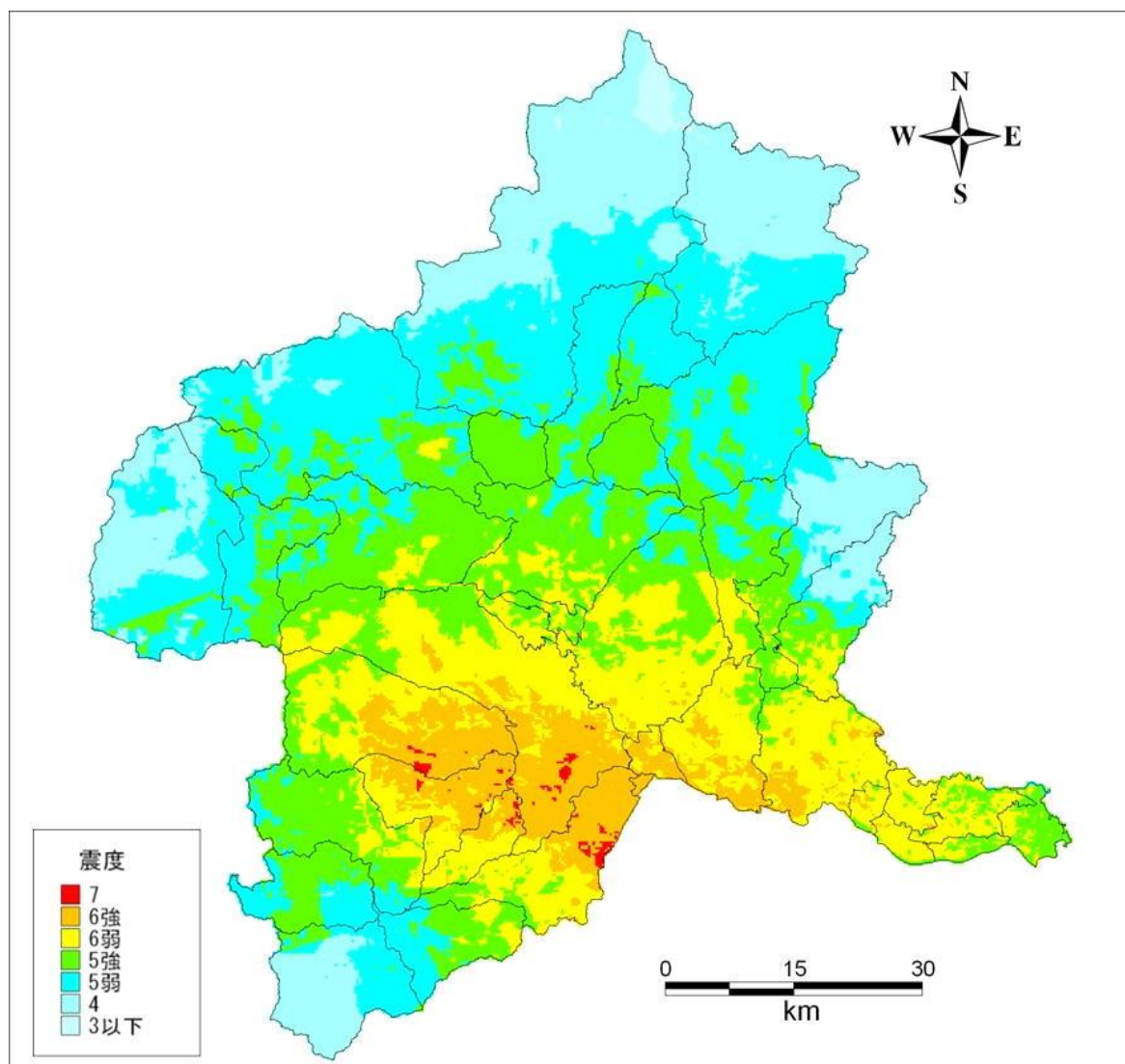
2 被害の想定

3つの想定地震による被害予測結果は、次のとおりである。この被害予測は、最新の知見をもとに、可能な範囲で収集したデータを基に揺れや液状化危険度、地震被害量などを算出して想定したものであり、実際に想定地震が発生した場合には、その震源や規模、震度の分布も想定結果と違う結果となる場合がある。

(1) 震度の予測結果

各種被害予測を行った3つの想定地震について、地表の予測震度分布図を示す。

【 関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1) 】



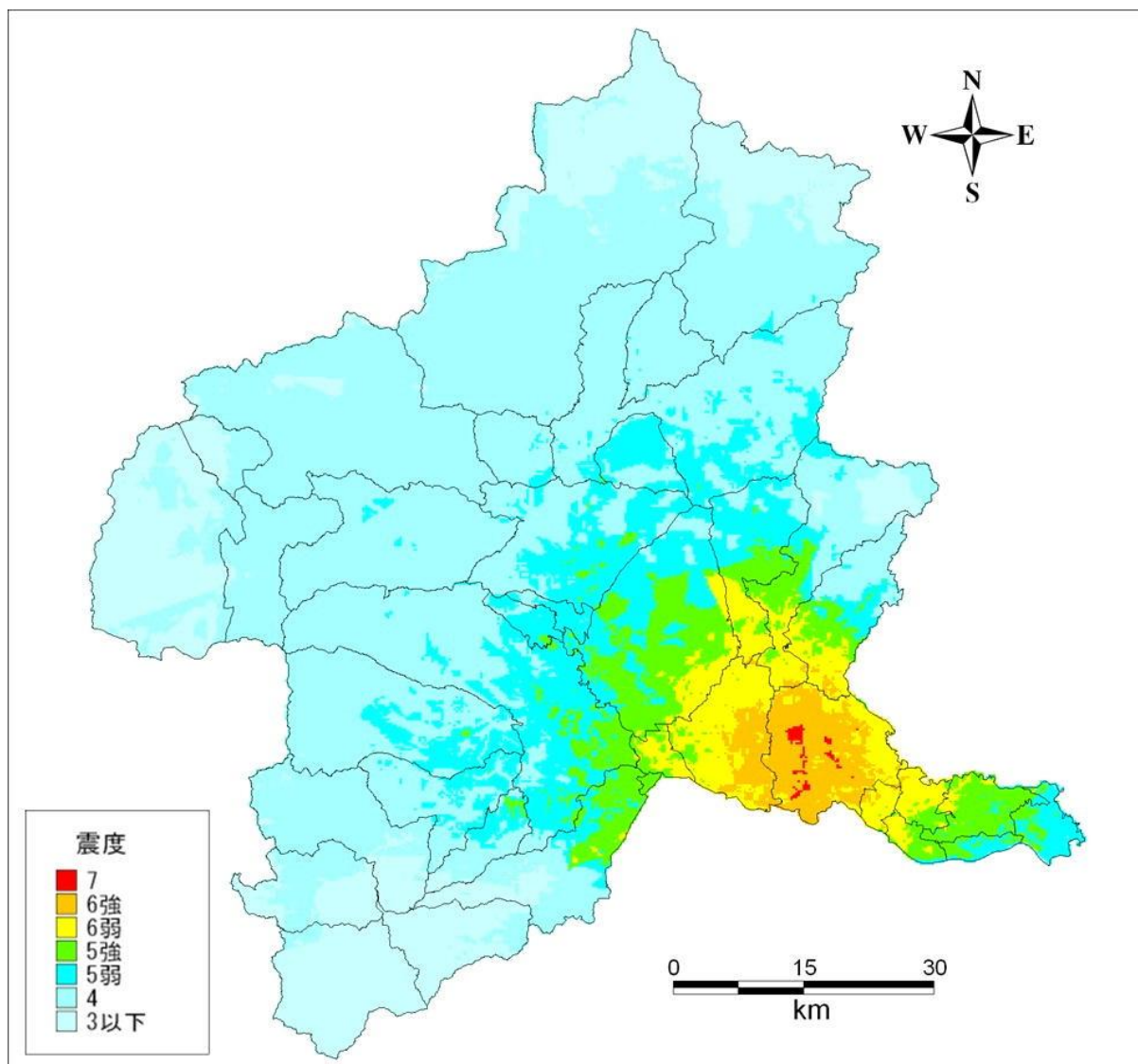
市町村別の震度(6弱以上)状況

市町村名	震度		
	7	6強	6弱
藤岡市			
高崎市			
安中市			
富岡市			
甘楽町			
伊勢崎市			
太田市			
玉村町			
前橋市			
大泉町			
下仁田町			
千代田町			
館林市			

市町村名	震度		
	7	6強	6弱
邑楽町			
桐生市			
渋川市			
東吾妻町			
榛東村			
神流町			
みどり市			
板倉町			
明和町			
吉岡町			
中之条町			
長野原町			

※市町村の並び順は、大きい震度が分布する面積が広い方から表示

【 太田断層による地震(M7.1) 】



市町村別の震度(6弱以上)状況

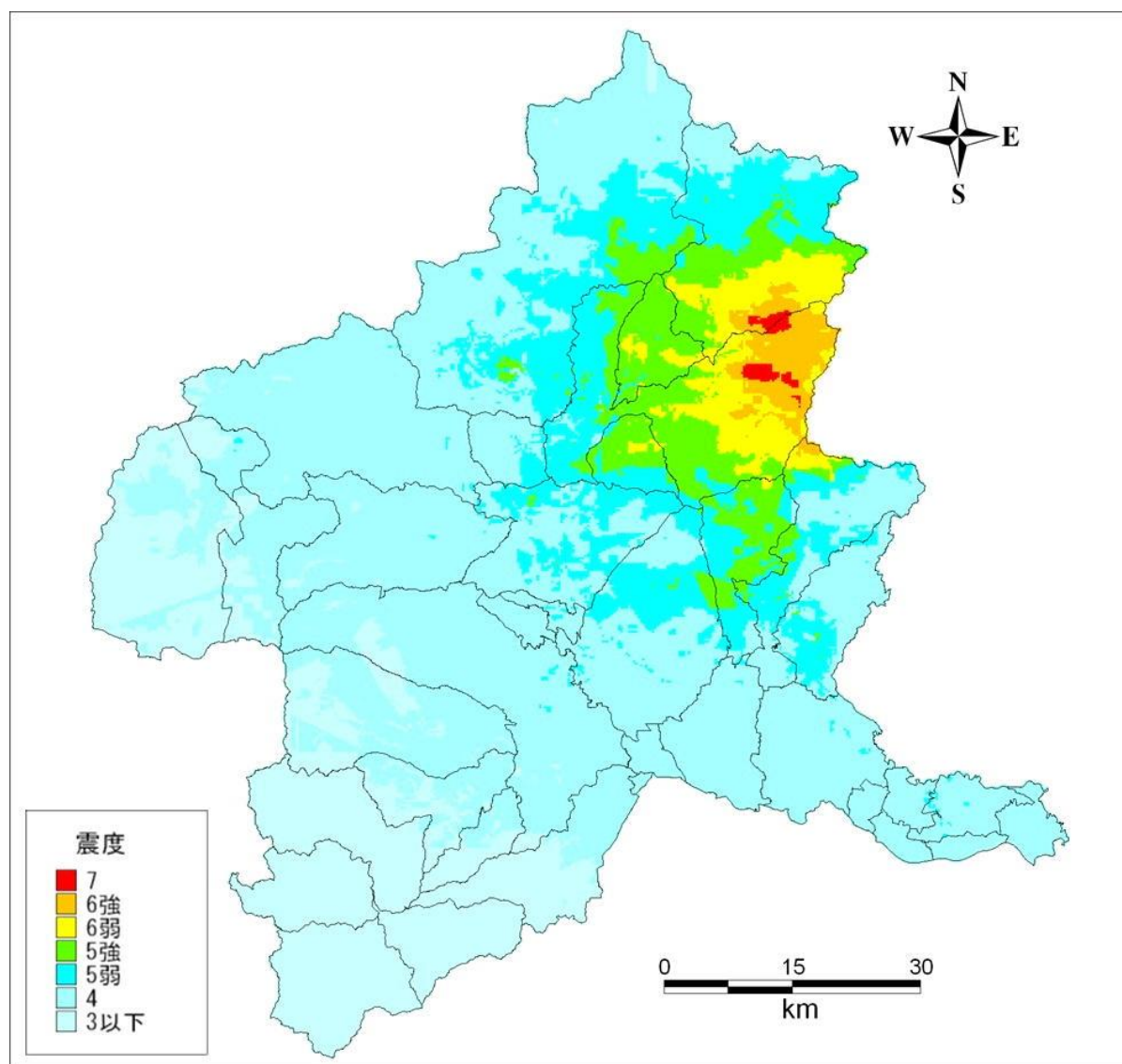
市町村名	震度		
	7	6強	6弱
太田市			
伊勢崎市			
桐生市			
大泉町			
みどり市			
邑楽町			
前橋市			
玉村町			
千代田町			
館林市			
藤岡市			
高崎市			
板倉町			

【 太田断層 】

太田市周辺に分布する活断層、断層の長さは約18km。
2009年、熊原康博氏(群馬大学教育学部)・近藤久雄氏(産業技術総合研究所)の共同調査により、存在が確認された。発生確率等については、十分な知見が得られていないため明らかにされていない。

※市町村の並び順は、大きい震度が分布する面積が広い方から表示

【 片品川左岸断層による地震(M7.0) 】



市町村別の震度(6弱以上)状況

市町村名	震度		
	7	6強	6弱
沼田市			
片品村			
みどり市			
川場村			
昭和村			
桐生市			

【 片品川左岸断層 】

沼田市周辺に分布する活断層、断層の長さは約7～9km。
「新編日本の活断層」(活断層研究会編, 1991) 及び「活断層詳細デジタルマップ」(中田・今泉, 2002) による。
発生確率等については、十分な知見が得られていないため明らかにされていない。

※市町村の並び順は、大きい震度が分布する面積が広い方から表示

(2) 物的・人的・経済被害等の予測結果（冬の5時、冬の18時）

【冬の5時（1）】

大多数の人が住宅で就寝中に被災して、住宅の倒壊や家具の転倒などによる死傷者数が最も多くなるケース。1995年兵庫県南部地震と同じ発生時間帯。

条件	冬の5時（風速9m/秒）		関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震
想定地震	地震の規模及びタイプ等	規模 タイプ 震度分布	マグニチュード8.1 活断層（地震調査研究推進本部（2005）による） 県南西部を中心に震度6強の範囲が大きく広がり、震度7の地点も存在する。震度6強は、県南東部にも広がっている。	マグニチュード7.1 活断層（熊原・近藤（2009）による） 県南東部に震度6強の範囲が広がり、震度7の地点も存在する。	マグニチュード7.0 活断層（新編日本の活断層（1991）及び活断層デジタルマップ（2002）による） 県北東部に震度6強の範囲が広がり、震度7の地点も存在している。
物的被害	建物被害	全壊棟数	59,044 棟	21,897 棟	341 棟
		半壊棟数	133,317 棟	53,151 棟	1,374 棟
		合計	192,361 棟	75,048 棟	1,715 棟
		焼失棟数	1,412 棟	380 棟	0 棟
	交通施設	道路の到達圏	県庁から車で到達時間（地震前） 0.5 時間 （高崎市役所まで） 県庁から車で到達時間（地震後1か月間） 1.0 時間 （高崎市役所まで）	1.0 時間 （太田市役所まで） 1.5 時間 （太田市役所まで）	1.5 時間 （片品村役場まで） 3.0 時間 （片品村役場まで）
		鉄道橋脚	損壊（運行不能） 6 箇所	3 箇所	0 箇所
		ライフライン	断水世帯数 482,024 世帯 被災人口 37,143 人 供給停止戸数 51,840 戸 LPガス 被害件数 4,690 件 停電率 11.1 % 不通回線数 7,365 回線	217,423 世帯 15,773 人 29,657 戸 2,343 件 4.5 % 2,887 回線	1,520 世帯 694 人 0 戸 29 件 0.022 % 15 回線
	人的被害	死者数	揺れ（全壊・半壊） 2,887 人 （うち屋内収容物の転倒等） (80) 人 ブロック塀等の転倒 2 人 屋外落下物 0 人 土砂災害 236 人 火災 8 人 小計 3,133 人	1,098 人 (35) 人 1 人 0 人 32 人 3 人 1,133 人	4 人 — 人 0 人 0 人 19 人 0 人 23 人
			揺れ（全壊・半壊） 17,313 人 （うち屋内収容物の転倒等） (1,422) 人 ブロック塀等の転倒 49 人 屋外落下物 — 人 土砂災害 296 人 火災 85 人 小計 17,743 人	7,781 人 (717) 人 31 人 0 人 40 人 23 人 7,874 人	60 人 (13) 人 1 人 0 人 24 人 0 人 85 人
		死傷者数合計		20,876 人	9,008 人
					108 人

【 冬の5時（2） 】

条件	冬の5時（風速9m/秒）		関東平野北西縁断層帯 主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層 による地震
直接 経済 被害	建物	住宅	16,420 億円	6,605 億円	169 億円
		家財	8,025 億円	3,383 億円	41 億円
		償却資産	1,547 億円	646 億円	8 億円
		在庫資産	995 億円	415 億円	5 億円
		小計	26,987 億円	11,049 億円	223 億円
	ライフライン	上水道	207 億円	93 億円	1 億円
		下水道	1,229 億円	516 億円	30 億円
		都市ガス	114 億円	65 億円	0 億円
		LPガス	10 億円	5 億円	— 億円
		電力	133 億円	54 億円	— 億円
		小計	1,693 億円	735 億円	31 億円
	交通施設	道路	289 億円	31 億円	6 億円
		鉄道	265 億円	63 億円	0 億円
		小計	554 億円	94 億円	6 億円
	経済被害合計		29,234 億円	11,878 億円	260 億円
その他	震災廃棄物	重量（木造＋非木造）	869.9 万トン	362.7 万トン	8.4 万トン

※1 数値は、小数点以下で四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

※2 「—」は、0.5未満の数値を表しています。

※3 季節・時刻によって影響を受けない被害については、冬の18時における数値を用いています。

【冬の18時（1）】

火気の使用が一年中で最も多く、地震による出火数や火災の被害が最も多くなる平日のケース。

条件	冬の18時（風速9m/秒）		関東平野北西縁断層帯 主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層 による地震	
想定地震	地震の規模及び タイプ等		規模	マグニチュード8.1	マグニチュード7.1	マグニチュード7.0
			タイプ	活断層（地震調査研究推進本部（2005）による）	活断層（熊原・近藤（2009）による）	活断層（新編日本の活断層（1991）及び活断層デジタルマップ（2002）による）
			震度分布	県南西部を中心に震度6強の範囲が大きく広がり、震度7の地点も存在する。震度6強は、県南東部にも広がっている。	県南東部に震度6強の範囲が広がり、震度7の地点も存在する。	県北東部に震度6強の範囲が広がり、震度7の地点も存在している。
物的被害	建物被害		全壊棟数	59,044棟	21,897棟	341棟
			半壊棟数	133,317棟	53,151棟	1,374棟
			合計	192,361棟	75,048棟	1,715棟
			焼失棟数	12,968棟	4,146棟	0棟
	交通施設	道路の到達圏	県庁から車で の到達時間 （地震前）	0.5時間 （高崎市役所まで）	1.0時間 （太田市役所まで）	1.5時間 （片品村役場まで）
			県庁から車で の到達時間 （地震後1か月間）	1.0時間 （高崎市役所まで）	1.5時間 （太田市役所まで）	3.0時間 （片品村役場まで）
	鉄道橋脚	損壊（運行不能）	6箇所	3箇所	0箇所	
	ライフライン	上水道	断水世帯数	482,024世帯	217,423世帯	1,520世帯
		下水道	被災人口	37,143人	15,773人	694人
		都市ガス	供給停止戸数	51,840戸	29,657戸	0戸
		LPガス	被害件数	4,690件	2,343件	29件
		電力	停電率	11.8%	4.7%	0.022%
		通信	不通回線数	15,041回線	4,763回線	15回線
人的被害	死者数		揺れ（全壊・半壊）	2,271人	959人	3人
			（うち屋内収容物の転倒等）	(65)人	(29)人	—人
			ブロック塀等の転倒	15人	9人	—人
			屋外落下物	—人	0人	0人
			土砂災害	130人	17人	11人
			火災	239人	68人	0人
			小計	2,655人	1,054人	14人
	負傷者数		揺れ（全壊・半壊）	13,689人	6,205人	44人
			（うち屋内収容物の転倒等）	(1,153)人	(595)人	(11)人
			ブロック塀等の転倒	535人	322人	15人
			屋外落下物	1人	—人	0人
			土砂災害	163人	22人	13人
			火災	722人	282人	0人
			小計	15,109人	6,831人	72人
	死傷者数合計			17,764人	7,884人	86人

【 冬の18時（2） 】

条件	冬の18時（風速9m/秒）		関東平野北西縁断層帯 主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層 による地震
人的被害	避難者数	直後	253,918 人	108,471 人	766 人
		1日後	543,589 人	244,864 人	766 人
		2日後	536,871 人	241,244 人	766 人
		4日後	340,820 人	149,389 人	766 人
		1ヵ月後	262,270 人	108,471 人	766 人
	帰宅困難者数	群馬県内	146,100 人	104,401 人	0 人
直接経済被害	建物	住宅	18,178 億円	7,190 億円	169 億円
		家財	8,998 億円	3,737 億円	41 億円
		償却資産	1,696 億円	696 億円	8 億円
		在庫資産	1,090 億円	448 億円	5 億円
		小計	29,962 億円	12,070 億円	223 億円
	ライフライン	上水道	207 億円	93 億円	1 億円
		下水道	1,229 億円	516 億円	30 億円
		都市ガス	114 億円	65 億円	0 億円
		LPガス	10 億円	5 億円	— 億円
		電力	150 億円	60 億円	— 億円
		小計	1,710 億円	740 億円	31 億円
	交通施設	道路	289 億円	31 億円	6 億円
		鉄道	265 億円	63 億円	0 億円
		小計	554 億円	94 億円	6 億円
	経済被害合計		32,226 億円	12,904 億円	260 億円
その他	食料・飲料水 過不足量(△が不足)	食料（1日後）	1,118,699 食	944,606 食	647,100 食
		飲料水（1日後）	1,039,374 リットル	656,827 リットル	222,682 リットル
	震災廃棄物	重量（木造＋非木造）	877.9 万トン	366.1 万トン	8.4 万トン

※1 数値は、小数点以下で四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

※2 「—」は、0.5未満の数値を表しています。

第6節 減災目標

近年、群馬県では大規模地震は発生していないが、過去には大規模地震が生じていた痕跡がある。

地震は、たとえ発生確率が低くても、いったん発生すればその被害は甚大なものとなる可能性がある。低い発生確率を示す数値は、決して安全を示す数字ではない。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震という巨大地震により多くの尊い命が失われた。千年に一回発生するとされた地震、一生のうちに遭わない確率の方が高い地震が、我々が生きている間に発生した。今を生きている私たちにとっては、発生したことが事実であり、「今後もまた発生することがある」ということを認識して、未来の安全・安心な生活を守るために、いつ発生するかわからない大規模地震に対してもしっかりとした備えをしていかなければならない。

このことから、平成23年度から平成24年度にかけて実施した「群馬県地震被害想定調査」の被害想定結果を受け、平成24年度に外部有識者等で構成する群馬県地震防災戦略策定検討委員会及び庁内ワーキンググループを設置するとともに、市町村、防災関係機関等の協力を得て、今後、本県において大規模地震が発生した場合、被害を可能な限り抑止・減少させるために、「減災目標」の設定と各種地震対策で構成する『群馬県地震防災戦略』を策定した。

以下にその概要を示す。

1 計画期間

平成25年度からの令和4年度までの10年間

2 減災目標

県や市町村、県民などが各種対策を実施することにより、群馬県地震被害想定調査において想定した想定地震（関東平野北西縁断層帯主部による地震、太田断層による地震、片品川左岸断層による地震）について、下表のとおり死者数を60%、経済被害額を50%減少させる。

想定地震	死者数(人)		経済被害額(億円)	
	平成24年度	令和4年度	平成24年度	令和4年度
関東平野北西縁断層帯主部による地震	3,133	1,253	32,226	16,113
太田断層による地震	1,133	453	12,904	6,452
片品川左岸断層による地震	23	9	260	130

3 地震被害を抑止・減少させるための対策

群馬県地震防災戦略では、3つの基本目標「1. 県民の生命を守る（犠牲者の軽減）」、「2. 県民の生活を守る（不便の軽減）」、「3. 経済被害を減らす（被害額の軽減）」のもとに、7つの方針（大柱）、15の施策分野（中柱）、29の施策項目（小柱）、64の施策・事業による施策体系を構築し、各種対策（施策・事業）を効果的に推進する。

基本目標を構成する方針（大柱）に基づき、発災前～発災後において備えるべき64の各種対策（施策・事業）の概要は以下のとおり。

■基本目標1：県民の生命を守る（犠牲者の軽減）

方針1 発生前に行うこと（予防対策）

- 自らの命を守り、家族と地域住民の命を守る対応力を身につけるための対策
- 住宅やライフライン施設等の耐震化などを促進することにより、県民の生命を守る対策
- 揺れによる土砂災害等を防ぐとともに、それらに起因する集落の孤立を防止・解消する対策

1 防災教育の推進

- ・児童生徒が自然災害に対する正しい知識と行動を身につけるための対策

2 防災意識の啓発

- ・日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に迅速に行動するための対策

3 自主防災組織の育成

- ・地域に精通した自主防災組織等の育成により、地域の災害対応力を向上させる対策

4 防災訓練の実施（県民の防災・減災意識の高揚）

- ・災害発生直後における地域の災害対応力を向上させる対策

5 男女共同参画の視点からの対応

- ・男女双方の視点を震災対応の各段階において反映させる対策

6 住宅の耐震化の促進、7 社会福祉施設の耐震化の促進、8 教育施設の耐震化の促進、9 その他施設の耐震化の促進

- ・地震による建物倒壊がもたらす人的被害を減らす対策

10 家具類の転倒・落下防止対策等の促進

- ・地震による屋内家具・家電等の転倒、窓ガラスの飛散及び外壁の破損・落下がもたらす人的被害を減らす対策

11 ブロック塀の安全対策の促進、63 屋外広告物の安全点検の推進

- ・地震によるブロック塀等の倒壊がもたらす人的被害を減らす対策

12 上水道施設の耐震化の促進、13 下水道施設の耐震化の促進、14 ガス供給施設の耐震化の促進、15 電力・通信施設の耐震化の促進

- ・地震によるライフラインの寸断がもたらす人的被害の拡大や住民の生活支障、経済活動の停滞を抑制する対策

16 道路の整備及び防災対策の強化、17 道路橋梁の耐震化の促進、18 鉄道橋梁の耐震化の促進

- ・地震による道路交通ネットワークの寸断がもたらす人的被害の拡大や住民の生活支障、経済活動の停滞を抑制する対策

19 密集市街地の整備、20 建物の耐火性能の向上

- ・同時多発的に発生する地震火災の延焼拡大による人的・物的被害を減らす対策

21 避難地・避難路の整備

- ・地震発生時の避難行動や応急活動の停滞による人的被害の拡大を抑制する対策

22 常備消防の機能強化、23 消防団の機能強化、24 消防水利の確保、25 家庭内における火災対策の強化

- ・地震発生時の火災がもたらす人的・物的被害の拡大を抑制する対策

26 急傾斜地崩壊対策及び治山対策の推進、27 大規模土砂災害対策の推進、28 造成宅地災害対策の推進

- ・地震に伴う土砂災害がもたらす人的・物的被害等を減らす対策

29 ため池対策の推進

- ・地震に伴うため池崩壊がもたらす人的・物的被害等を減らす対策

30 孤立集落対策の強化 ・地震に伴う土砂災害等で引き起こされる集落の孤立を防止・解消する対策
64 水位局の停電対策の推進 ・地震に伴う停電で引き起こされる河川水位の観測停止を防止する対策
方針2 発災直後に行うことへの備え（初動対策） ○人命救助や被害拡大を防ぐための活動や情報収集体制を強化する対策 ○医療救護体制の強化、避難所運営や災害時要援護者を救うための体制を強化する対策
31 災害時の活動体制の強化 ・初動対応を迅速に行い、被害の拡大を抑制する対策
32 道路の通行・交通規制体制の整備 ・渋滞等による救助・救急、消火及び医療救護活動の停滞を抑制する対策
33 業務継続計画の策定（県・市町村・国） ・災害時においても通常業務を継続し、災害応急対策業務を円滑に実施するための対策
34 広域応援・受援体制の整備、ライフライン事業者との連携強化 ・円滑な広域応援・受援などにより、被災者の生活支障を減らす対策
35 避難所運営体制の整備 ・円滑な避難所の開設や運営を行い、被災者の生活支障を減らす対策
36 帰宅困難者対策の強化 ・広域的な帰宅困難者の発生を抑制する対策
37 情報通信手段の整備 ・迅速かつ正確な情報を入手し、人的・物的被害の拡大を抑制する対策
38 県民への情報発信体制の整備 ・災害発生時に県民へ正確な情報を提供し、人的被害の拡大等を抑制する対策
39 医療・救護・搬送体制の強化 ・災害時における人的被害の拡大を抑制する対策
40 災害時要援護者の避難支援体制の整備 ・災害時要援護者の避難活動や避難生活支援を円滑に行い、人的被害や避難生活における負担を減らす対策
方針3 発災後から行うことへの備え（応急・復旧対策） ○助かった人命を守るための物資等の確保や心と体の不安を取り除くための対策 ○生活基盤となるライフライン施設などを早期に復旧するための対策
41 備蓄物資の確保対策の推進 ・災害時に必要な物資を備蓄し、被災者の生活支障を減らす対策
42 食料・生活必需品等の調達・供給体制の整備、43 応急給水体制の整備 ・災害時に必要な物資を調達・供給し、被災者の生活支障を減らす対策
44 トイレ・下水処理体制の整備 ・被災者の生活支障を減らし、衛生環境の悪化を低減させる対策
45 被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備 ・被災宅地の崩壊や被災建築物の倒壊による二次災害の発生を防ぐ対策
46 被災者の健康管理・メンタルケア対策の強化 ・被災者の身体的・精神的負担を減らし、衛生環境の悪化を低減させる対策
47 被災者の相談受付体制の整備 ・被災者の精神的負担等を減らす対策
48 上水道施設の応急復旧体制の整備、49 下水道施設の応急復旧体制の整備、50

ガス供給施設の応急復旧体制の整備、51 停電の早期解消及び通信ネットワークの早期復旧体制の整備、52 交通施設の早期復旧体制の整備 ・地震によるライフライン・交通網の寸断がもたらす人的被害の拡大や被災者の生活支障、経済活動の停滞を抑制する対策 53 河川施設の応急復旧体制の整備 ・地震による河川堤防の沈下や崩壊、護岸の損壊等がもたらす被害を減らす対策
--

■基本目標2：県民の生活を守る（不便の軽減）

方針1 発災後～1か月間に行うことへの備え（応急・復旧対策） ○被災したライフライン施設などを早期に復旧し、被災者の生活を安定させるための対策 54 被災者の生活安定化・支援体制の整備 ・被災者の生活を安定させ、治安を維持する対策 55 災害ボランティア活動体制の整備 ・ボランティア活動を促進し、早期の復旧・復興に寄与する対策
方針2 発災後1か月以降に行うことへの備え（復旧・復興対策） ○被災から立ち直り、安定した県民生活を早期に実現させるための対策 56 被災者用住宅の確保対策の検討、57 地震保険の加入促進 ・被災後の住宅を円滑に確保・修理し、被災者の安定した生活を早期に実現する対策 58 災害廃棄物等の処理体制の整備 ・災害廃棄物を円滑に処理し、被災地の早期の復旧・復興に寄与する対策 59 復興計画の作成 ・早期の計画的な復興に寄与する対策

■基本目標3：経済被害を減らす（被害額の軽減）

方針1 発災前に行うこと（予防対策） ○住宅やライフライン施設等の耐震化などを促進することにより、直接的な経済被害を減らす対策 60 工業用水道施設の耐震化の促進 ・地震の揺れによる施設の損傷等で工業用水の供給不全がもたらす企業の経済活動の停滞を抑制する対策
方針2 発災後から行うことへの備え（応急・復旧対策） ○企業活動が被災後に迅速に立ち直り、経済被害の拡大を防ぐ対策 61 工業用水道施設の応急復旧体制の整備 ・地震の揺れによる施設の損傷等で工業用水の供給不全がもたらす企業の経済活動の停滞を速やかに解消する対策 62 事業者による事業継続の取組の推進 ・事業者が災害時における業務を継続し、早期復旧を図ることにより、経済被害の拡大を抑制する対策

第1部 総則 第6節 減災目標

これら64の施策・事業のうち、代表指標の現況値と目標は下表のとおり。

No	施策・事業	代表指標	現況		目標	
3	自主防災組織の育成	自主防災組織の組織率	85.9%	H29.4.1	100%	R4年度
6	住宅の耐震化の促進	住宅の耐震化率	82.5%	H29年	95%	R2年度
8	教育施設の耐震化の促進	教育施設の耐震化率 (県立学校施設)	100%	H29年度末	100%	達成済み
		教育施設の耐震化率 (市町村立小中学校)	99.9%	H29年度末	100%	H31年度
9	その他施設の耐震化の促進	多数の者が利用する建築物の耐震化率	86.2%	H29年	95%	R2年度
10	家具類の転倒・落下防止対策等の促進	家具類の固定率	3.8%	H28.6	50%	R4年度
12	上水道施設の耐震化の促進	上水道の基幹管路の耐震適合率	40.0%	H28年度末	49.3%	R3年度
13	下水道施設の耐震化の促進	下水管路の耐震化率	100%	H29年度末	100%	達成済み
14	ガス供給施設の耐震化の促進	低圧ガス導管の耐震化率	92.4%	H29年度末	90%	達成済み
15	電力・通信施設の耐震化の促進	緊急輸送道路の電線共同溝による無電柱化延長	32.7km	H29年度末	46.4km	R9年度末
19	密集市街地の整備	土地区画整理完了率	82%	H29年度末	86%	R4年度
21	避難地・避難路の整備	土地区画整理完了率	82%	H29年度末	86%	R4年度
22	常備消防の機能強化	消防署所の消防ポンプ自動車数	137台	H29.4.1	達成済み	
23	消防団の機能強化	消防団員充足率	91.9%	H29.4.1	96%	R4年度
25	家庭内における火災対策の強化	住宅用火災警報器の設置率	71.8%	H29.6.1	毎年度5%増加	
26	急傾斜地崩壊対策及び治山対策の推進	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域内の危険箇所対策数 (対象：要配慮者利用施設)	31箇所	H29年度末	47箇所	R9年度
		土砂災害特別警戒区域内の危険箇所対策数 (対象：避難所)	7箇所	H29年度末	35箇所	R9年度
		山腹崩壊危険地区内の危険箇所対策数 (対象：要配慮者利用施設)	2箇所	H29年度末	12箇所	R4年度
28	造成宅地災害対策の推進	「大規模盛土造成地」マップの作成・公表市町村数	5市町	H29年度末	35市町村	31年度末
39	医療・救護・搬送体制の強化	群馬DMATの養成	55チーム	H29年度末	45チーム 62チーム	達成済み H34年度
		災害拠点病院のヘリポート整備数	7病院	H31.1.3	6病院	達成済み
40	避難行動要支援者の避難支援体制の整備	市町村における「避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）」の着手率	40%	H30.6.1	100%	R4年度
		市町村における「福祉避難所」の指定率	94%	H31.2.1	100%	R4年度
45	被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備	被災宅地危険度判定士登録者数	828名	H29年度末	800名	R4年度
		被災建築物応急危険度判定士登録者数	1,957名	H29年度末	2,000名	R2年度

第2部 災害予防

地震に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大規模地震が発生しても、それに耐えられる県土をつくる
- 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する
- 「自らの命は自らが守る」ための住民の防災活動を推進する
- 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める

第1章 地震に強い県土づくり

地方公共団体は、治山、治水その他の国土の保全に関する事項、建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項の実施に努めることとされている。(災対法第8条第2項第2号、第3号、第4号)このため、県、市町村、指定地方公共機関その他の防災関係機関は、次の計画の実現に向けて努力するものとする。

第1節 県土の保全

河川管理者(県県土整備部、関東地方整備局、市町村)、農業用排水施設管理者、堤防・水門等の管理者、土砂災害防止事業実施機関、市町村

1 水害防止事業の推進

- (1) 地震による堤防や水門等の損壊に伴う水害の発生を防止するため、河川管理者、農業用排水施設管理者その他堤防・水門等の管理者は、それぞれが管理する施設について平時から巡視・点検を励行し、危険度の高い箇所から順次計画的に補強又は改修を進めるものとする。
- (2) 市町村は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

2 土砂災害防止事業の推進

- (1) 地震による土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の土砂災害の発生を防止するため、土砂災害防止事業の各実施機関は、土砂災害に係る危険箇所を「砂防指定地」(砂防法)、「地すべり防止区域」(地すべり等防止法)、又は「急傾斜地崩壊危険区域」(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)の指定の推進に努めるとともに、危険度の高い箇所から順次計画的に砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、及び治山事業を計画的に進めるものとする。
- (2) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況等に関する基礎調査を行い、市町村長の意見を聴きながら、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定を行うものとする。
- (3) 県(危機管理課、建築課)及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを国(国土交通省)等と協力して作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。
- (4) 県(地域創生部、環境森林部、農政部、県土整備部)及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検や宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく既存盛土等調査を踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や改善命令など、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。また、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

〈関係資料〉資料編3-2 砂防指定地数一覧表

同 3-3 地すべり防止区域数一覧表(県土整備部関係)

同 3-4 地すべり防止区域一覧表(県土整備部関係)

同 3-5 地すべり防止区域一覧表(環境森林部関係)

同	3-6	地すべり防止区域一覧表(耕地関係)
同	3-7	急傾斜地崩壊危険区域一覧表
同	3-8	急傾斜地崩壊危険区域一覧表
同	3-11	山地災害危険地区数一覧表(民有林)
同	3-12	山地災害危険地区数一覧表(国有林)
同	3-13	災害危険区域に関する類似用語の説明
同	3-14	土砂災害警戒区域等の指定状況
同	3-15	土砂災害警戒区域等の指定状況一覧表

第2節 地震に強いまちづくりの推進

県(県土整備部)、市町村

1 地震に強いまちづくりの推進

県及び市町村は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努めるものとする。

また、都市計画を定めるに当たっては、地震に強い都市構造の形成のため、必要に応じて、「防火地域」又は「準防火地域」を定め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上重要な市街地の整備を推進するとともに、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを推進するよう努めるものとする。

特に、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地帯などについては、計画的に整備するよう努めるものとする。

さらに、災害時における電気・水道・ガス・通信サービス等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努めるものとする。

2 密集市街地の整備

県は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第3条の防災再開発の方針を定めるに当たっては、密集市街地(同法第2条第1号に規定するもの)の防災上の配慮が特に必要とされることから、密集市街地の土地の区域内の各街区について防災街区としての整備を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区(以下「防災再開発促進地区」という。)及び当該地区の整備又は開発の計画の概要を盛り込むものとする。

県及び市町村は、防災再開発促進地区における市街地の再開発を促進するため、防災街区整備地区計画その他の都市計画の決定、市街地の再開発に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 都市防災構造化推進事業の利用

県及び市町村は、地震に強いまちづくりを推進するに当たっては、以下の各事業を必要に応じて利用するものとする。

- ①災害危険度判定等調査事業
- ②住民等のまちづくり活動支援事業

第3節 建築物の安全化

県(県土整備部ほか)、市町村、施設管理者、建築物所有者

1 建築物の耐震性の確保

県(建築課)及び市町村は、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)

現行の建築基準法の適用を受けない既存建築物の所有者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下この節において「耐震改修促進法」という。)の規定により、耐震診断及び耐震改修に努めることとされている。

県及び建築主事を置く市は、必要に応じて、学校や病院などの多数の者が利用する建築物等の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について指導及び助言等の措置を行うものとする。

(2) 群馬県耐震改修促進計画

耐震改修促進法では、大規模地震に備えて多数の者が利用する建築物や住宅の耐震診断及び耐震改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の策定を都道府県に義務付けている。

群馬県が策定した群馬県耐震改修促進計画では、多数の者が利用する建築物及び住宅(耐震シェルター等により減災化した住宅を含む。)の耐震化の数値目標を令和7年度までに95%としている。

(3) 耐震改修に係る支援制度

群馬県耐震改修促進計画の目標達成に向けて、県と市町村が協働し、一定の条件の下で活用可能な耐震化の支援制度を設けているため、その周知を図ることとする。

2 公共建築物及び防災上重要な建築物の安全性の確保

(1) 県、市町村及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な施設(以下この節において「公共建築物等」という。)については、耐震性の確保に特に配慮するものとする。具体的には、次の建築物が対象となる。

- ① 県庁舎、市町村役場、公民館等の建築物のうち不特定多数の者が利用するもの
- ② 学校(専修学校及び各種学校を含む。)、体育館
- ③ 病院、診療所
- ④ 劇場、観覧場、集会場、展示場、映画館、演芸場、公会堂
- ⑤ 百貨店、卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ⑥ 運動施設(ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する施設)
- ⑦ ホテル又は旅館
- ⑧ 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿
- ⑨ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- ⑩ 博物館、美術館又は図書館
- ⑪ 遊技場、公衆浴場
- ⑫ 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- ⑬ 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これに類するサービス業を営む店舗
- ⑭ 工場
- ⑮ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- ⑯ 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- ⑰ 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

なお、県及び市町村は、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

- (2) 県及び市町村は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- (3) 県及び市町村は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

3 建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進

県、市町村及び建築物の所有者は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

4 文化財の保護

県及び市町村は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

5 空家等の把握

市町村は、平時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第4節 ライフライン施設の機能確保

県、市町村、ライフライン事業者(電気、都市ガス、L P ガス、石油、通信サービス、水道、下水道、廃棄物処理)、公共機関

1 ライフライン施設の機能確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、市町村、ライフライン事業者は、次によりライフライン施設の機能確保を図るものとする。
 - ア 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。
 - イ 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。
 - ウ 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
 - エ 市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。
- (2) 県、市町村及び公共機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

2 防災体制の整備

ライフライン事業者は、防災業務計画を作成し、次により防災体制の整備を図るものとする。

- (1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- (3) 情報連絡体制を整備する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との広域的な応援体制を整備する。
- (5) 防災訓練を実施するとともに県又は市町村が実施する防災訓練に積極的に参加する。
- (6) 医療機関等の人命に係わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるとともに、早期復旧が可能な体制を整備する。

3 応急復旧用資機材の整備

- (1) ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行するものとする。
- (2) 水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

4 需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平時から需要者が心掛けるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努めるものとする。

5 関係機関が連携した長期停電・通信障害対策

県（危機管理課及び関係課）、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力に努めるものとする。

- 〈関係資料〉 資料編 4－1 市町村等別水道担当連絡先一覧表
同 4－2 市町村等別し尿処理施設担当連絡先一覧表
同 4－3 市町村下水道担当連絡先一覧表
同 4－4 県内都市ガス会社等連絡先一覧表
同 4－5 県内LPガス団体連絡先
同 8－8 群馬県水道災害相互応援協定
同 8－9 群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定

第5節 液状化対策

公共施設の管理者、多数の者が利用する施設の管理者、県(県土整備部)、市町村

1 公共施設等における液状化被害の防止

公共施設の管理者及び病院、学校、百貨店、ホテル等多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施するものとする。特に、大規模開発に当たっては、液状化被害の防止に特段の配慮を行うものとする。

2 液状化対策の知識の普及

県(建築課)及び市町村は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等のマニュアル等による普及を始め、住民への液状化対策の知識の普及を図るものとする。

第6節 危険物施設等の安全確保

(事故災害対策編第4部「危険物等災害対策」に準ずる。)

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

災害時の備えとして、県、市町村及びその他防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。その上で、地震が発生し、大規模な被害が発生した場合は、県、市町村、指定地方公共機関その他の防災関係機関は、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を最小限に抑えるための活動を行う。

また、県及び市町村は、平時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

災害応急対策の内容は、最初に被害規模等を把握するための情報収集を迅速に行い、次いでその情報に基づいて所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進め、さらには避難対策、必要な生活支援（食料、水等の供給）の実施である。

特に、避難については、「命を守る避難」、「短期の避難生活」、「長期の避難生活」の3つの段階に分けて検討することが重要である。命を守る避難として分散避難の推進、短期の避難生活として寝床（ベッド）、食事、トイレ等をはじめとした避難所生活の質の向上、長期の避難生活として応急仮設住宅等への早期移行など、各段階において、県民、行政、民間事業者、地域コミュニティ、NPO等オール群馬で取り組むものとする。

また、市町村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

（以下震災対策編において、「高齢者等避難」及び「避難指示」をまとめて「避難指示等」という。）

市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。県（危機管理課、河川課、砂防課、各土木事務所）は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。

また、県及び市町村は、国（内閣府等）と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。

さらに、効果的・効率的な防災対策を行うためには、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

市町村は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフラインの応急復旧、被災者への情報提供、二次災害の防止という段階を踏んで災害応急対策が進められていくものである。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

第1節 緊急地震速報と地震情報

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

緊急地震速報（警報）は、震度5弱以上を予想した場合または、長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域または、長周期地震動階級3以上を予想した地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、気象庁が発表する。緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上が予想される場合または長周期地震動階級4が予想される場合は特別警報（地震動特別警報）に位置づけられる。

緊急地震速報で用いる区域の名称

県名	区域の名称	郡市町村名
群馬県	群馬県北部	沼田市、吾妻郡〔中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町〕、利根郡〔片品村、川場村、昭和村、みなかみ町〕
	群馬県南部	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡〔榛東村、吉岡町〕、多野郡〔上野村、神流町〕、甘楽郡〔下仁田町、南牧村、甘楽町〕、佐波郡〔玉村町〕、邑楽郡〔板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町〕

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

(2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は気象庁から日本放送協会（NHK）に伝達される。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市町村の防災無線等を通して住民に伝達される。

2 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、群馬県は群馬県北部と群馬県南部の2区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。

	・若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長期地震動階級1以上を観測した場合	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を10分程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

3 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

（1）地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

（2）管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月ごとまたは週ごとに作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週ごとの資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日午後（金曜日が休日の場合は、それ以降の最初の平日）に発表している。

4 南海トラフ地震関係

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といい、昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから70年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大規模地震の切迫性が高まってきている。

気象庁では、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の発表を行う。

情報の種類と発表条件

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※防災対応がとりやすいよう キーワードを付して情報発表	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ※想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）	

第2節 情報の収集・連絡体制の整備

県(総務部)、市町村、その他の防災関係機関

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであるから、迅速性と正確性を確保するべく、関係組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

1 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、地震による被害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努めるものとする。

2 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

- (1) 県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、必要な要員の配置、当直体制等を整備するものとする。
- (2) 県(危機管理課)は、被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員を情報収集のため被災地に派遣する場合に、どのような内容をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領をあらかじめ作成の上、県職員に対する研修や訓練等を実施し、情報収集・連絡体制を整備するものとする。
- (3) 県(危機管理課)は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等のないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)及び群馬県総合防災情報システム等を維持・整備し、災害情報等を瞬時に受信・伝達できるよう努めるものとする。
- (4) 市町村は、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。
- (5) 県、市町村及びライフライン事業者は、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- (6) 県(危機管理課)は、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

3 多様な情報の収集体制の整備

- (1) 県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、ヘリコプターテレビシステム、インターネット、消防庁映像共有システム等による情報収集体制を整備するものとする。
- (2) 県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム(群馬県総合防災情報システム、内閣府総合防災情報システム(S O B O - W E B)及び新物資システム(B - P L o))に集約できるよう努める

ものとする。また、県（危機管理課）及び市町村は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。

4 緊急地震速報の伝達体制等の整備

市町村は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

また、受信した緊急地震速報を市町村防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。

なお、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

5 情報の分析整理

県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。また、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。

〈関係資料〉資料編 25－1 群馬県自然災害における被災者氏名等の公表に関するガイドライン

第3節 通信手段の確保

県(総務部)、市町村、電気通信事業者、その他の防災関係機関

災害時における情報の収集・連絡については、通信の確保が不可欠となる。

このため、県、市町村、電気通信事業者その他防災関係機関は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模地震を考慮した対策を講じておくものとする。

1 通信施設の整備及び保守管理の徹底

県(危機管理課)、市町村、電気通信事業者その他防災関係機関は、大規模地震発生時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び耐震性の強化等防災対策を推進し、施設の被災を考慮して通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底するものとする。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化するものとする。

2 災害時優先電話の指定

県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめNTT東日本(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておくものとする。

3 代替通信手段の確保

県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、災害による一般電話回線の途絶又は輻輳により通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努めるものとする。また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。

なお、県(危機管理課)においては、一般加入電話の代替通信手段として、次の無線系の通信手段を備えるものとする。

ア 防災行政無線

県の組織間及び市町村、消防本部その他防災関係機関との間で使用する。

イ 国及び他都道府県との無線系通信手段

(ア)中央防災無線(～中央省庁、他都道府県)

(イ)消防防災無線(～消防庁、他都道府県)、

(ウ)地域衛星通信ネットワーク(～総務省、都道府県等)

(エ)国土交通省多重無線(～国土交通省、他都道府県)

ウ 防災相互通信用無線

群馬県内の防災関係機関相互の通信手段。

エ 衛星携帯電話

危機管理課及び防災航空隊において保有する。

4 通信の多ルート化

県(危機管理課)及び市町村は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークと市町村防災無線を接続すること等により、災害情報を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努めるものとする。

なお、県においては、防災行政無線について、地上系基幹路の大容量化及び衛星系(地域衛星通信ネットワーク)の整備を進めているところであり、衛星系には画像伝送システムを導入し、被災現場から被害の映像を伝送できることとなっている。

5 無線局開設者との連携

県(危機管理課)その他防災関係機関は、災害時に防災関係機関やアマチュア無線連盟加入者等が開設している無線局を利用できるよう、これらの者が加入している「関東地方非常通信協議会」を通じて、平時から連携をし、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

6 通信訓練への参加

県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟、平時からの連携体制の構築等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練(防災訓練の際に実施されるものを含む。)への積極的な参加に努めるものとする。

〈関係資料〉資料編7－1 群馬県防災情報通信ネットワーク図

同 7－2 群馬県地方通信ルート

同 7－3 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定(県～県警察)

第4節 職員の応急活動体制の整備

県、市町村、その他の防災関係機関

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。なお、災害対応に当たる職員等の健康管理を徹底するとともに、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

また、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等並びに県及び市町村の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することも必要である。

1 職員の非常参集体制の整備

- (1) 県及び市町村は、次により職員の非常参集体制の整備を図るものとする。
 - ア 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。
 - イ 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
 - ウ 必要に応じ参集のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を実施する。
- (2) その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた体制の整備を図るものとする。

2 職員に対する応急活動内容の周知徹底

- (1) 県及び市町村は、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直すものとする。
- (2) その他の防災関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ(1)に準じた体制の整備を図るものとする。

3 県における職員の応急活動体制の整備

県は、次により職員の応急活動体制の整備を図るものとする。

- (1) 毎年、所属ごとに動員計画表及び動員連絡系統図を作成し、当該内容を職員に周知する。
- (2) 「災害時等職員アクションマニュアル」を作成し、これを全職員に配布する。
- (3) 県庁舎又は群馬県地域防災センターから2km以内に居住する職員の中から「緊急登庁員」を指名する。
- (4) 毎年、非常招集訓練を実施する。
- (5) 毎年、新規採用職員研修において、災害対策に関する研修を行う。

第5節 防災関係機関の連携体制の整備

県(総務部ほか)、県警察、市町村、消防機関、その他の防災関係機関

防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の連携・応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平時から連携を強化しておく必要がある。

特に、県及び市町村においては、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。

また、相互応援体制や連絡体制の整備に当たっては、訓練を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する必要がある。

1 県における受援・応援体制の整備

- (1) 県(危機管理課)は、災害対策基本法第74条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ隣接県をはじめ広範囲の都道府県との間での応援協定締結に努めるものとする。

なお、本県における応援協定の締結状況は次表のとおりである。

協定の名称	締結年	構成都道府県
震災時等の相互応援に関する協定	平成8年	関東地方知事会所属の1都9県
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	平成8年	全都道府県
航空消防防災相互応援協定	平成11年	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県
消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定	平成12年	新潟県、山梨県、長野県、群馬県
群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定	平成25年	群馬県、埼玉県、新潟県

- (2) 県(危機管理課)は、受援計画や応援計画を定めるとともに、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。
- (3) 県(危機管理課)は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。また、応援職員等の執務スペースを確保すると共に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など日頃から実効性の確保に留意する。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。なお、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。
- (4) 県(危機管理課、県土整備部等)は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材

や装備品等の整備に努めるものとする。

- (5) 県（危機管理課、人事課、市町村課）は、市町村と協力し、訓練等を通じて応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。また、同制度に基づく他の都道府県等からの応援職員の受け入れについても、活用方法の習熟や発災時における円滑な活用に努めるものとする。
- (6) 県（人事課、県土整備部等）は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。
- (7) 県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。

2 県警察における応援体制の整備

県警察は、警察法第60条の規定に基づく応援要請に関し、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣態勢の整備を図るものとする。

3 市町村における受援・応援体制の整備

- (1) 市町村は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、災害廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での相互応援協定の締結に努めるものとする。協定の締結に当たっては、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制になるよう周辺市町村等との締結を考慮するとともに、大規模な地震等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との協定締結についても考慮することとする。

県は、これらの市町村間相互応援体制の整備が円滑に進むよう配慮することとする。

また、市町村は、県への応援要請が迅速に行えるようあらかじめ県との連絡調整窓口等を受援計画等に定めておくなどの必要な準備を行うものとする。

- (2) 市町村は、避難指示等を発令する際に、災害対策基本法61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 市町村は、受援計画を定めるよう努め、また、受援に関する庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保への配慮や応援部隊の活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実効性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。
- (4) 市町村は、県と協力し、応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援及び他の都道府県等からの応援職員の円滑な受け入れの円滑な実施に努めるものとする。
- (5) 市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による

支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

4 消防機関における応援体制の整備

- (1) 消防機関は、消防組織法第39条の規定に基づく応援要請に関し、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、あらかじめ県内及び県外の消防機関との間での応援協定の締結に努めるものとする。

なお、本県では、昭和50年に県内の全消防本部(11本部)が相互応援協定を締結した。

- (2) 消防機関は、消防組織法第44条の規定に基づく広域応援要請に関し、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

5 自衛隊との連携体制の整備

- (1) 県(危機管理課)は、自衛隊(陸上自衛隊第12旅団)への災害派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくものとする。
- (2) 県(危機管理課)は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、相互の情報連絡体制の充実、及び共同の防災訓練の実施に努めるものとする。

6 一般事業者等との連携体制の整備

県、市町村その他防災関係機関は、災害時における食料、水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び資機材等の調達又は役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

7 建設業団体等との連携体制の整備

県及び市町村は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

8 ライフライン事業者との連携体制の整備

県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、県総合防災訓練などの機会を活用し、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど、相互協力体制を構築するよう努めるものとする。

9 郵便局との連携体制の整備

県及び市町村は、あまねく県内に拠点が存在し、かつ各世帯・各事業所まで配達するネットワークを有するなどの強みを持つ、郵便局との新たな協定の締結や協定に定める内容の充実について、郵便局と連携した取組の推進に努めるものとする。

10 救援活動拠点の整備

県及び市町村は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

11 円滑な救助の実施体制の構築

県及び市町村は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

- 〈関係資料〉 資料編 7－5 災害基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定（県～県警察）
- 同 8－1 緊急消防援助隊（基本計画・要請要綱・運用要綱・受援計画）
 - 同 8－3 震災時等の相互応援に関する協定（1都9県）
 - 同 8－4 災害時相互応援及び防災協力に関する協定（3県）
 - 同 8－5 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
 - 同 8－6 航空消防防災相互応援協定（5県）
 - 同 8－7 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定（4県）
 - 同 8－8 群馬県水道災害相互応援協定
 - 同 8－9 群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定
 - 同 8－10 災害時の支援等に関する協定（県～各事業者）
 - 同 10－7 災害救助法による業務委託契約（県～日赤）
 - 同 10－8 災害時の医療救護活動についての協定（県～医師会）
 - 同 10－9 災害救助の協力に関する協定（県～歯科医師会）
 - 同 10－12 医療ガス等の供給に関する協定（県～医療ガス協会）
 - 同 10－13 災害時の医療救護に関する協定（県～県看護協会）
 - 同 10－14 災害時の医療救護に関する協定（県～県薬剤師会）
 - 同 10－15 災害時の医薬品等の供給に関する協定（県～県薬剤師会）
 - 同 10－16 災害時の医薬品等の供給に関する協定（県～県医薬品卸協同組合）
 - 同 10－17 災害時の医療機器等の供給に関する協定（県～県医療機器販売業協会）
 - 同 10－18 災害時の医療救護に関する協定（県～県柔道整復師会）
 - 同 10－19 社会福祉施設の災害時における相互応援に関する基本協定書（県、県社会福祉協議会、福祉関係 11 団体）
 - 同 10－20 災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定
 - 同 10－21 災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書（県～関東甲信越臨床検査薬卸連合会）
 - 同 10－22 災害時の保健衛生に関する協定書（県～県臨床検査技師会）
 - 同 10－23 災害時における弾性ストッキング等の供給に関する協定書（県～災害用弾性ストッキング協会）
 - 同 10－24 群馬県における災害支援ナースの派遣に関する協定（病院・診療所）
 - 同 10－25 群馬県における災害支援ナースの派遣に関する協定（病院・診療所以外）

- 同 11-7 災害時の物資等の緊急運送に関する協定(県～トラック協会)
- 同 11-8 災害時における交通の確保等の業務に関する協定(県～警備業協会)
- 同 11-9 災害時における被災車両等の撤去等に関する協定(県～JAF)
- 同 11-10 災害時等の物資の保管等に関する協定(県～県倉庫協会)
- 同 11-11 災害時における輸送用車両の提供に関する協定(県～県レンタカー協会)
- 同 11-12 災害時の物資等の緊急輸送に関する協定(県～赤帽)
- 同 11-13 災害時における交通の確保等の活動に関する協定(県～県中古車自動車販売協会)
- 同 11-14 災害時における交通の確保等の活動に関する協定(県～県オートバイ事業協同組合)
- 同 11-15 災害時における支援に関する協定書(県～日本自動車販売協会連合会群馬県支部)
- 同 11-16 災害時における物資の輸送及び荷役等に関する協定書(AZ-COM ネットワーク)
- 同 11-17 災害時における緊急輸送等に関する協定書(県～県タクシー協会)
- 同 11-18 災害時における緊急輸送等に関する協定書(県～県バス協会)
- 同 11-19 災害時における物資の緊急輸送等に関する協定書(県～赤十字飛行隊群馬支隊)
- 同 12-5 ヘリポート適地一覧表
- 同 13-4 災害時における物資の供給等に関する協定(県～各業界団体)
- 同 15-1 災害時における放送・報道要請に関する協定(県～各放送・報道機関)
- 同 16-1 群馬県災害時救援ボランティア連絡会議要綱
- 同 17-1 災害応急対策業務に関する基本協定(県～建設業協会)
- 同 17-2 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定(県～プレハブ協会)
- 同 17-3 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定(県～各団体)
- 同 17-4 災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定(県～電設協会)
- 同 17-5 災害時における応急対策業務等の実施に関する協定(県～造園団体協議会)
- 同 17-6 災害時における支援に関する協定(県～交通安全施設業協同組合)
- 同 17-9 災害時における測量、設計等の業務に関する協定(県～測量設計業協会)
- 同 17-10 災害時における停電復旧及び停電の未然防止の連携等に関する基本協定(県～東京電力パワーグリッド)
- 同 17-11 災害時における相互協力に関する基本協定(県～NTT東日本)
- 同 17-12 災害時における復旧支援協力に関する協定(県～日本下水道管路管理業協会)

第6節 防災中枢機能等の確保

県(総務部、生活こども部、県土整備部)、市町村、公共機関、その他の防災関係機関

1 防災中枢機能の整備

- (1) 県、市町村及び公共機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
- (2) 県及び市町村は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

2 災害応急対策に当たる機関の責任

県、市町村、公共機関及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、コージェネレーションシステム、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間の(最低3日間)の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

3 災害活動拠点等の整備

- (1) 県及び市町村は、地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、避難場所、指定避難所等の機能を持つ施設の整備に努めるものとする。
- (2) 県及び市町村は、道路及び都市公園等に県域を超えた応援を受けるための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するよう努めるものとする。
- (3) 県(危機管理課)は、下表の施設を広域防災拠点として位置付け、大規模な災害が発生した場合、応援機関の集結及び駐留拠点としての活用を検討するものとする。

名称	所在地
Gメッセ群馬	高崎市岩押町12番24号
社会医療法人慶友会 慶友整形外科病院 「未来の広場」	館林市赤生田町2267番1

- (4) 県(道路管理課)及び市町村は、防災機能を有する道の駅を防災拠点として位置付け、大規模災害時等の広域的な復旧・活動拠点としての機能強化に努めるものとする。

4 県における防災中枢機能の確保

県(危機管理課・財産有効活用課)は、次により防災中枢機能を確保するものとする。

- (1) 県庁7階を「群馬県危機管理センター」とし、本部室、オペレーションルーム及び防災通信室を設置する。
- (2) 同センターにおいて次の情報通信システムの運用を行う。
 - ア 防災行政無線(戸別受信機を含む。)
 - イ 中央防災無線

- ウ 消防防災無線
- エ 地域衛星通信ネットワークシステム
- オ 防災相互通信用無線局
- カ ヘリコプター・テレビシステム
- キ 緊急防災情報ネットワークシステム
- ク 震度情報ネットワークシステム
- ケ 防災地図情報
- コ 防災情報システム
- サ 国土交通省多重無線

- (3) 県庁舎には、非常用電源、井戸を備える。
- (4) 県庁舎が使用不可能となった場合に備え、前橋合同庁舎の敷地内に「群馬県地域防災センター」を設置し、災害対策本部室、非常用食料・資機材備蓄倉庫、広域集積場所及び給水施設としての機能を付与する。

5 公的機関等の業務継続性の確保

- (1) 県、市町村等の防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

特に、県及び市町村は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに応援職員の受入れを想定した非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

- (2) 県及び市町村は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

6 大規模停電発生時への備え

県（危機管理課、要配慮者利用施設所管課、産業政策課）は大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院や社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

7 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備

県及び市町村は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局（県にあっては生活こども課）、危機管理担当部局（同危機管理課）、福祉部局（同健康福祉部各課）、保健所、その他関係

機関や専門家との連携体制を構築するものとする。

なお、平時及び災害時における県の男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割は概ね次のとおりとする。

(1) 男女共同参画担当部局（生活こども課）

- ・発災時には、男女共同参画の視点からの災害対応が実施されるよう、市町村男女共同参画部局等及び県関係部局に必要な情報を提供する。
- ・避難所が開設された場合には、避難生活に関する相談窓口の周知に努める。

(2) ぐんま男女共同参画センター

- ・男女共同参画の視点に基づく防災について、平時から情報収集や関係機関・市町村への情報提供を行うとともに、普及啓発に努める。

第7節 救助・救急及び保健医療活動体制の整備

消防機関、県警察、自衛隊、県(総務部、健康福祉部)、市町村、自主防災組織、日本赤十字社、災害拠点病院、公的医療機関、その他の医療機関

1 救助・救急活動体制の整備

(1) 救急・救助体制及び機能の強化

消防機関、県警察、自衛隊、県(危機管理課ほか)及び市町村は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

(2) 救急・救助用資機材の整備

ア 消防機関、県警察、自衛隊、県(危機管理課ほか)及び市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、県(危機管理課)及び市町村は、これを資金面で支援するものとする。

(3) 保有資機材の把握

災害時には必要に応じて救急・救助用資機材を相互に融通し、効果的な活用を図る必要があることから、県(危機管理課)は各機関におけるこれら資機材の保有状況を把握しておくものとする。

2 医療活動体制の整備

(1) 災害拠点病院の整備

ア 県(医務課)は、被災地の医療の確保、被災地への医療支援等を行う病院として、災害拠点病院を指定しておくとともに、被災地等に出動して救命活動等を行う災害派遣医療チーム(以下「DMAT」という。)の体制や、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等の運用体制を整備しておくものとする。

(※DMAT: Disaster Medical Assistance Team)

イ 災害拠点病院は、次の2種類で構成するものとする。

(ア) 基幹災害拠点病院

県内で1病院を指定する。

(イ) 地域災害拠点病院

県内の二次保健医療圏ごとにそれぞれ必要に応じて指定する。

ウ 災害拠点病院は、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、DMATの派遣機能を有するものとする。

特に、基幹災害拠点病院については、大規模災害時における航空搬送拠点となる臨時医療施設(SCU)としての機能を発揮するために、防災ヘリや自衛隊の大型ヘリ等、複数機が駐機、離発着できる相当規模のスペースを確保するものとする。また、除染設備・防毒マス

ク等特殊災害に対する医療活動に必要な設備整備も促進していく。

エ 群馬DMA Tは群馬DMA T指定病院及び群馬DMA T指定組織に所属する災害派遣医療チームをもって編成する。

(2) 災害医療コーディネーター等の設置

ア 県(医務課、薬務課)は、災害時の医療対策について、有効な施策を円滑に実施するため、災害医療コーディネーター、災害医療サブコーディネーター(災害時小児周産期リエゾンを含む)、地域災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーター(以下「災害医療コーディネーター等」という。)を設置する。

イ 災害医療コーディネーターは、県災害対策本部における県全体の医療救護活動の実施に係る助言、本県から他都道府県へDMA Tや医療救護班を派遣する際の調整等の業務に従事するものとする。

ウ 災害医療サブコーディネーターは、災害医療コーディネーターを補佐し、災害医療コーディネーターの業務を代理するものとする。

エ 地域災害医療コーディネーターは、災害医療コーディネーターを補佐し、各地域の医療救護活動の実施に係る助言、各地域におけるDMA Tや医療救護班を派遣する際の調整等の業務に従事するものとする。

オ 災害薬事コーディネーターは、医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うものとする。

(3) 地域災害医療対策会議の設置

ア 県(保健福祉事務所(市保健所を含む。以下同じ))は、地域における災害医療対策を協議するため、地域災害医療対策会議を設置する。

イ 地域災害医療対策会議は、郡市医師会、医療機関、市町村、消防及び保健福祉事務所で構成する。

ウ 地域災害医療対策会議では、災害時には指定避難所等での医療ニーズの把握・分析、DMA Tや救護班の受入調整を行い、平時には地域の災害医療対策の検討や関係機関の連絡確保を図る。

(4) 医薬品、医療資機材の備蓄等

県、市町村、日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、災害拠点病院は、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の充実に努めるものとする。

なお、県(薬務課)においては、群馬県医薬品卸協同組合及び群馬県医療機器販売業協会に災害時用の応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄を委託するものとする。

(5) 消防機関と医療機関等との連携

ア 救急搬送を受け持つ消防機関と医療機関は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図るものとする。

イ 県(医務課)は、災害時にコンピュータ回線が使用不可能となった場合においても医療機関の情報を消防機関に提供できるよう、広域災害救急医療情報システム(EMIS)及び群馬県統合型医療情報システムの情報伝達経路の複数化を図るよう努めるものとする。

ウ 災害時において救急患者を医療機関に搬送する場合、迅速な施療の観点では被災地に近い

医療機関への搬送が望ましいが、被災地に近い医療機関が被災した場合には遠隔地の医療機関へ迅速に患者を搬送するシステムが必要となる。

このため、医療機関及び消防機関は、ヘリコプターによる患者の搬送体制及び広域的な消防機関相互の連携体制の整備を図るものとする。

エ 県（医務課）及び市町村は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な自衛隊の基地・大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど広域的な救急医療体制の整備に努める。

なお、航空搬送拠点には、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構）と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

オ 県（医務課）は、DMATが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、DMATから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター等も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

（6） 災害医療の研究

日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等について研究、研修を推進するものとする。

（7） 災害派遣精神医療チーム等の整備

県（障害政策課）は、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等、こころのケアの専門職からなるチームの整備に努める。

（8） 災害支援ナースとの連携体制の整備

県（医務課）は、災害時に迅速に看護職員を確保するため、医療機関等と災害支援ナースの応援派遣に係る協定の締結に努めるものとする。また、災害支援ナース養成研修修了者の把握及び派遣調整のため、県看護協会との連携を図るものとする。

（※災害支援ナース：地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えることを行う看護職員のことであり、厚生労働省が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、厚生労働省に登録された者の総称。県と災害支援ナースが所属する施設との間で締結した災害支援ナースの派遣に関する協定に基づき、派遣される。）

（9） 被災者支援チーム等との連携

県（医務課、健康長寿社会づくり推進課、介護高齢課）は、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等との連携等に努めるものとする。

3 保健医療福祉活動の調整機能の整備

（1） 保健医療福祉調整本部の整備

県（健康福祉課）は、大規模災害時に設置する「保健医療福祉調整本部」（保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部。）が円滑に活動できるよう、体制の整備に努めるものとする。

とする。

(※保健医療福祉活動チーム:災害派遣医療チーム(DMAT)、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、災害支援ナース、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム(DPAT)その他の災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチーム(被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。))

(2) 保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備

ア 県(健康福祉課、保健福祉事務所)及び市町村は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備(都道府県においては災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)等のシステムの活用体制を含む。)に努めるものとする。

イ 県(健康福祉課、保健福祉事務所)は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。

(3) 災害時健康危機管理支援チーム等の整備

県(健康福祉課、医務課)は、災害時健康危機管理支援チーム(以下「DHEAT」という。)や保健師等チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

〈関係資料〉資料編9-1 救助用資機材保有状況一覧表

同	9-2	高速自動車道における消防機関出場業務分担表
同	9-3	災害時における災害救助犬の出動に関する協定
同	10-1	医療機関名簿
同	10-2	県内主要医薬品製造業者名簿
同	10-3	災害用医薬品備蓄業者名簿
同	10-4	災害用医薬品備蓄一覧表
同	10-5	災害用医療用具備蓄業者名簿
同	10-6	災害用医療用具備蓄一覧表
同	10-7	災害救助法による業務委託契約(県～日赤)
同	10-8	災害時の医療救護活動についての協定(県～医師会)
同	10-9	災害救助の協力に関する協定(県～歯科医師会)
同	10-10	日本赤十字社群馬県支部救護用資材保有状況一覧表
同	10-11	群馬DMAT運用計画
同	10-12	医療ガス等の供給に関する協定(県～医療ガス協会)
同	10-13	災害時の医療救護に関する協定(県～県看護協会)
同	10-14	災害時の医療救護に関する協定(県～県薬剤師会)
同	10-15	災害時の医薬品等の供給に関する協定(県～県薬剤師会)
同	10-16	災害時の医薬品等の供給に関する協定(県～県医薬品卸協同組合)
同	10-17	災害時の医療機器等の供給に関する協定(県～県医療機器販売業協会)
同	10-18	災害時の医療救護に関する協定(県～県柔道整復師会)
同	10-19	社会福祉施設の災害時における相互応援に関する基本協定書(県、県社

- 会福祉協議会、福祉関係 11 団体)
- 同 10-20 災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定
- 同 10-21 災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書（県～関東甲信越臨床検査薬卸連合会）
- 同 10-22 災害時の保健衛生に関する協定書（県～県臨床検査技師会）
- 同 10-23 災害時における弾性ストッキング等の供給に関する協定書（県～災害用弾性ストッキング協会）
- 同 10-24 群馬県における災害支援ナースの派遣に関する協定（病院・診療所）
- 同 10-25 群馬県における災害支援ナースの派遣に関する協定（病院・診療所以外）
- 同 12-1 ヘリコプター保有状況一覧表
- 同 12-5 ヘリポート適地一覧表
- 同 13-4 災害時における物資の供給等に関する協定（県～各業界団体）

第8節 消火活動体制の整備

消防機関、市町村、県(総務部)

1 消防力の整備

市町村は、「消防力の整備指針」に適合するように消防組織の拡充・強化、消防施設の充実に努めるものとする。

また、地震による火災に備え、「消防水利の基準」に適合するように消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用し、その多様化を図るとともに、適正な配置に努めるものとする。

2 出火の防止

(1) 建築同意制度の活用

消防機関は、建築面からの出火の防止を図るため、消防法第7条に規定する建築物の新築、増築、改築等に係る消防長又は消防署長の同意制度を効果的に活用するものとする。

(2) 住民に対する啓発

消防機関、市町村及び県(消防保安課)は、地震時における火災予防思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術等を教授するものとする。

(3) 防火管理等の教育

消防機関は、防火管理者の講習において、地震時の防災対策について教育するものとする。

また、県(消防保安課)は、消防設備士等の講習において、耐震措置等に関する教育を行うものとする。

(4) 予防査察における指導

消防機関は、防火対象物の状況を把握し、予防査察において関係者に対し地震時の防火安全対策を指導するものとする。

3 住民及び企業の消火活動体制の整備

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるので、初期消火が特に重要となる。

また、初期消火は、住民や企業が地域ぐるみで取り組むことがもっとも効果大きい。

このため、消防機関及び市町村は、次の対策を講ずるものとする。

(1) 地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(2) 企業の防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練指導を行い、企業における自衛消防力の強化を図る。

4 消火活動計画の作成及び消火訓練の実施

大規模地震による火災は、同時多発的に発生し、道路の損壊も加わり、迅速な消防活動が困難となる場合が多い。

このため、消防機関は、消防水利の確保及び迅速な消火活動の具体的な方法について計画を作成し、当該計画に基づき平時から消火訓練を行うものとする。

また、当該計画には、救急活動、救助活動及び消火活動の振り分け又は優先順位を盛り込むこと

とし、必要に応じ広域応援又は県(危機管理課)を通じての県警察、自衛隊の応援を要請することを予定しておくものとする。

第9節 緊急輸送活動体制の整備

県(県土整備部、総務部、健康福祉部)、県警察、市町村、道路管理者

大規模地震による災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設(道路、ヘリポート等)及び輸送拠点(トラックターミナル、卸売市場等の物資の集積、配分スペース)が重要な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

1 輸送拠点の確保

県(危機管理課)及び市町村は、トラックターミナル、卸売市場、運動場、展示場、体育館やその他の民間事業者の管理する施設等災害時の輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

なお、輸送拠点の選定に当たっては、常設ヘリポート又は臨時ヘリポートの位置を考慮するものとする。

2 ヘリポートの確保

地震による災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、県(消防保安課)及び市町村は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知するものとする。

3 ヘリコプターの利用調整

県(危機管理課・消防保安課)は、防災ヘリコプター「はるな」、県警ヘリコプター「あかぎ」、群馬県ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用について、関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。

4 緊急輸送道路ネットワークの形成

- (1) 地震発生時に予想される輸送路の寸断に備え、緊急輸送を確保できるよう、県(道路管理課・道路整備課・都市計画課・危機管理課・医務課)は、県警察、道路管理者等と協議の上、主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ「緊急輸送道路ネットワーク」の形成及び安全性の向上を図るものとする。また、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

(2) 同ネットワークにおいては、次の緊急輸送道路を指定しておくものとする。

ア 第1次緊急輸送道路

- ・群馬県と隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路
- ・県内の広域的な連携を確保する国道や主要な県道、市町村道
- ・これらの路線と第1次防災拠点を連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路

- ・県内市町村相互の連携の確保及び第1次緊急輸送道路の代替性を確保し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路
- ・第1次緊急輸送道路と第2次緊急輸送道路を連絡する道路

ウ 第3次緊急輸送道路

第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

(3) 緊急輸送道路の指定状況等は、資料編のとおりである。

5 緊急輸送道路の耐震性の確保等

道路管理者は、緊急輸送道路の耐震性の確保に努めるものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

6 道路交通管理体制の整備

- (1) 県警察は、信号機、情報板等の道路交通関係施設について耐震性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。
- (2) (1)については、緊急輸送道路を優先して実施するものとする。
- (3) 県警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間で交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。
- (4) 県警察は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機減灯対策を推進するものとする。

7 道路の応急復旧体制等の整備

- (1) 道路管理者は、それぞれが管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておくものとする。
- (2) (1)については、緊急輸送道路を優先して実施するものとする。
- (3) 道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとするとともに、定期的な見直しを行うものとする。

8 運送事業者等との連携

県(危機管理課)は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、運送事業者

等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するとともに、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

また、必要に応じて、緊急輸送に係る調整業務などへの運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等と連携した業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設の活用をするための体制整備を図る。

9 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努めるものとする。

10 緊急通行車両の事前確認

(1) 趣旨

知事(危機管理課)又は県公安委員会(警察本部、警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条第2項の規定に基づき、緊急通行車両の確認及び緊急通行車両確認標章等の交付を災害発生時等よりも前に行えるものである。

(2) 緊急通行車両等の事前届出

災害対策基本法第50条第2項に規定する指定行政機関等(指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関)は、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、可能な限り緊急通行車両の確認及び緊急通行車両確認標章等の交付を事前に受けるよう努めるものとする。

(3) 事前交付の周知及び普及

県公安委員会(警察本部、警察署)及び県(危機管理課)は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

(4) 確認手続

緊急通行車両の確認の手続は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|---|
| ア 申出者 | 当該車両の使用人 |
| イ 申出書の様式 | 第3部第4章第3節の別記様式1 |
| ウ 申出書の添付書類 | (ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し
(イ) 災害応急対策等を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類
(ウ) 災害対策基本法第50条第2項に規定する指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類 |
| エ 受付窓口 | 県…総務部危機管理課
公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課 |
| オ 交付物件 | (ア) 緊急通行車両確認証明書(第3部第4章第3節の別記様式2)
(イ) 標章(第3部第4章第3節の別記様式3) |
| カ 確認処理簿 | 第3部第4章第3節の別記様式4の例による。 |

〈関係資料〉資料編 11－2 緊急輸送道路ネットワーク

- 同 11－3 輸送拠点一覧表
- 同 11－7 災害時の物資等の緊急運送に関する協定(県～トラック協会)
- 同 11－8 災害時における交通の確保等の業務に関する協定(県～警備業協会)
- 同 11－9 災害時における被災車両等の撤去等に関する協定(県～J A F)
- 同 11－10 災害時等の物資の保管等に関する協定(県～県倉庫協会)
- 同 11－11 災害時における輸送用車両の提供に関する協定(県～県レンタカー協会)
- 同 11－12 災害時の物資等の緊急輸送に関する協定(県～赤帽)
- 同 11－13 災害時における交通の確保等の活動に関する協定(県～県中古車自動車販売協会)
- 同 11－14 災害時における交通の確保等の活動に関する協定(県～県オートバイ事業協同組合)
- 同 11－15 災害時における支援に関する協定書(県～日本自動車販売協会連合会群馬県支部)
- 同 11－16 災害時における物資の輸送及び荷役等に関する協定書(AZ-COM ネットワーク)
- 同 11－17 災害時における緊急輸送等に関する協定書(県～県タクシー協会)
- 同 11－18 災害時における緊急輸送等に関する協定書(県～県バス協会)
- 同 11－19 災害時における物資の緊急輸送等に関する協定書(県～赤十字飛行隊群馬支隊)
- 同 12－5 ヘリポート適地一覧表
- 同 13－4－11 災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定(群馬県石油協同組合)
- 同 17－1 災害応急対策業務に関する基本協定(県～建設業協会)
- 同 17－5 災害時における応急対策業務等の実施に関する協定(県～造園団体協議会)
- 同 17－6 災害時における支援に関する協定(県～交通安全施設業協同組合)
- 同 17－9 災害時における測量、設計等の業務に関する協定(県～測量設計業協会)

第10節 避難の受入体制の整備

市町村、消防機関、県警察、不特定多数の者が利用する施設の管理者、自主防災組織、県(生活こども部、県土整備部、教育委員会ほか)

震災時には、建物の損壊、焼損等による二次災害の発生及び避難住民の大量発生が予想される。

このため、市町村その他防災関係機関は、住民を適切に誘導し避難させるとともに、避難住民に対し、指定避難所、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

1 避難誘導計画

- (1) 市町村は、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 市町村は、消防機関、管轄警察署等と協議して避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。
なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 市町村は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (5) 地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。
なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。
- (6) 市町村は、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。以下同じ。）を速やかに避難誘導するため、第2部第4章第1節により、平時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。
- (7) 市町村及び県（観光リトリート推進課）は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (8) 市町村は、外国人に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備に努めるものとする。また、住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知や、防災情報の伝達が困難な外国人に対する取組の推進など、災害発生時における

外国人の避難支援等が適切に行われるよう努めるものとする。

- (9) 市町村及び県（私学・青少年課、教育委員会）は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (10) 市町村は、小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (11) 市町村は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるとともに、国は、都市農地の防災機能の周知等を図るものとする。

2 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所の指定

ア 市町村は、地震による災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所として指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ 市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所について、市町村は、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとし、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、地震に伴う火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

3 指定避難所等

(1) 指定避難所の指定

ア 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

イ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定基準

指定避難所について、市町村は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(3) 学校を避難所として指定する場合の配慮

市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、教職員が指定避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、市町村は教育委員会及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会及び学校は、学校が指定避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行うものとする。

(4) 指定避難所における生活環境の確保

ア 市町村は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ、必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努め、備蓄のためのスペースの整備等を進めるものとする。

イ 市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。

加えて、高温や低温の環境下での避難者の健康と快適な避難生活を実現するために、停電対応型空調を検討する。

ウ 市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

エ 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

オ 県及び市町村は、感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

る。

(5) 運営管理に必要な知識の普及

市町村は、指定避難所の運営管理のために必要な知識の住民への普及に努めるものとする。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(6) 福祉避難所

ア 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所に指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 市町村は、福祉避難所について、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

エ 市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(7) 避難所以外の避難者等の支援

ア 市町村は、医療関係者、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

イ 市町村は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

ウ 市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

4 案内標識の設置

(1) 市町村は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努めるものとする。

(2) 市町村は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。

- (3) 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。
- (4) 県及び市町村は、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

5 応急仮設住宅等

(1) 資機材の調達・供給体制の整備

県(建築課)及び市町村は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

(2) 用地供給体制の整備

県(建築課)及び市町村は、災害に対する安全性を考慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(3) 学校の教育活動への配慮

県(建築課)及び市町村は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(4) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借り上げ

県(住宅政策課)及び市町村は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

6 感染症への対応

県及び保健所設置市の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等(指定感染症及び新感染症を含む。)発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

〈関係資料〉 資料編 17-1 災害応急対策業務に関する基本協定(県～建設業協会)

同 17-2 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定(県～プレハブ協会)

同 17-3 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定(県～宅建協会・全日本不動産協会、県～全住協)

第11節 食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄・調達・供給体制の整備

県(総務部、健康福祉部、農政部、産業経済部)、市町村、住民

1 備蓄計画

- (1) 県(危機管理課)及び市町村は、震災時に必要とされる物資の備蓄を推進するものとする。
- (2) 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせを行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努めるものとする。
- (3) 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮するものとする。
- (4) 県(危機管理課)及び市町村は、新物資システム(B-P L o)を活用し、施設(備蓄倉庫・物資拠点・避難所)ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。
- (5) 県(危機管理課)及び市町村は、各家庭において「最低3日間、推奨1週間」分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努めるものとする。
- (6) 市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量(最低3日間、推奨1週間)を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子ども、アレルギー、宗教等にも配慮するものとする。

2 調達計画

県(危機管理課、食品・生活衛生課、農政課、米麦畜産課、ぐんまブランド推進課、産業政策課、地域企業支援課)及び市町村は、相互連携し、震災時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておくものとする。

3 県における備蓄・調達・供給の体制

県における備蓄・調達・供給の体制は、次による。

- (1) 県の備蓄は、市町村における備蓄の補完として位置づける。
- (2) 備蓄場所は、群馬県地域防災センター、各合同庁舎等及び県立高等学校防災拠点とする。
- (3) 備蓄量は、住民及び市町村の備蓄量を勘案して決定する。
- (4) 備蓄品目は、乳幼児、高齢者、病弱者等の要配慮者の特性にも配慮して決める。特に、食料

については、通常の食事を摂取できない要配慮者への配慮に努める（アレルギー対応の食料、粉ミルクやお粥等）。

- (5) 備蓄品目は、男女のニーズの違いにも配慮して決める。
- (6) 救助用資機材等についても備蓄を進める。
- (7) 民間の流通在庫備蓄等を活用するものとし、業者との協定の締結に努める。
- (8) 燃料確保の観点から、県は、石油連盟との重要施設※1の情報※2共有に係る覚書の締結による緊急調達体制を整備し、燃料の供給に必要な情報共有を事前に図るものとする。
 - ※1 庁舎、公立病院、警察・消防施設など
 - ※2 燃料を配送すべき重要施設の連絡先や構内図、タンクの給油口や容量等の基礎情報
- (9) 備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。

4 県による広域調整

県（危機管理課等）は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

5 孤立地域への輸送

県（危機管理課）及び市町村は、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

6 物資の調達、輸送等に関する訓練の実施

県（危機管理課）及び市町村は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

〈関係資料〉 資料編 13－1 群馬県主要備蓄物資一覧

同 13－4 災害時における物資の供給等に関する協定（県～各業界団体）

第12節 広報・広聴体制の整備

県(知事戦略部、生活こども部ほか)、市町村、ライフライン事業者、報道・放送機関、その他の防災関係機関

1 広報体制の整備

(1) 県(メディアプロモーション課ほか)、市町村、ライフライン事業者等は、大規模停電時も災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。

ア 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。

イ 広報する事項をあらかじめ想定しておく。

(例)

発生した地震の震源・規模 被害状況 二次災害の危険性 地震活動の見通し 応急対策の実施状況 住民、関係団体等に対する協力要請 高齢者等避難、避難指示の内容 避難場所、指定避難所の名称・所在地・対象地区	避難時の注意事項 受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 住民の安否 スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必需品を扱う店舗の営業状況
---	---

ウ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。

(例)

テレビ、ラジオ(コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。)、有線放送、市町村防災行政無線(戸別受信機)、IP通信網、ケーブルテレビ網、広報車、航空機、インターネット、新聞、チラシ、掲示版、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等

エ 広報媒体の整備を図る。

(例)

広報車、有線放送、市町村防災行政無線(戸別受信機)、携帯電話、Lアラート(災害情報共有システム)

オ 災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。

(2) 報道機関及び放送機関は、災害情報を大規模停電時も含め常に住民に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

(3) 電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

2 広聴体制の整備

県(県民活動支援・広聴課ほか)、市町村、ライフライン事業者その他防災関係機関は、住民等か

らの問い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図るものとする。

3 障害者への情報伝達体制等の整備

県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

県（ぐんま暮らし・外国人活躍推進課）及び市町村は、国（総務省）と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

〈関係資料〉 資料編 15－1 災害時における放送・報道要請に関する協定(県～各放送・報道機関)

第13節 二次災害の予防

県(県土整備部、環境森林部、農政部)、市町村、危険物施設等の管理者

1 被災建築物・宅地の応急危険度判定技術者の確保

- (1) 県(建築課)は、地震等に伴う建物の倒壊による二次災害を防止するとともに、恒久的復旧までの間建物の使用に対する住民の不安を取り除くため、被災建築物の危険度を応急的に判断する被災建築物応急危険度判定士の養成・登録等の施策を推進するものとする。
- (2) 県(建築課)は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため、被災宅地危険度判定士の養成・登録等の施策を推進するものとする。
- (3) 県(河川課、砂防課、森林保全課、農村整備課)は、地震後の降雨等による洪水、土石流、急傾斜地崩壊等の二次災害を防止するため、土砂災害等の危険度を応急的に判定する体制を整備するものとする。

2 危険物等による被害の防止

消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、地震によって、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう、災害予防計画を策定するとともに防災訓練を行うものとする。

3 木造住宅密集地域における避難誘導體制の整備等

市町村は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。

第14節 複合災害対策

県(総務部、県土整備部ほか)、市町村、県警察、消防機関、公共機関、その他の防災関係機関

1 複合災害への備え

県、市町村その他の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

県、市町村その他の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮するものとする。

3 複合災害を想定した訓練の実施

県、市町村その他の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第15節 防災訓練の実施

県(総務部、県土整備部ほか)、市町村、県警察、消防機関、公共機関、その他の防災関係機関

県、市町村その他防災関係機関は、自衛隊等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体との連携や、地域の災害リスクに基づいた訓練を実施するものとする。

1 総合防災訓練の実施

- (1) 県(危機管理課)は、広域的な見地から災害応急対策の円滑な実施を確保するため、市町村その他の防災関係機関、民間企業及び住民の協力を得て、総合的な訓練を実施するものとする。

なお、県においては、次表のとおり「群馬県総合防災訓練」を県内の各市と共催で毎年実施するものとする。

主 催	県及び12市(持ち回り)
訓 練 会 場	12市内(持ち回り)
参 加 ・ 協 力 機 関	県、警察本部、関係市町村、関係消防本部・消防団・婦人消防隊・婦人防火クラブ、関係自主防災組織、陸上自衛隊第12旅団、指定地方行政機関、ライフライン関係機関、日本赤十字社群馬県支部、NPO・ボランティア団体、地元住民、県・市との協定締結先機関、その他関係機関
訓 練 内 容	関係機関の連携体制の強化及び防災意識の高揚を図る実践的な訓練として、通信、動員、消火、救出・救助、避難・誘導、復旧等の各種訓練

- (2) 市町村は、地域における第1次的な防災機関として災害応急対策の円滑な実施を確保するため、他の防災関係機関、民間企業及び住民の協力を得て、総合的な訓練を実施するものとする。

2 個別防災訓練の実施

- (1) 防災関係機関は、それぞれの防災上の責務に応じ、次に例示する訓練を適宜実施するものとする。

ア 非常招集訓練 ウ 避難訓練 オ 非常通信訓練
 イ 消防訓練 エ 水防訓練 カ 応急復旧訓練

- (2) 市町村は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

3 広域的な訓練の実施

県及び市町村は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、防災訓練の実施に当たっては、他の都県及び市町村が参加する広域的な訓練を積極的に盛り込むものとする。

4 図上訓練の実施

県、市町村その他防災関係機関は、関係職員の状況判断能力等の災害対応能力の向上を図るため

「図上訓練」を適宜実施するものとする。

5 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 県、市町村その他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。
- (2) 県、市町村その他防災関係機関は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第3章 県民等の防災活動の促進

災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは、県及び市町村に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平時から災害に対する備えを心掛けるとともに、発災時には自らの安全を守るよう行動することが重要である。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての県民が災害から自らの命を守るためには、県民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

さらに、発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。このため、住民には、地震発生時に、初期消火を行う、近隣の負傷者・避難行動要支援者を救出・救助する、県や市町村が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって、県、市町村その他の防災関係機関は、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

第1節 災害被害を軽減する県民運動の展開

県民

災害から安全・安心を得るためには、公助、自助、共助の取組が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う県民運動を展開する必要がある。

1 防災（減災）活動へのより広い層の参加

- (1) 地域に根ざした団体における身近な防災への取組
 - ・地域の祭りやスポーツイベント等に防災コーナーを設置など
- (2) 予防的な取組を加味した防災訓練の工夫
 - ・ハザードマップの確認や家具の固定など
- (3) 地域における耐震補強の面的な広がりへの推進
- (4) 防災教育の充実
 - ・学校教育の充実
 - ・大学生の課外事業の促進
 - ・公民館の防災講座の開催など
- (5) トップから一人一人までの参加者への動機づけ

2 正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供

- (1) 多様な媒体の活用による防災教育メニューの充実
- (2) 災害をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実
 - ・実写やシミュレーション映像の活用
 - ・過去の災害体験談の収集、活用
 - ・郷土の災害史の継承
 - ・防災教育素材のユニバーサルデザイン化や多言語化など
- (3) 災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底

3 企業や家庭等における安全への投資の促進

- (1) 企業や家庭等における安全への投資の促進
- (2) ビジネス街、商店街における防災意識の醸成
- (3) 事業継続計画（BCP）への取組の促進

4 より幅広い連携の促進

- (1) 企業と地域社会の連携
- (2) 国、大学、学校、企業等の様々な主体が連携した地域における防災教育の推進
- (3) 災害に関する情報のワンストップサービス
- (4) 防災ボランティアの地域社会との積極的連携

5 県民一人一人、各界各層における具体的行動の継続的实践

- (1) 県民運動の継続的な推進、枠組みの形成
- (2) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作りの促進
- (3) 防災活動の優良な実践例の表彰
- (4) 人材育成のためのプログラム開発
- (5) インセンティブの拡大の検討

第2節 防災思想の普及

県(総務部、生活こども部、教育委員会ほか)、県警察、市町村、消防機関

1 防災知識の普及

県(危機管理課ほか)、県警察、市町村及び消防機関は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、以下の事項の周知、徹底を図るものとする。

(1) 家庭内の危険防止

ア 家具類の転倒防止

家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。

イ 物の落下防止

家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。

ウ ガラスの飛散防止

食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。また、スリッパを身近に用意しておく。

エ 火気器具周辺の整理整頓

コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃え易い物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。

オ 家屋、ブロック塀等の倒壊防止

家屋(柱、土台、屋根瓦)、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。

カ 火災の防止

消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカーを設置する。

(2) 家庭防災会議の開催

災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。

ア 地震が起きたときの各自の役割

(誰が何を持ち出すか、避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。)

イ 消火器具の備え付け及び使用方法

ウ 家族間の連絡方法

エ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、指定避難所等の避難先及び避難経路の確認

オ 安全な避難経路の確認

カ 非常持ち出し品のチェック

キ 自動車へのこまめな満タン給油

ク 家具転倒防止措置や室内の整理整頓

ケ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難方法

コ 地震情報の入手方法

サ 家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備

シ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(3) 非常持ち出し品の準備

- ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄(乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料)
 - イ 貴重品(現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等)
 - ウ 持病薬、お薬手帳、応急医薬品等(消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常備薬、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等)
 - エ 携帯ラジオ
 - オ 照明器具(懐中電灯(電池は多めに)、ろうそく(マッチ、ライター))
 - カ 衣類(下着、上着、タオル等)
 - キ 感染症対策用品(マスク、消毒液、体温計等)
- (4) 屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置
- ア 身の安全の確保
 - 机や椅子に身を隠す。
 - 玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。
 - あわてて外に飛び出さない。
 - イ 火災を防ぐ
 - 火の始末をする。
 - 火が出たら初期消火に努める。
 - ウ 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近づかない。
 - エ 避難方法
 - 徒歩で避難する。
 - 携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
 - 山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こり易いので、すばやく判断し、避難する。
 - オ 応急救護
 - 対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
 - カ 救出活動
 - 建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救出活動を行う。
 - キ 自動車運転者にとるべき行動
 - 道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。
 - ラジオで災害情報を聞く。
 - 警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
 - 避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。
- (5) 正しい情報の入手
- ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。
 - 市町村役場、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。
- (6) 電話等に関する留意事項
- ア 不要不急な電話やデータ通信はしない。特に消防署等に対する災害情報の問い合わせ等は、消防活動に支障を来すので控える。
 - イ 輻そう等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。
- (7) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建

に資する行動

- (8) 県は、災害発生後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

2 学校教育による防災知識の普及

- (1) 県(私学・青少年課、教育委員会)及び市町村は、学校教育を通じて、体系的かつ地域の災害リスクを踏まえ、災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材(副読本)の充実や避難訓練の実施などにより、児童、生徒の防災意識の高揚を図るものとする。

特に、災害リスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

- (2) 県(私学・青少年課、教育委員会)及び市町村は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

3 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

県(危機管理課ほか)及び市町村は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、防災マップ、地震時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

4 防災訓練の実施指導

県(危機管理課、私学・青少年課、教育委員会)、県警察、市町村及び消防機関は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

5 要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

6 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

7 家庭動物への配慮

県(食品・生活衛生課、危機管理課)及び市町村は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

8 疑似体験装置等の活用

防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するよう努めるものと

する。

9 緊急地震速報の普及、啓発

県及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

また、県及び防災関係機関は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとする。

(住民が緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動)

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	○頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して火を消そうとしない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	○館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ○ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ○丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	○後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ○ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

10 被災地支援に関する知識の普及

県及び市町村は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体に負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

11 過去の災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

のとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 県民の防災活動の環境整備

県(総務部、生活こども部、健康福祉部、産業経済部ほか)、県警察、市町村、消防機関、事業者、要配慮者利用施設の所有者又は管理者、住民

1 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

(1) 消防団の育成強化

県(消防保安課)及び市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織の育成強化

県(危機管理課)及び市町村は、自主防災組織の組織率 100%を目指し、次により、その育成強化を図るものとする。また、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

ア 自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成等に努める。

イ 青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

ウ 県は、群馬県地域防災センター、合同庁舎会議室等を自主防災組織の研修等の場として提供する。

エ 自主防災組織のリーダーとなる人材として、防災の知識・技能を持つ防災士の活用が効果的であることから、県は、防災士資格取得試験の受験資格が取得できる講座を開催し、計画的に「防災士(ぐんま地域防災アドバイザー)」の養成を行う。また、スキルアップのための研修等を通じて、アドバイザーの知識・技能向上、活用を検討していく。

(3) 自主防犯組織の育成強化

県(消費生活課)及び市町村は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

2 災害時におけるボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

県及び市町村は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制を確立するものとする。また、登録被災者援護協力団体(避難所の運営支援、炊き出し等の被災者援護に協力する団体として国(内閣府)が登録したNPO・ボランティア等)との平時からの連携強化に努めるものとする。さらに、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時におけるボランティア活動の啓発に努めるとともに、休暇の取得の促進その他の災害時におけるボランティア活動への参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

(1) ボランティア人材の育成・確保

県及び市町村は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

(2) ボランティアネットワークの形成による体制づくり

県(県民活動支援・広聴課)及び市町村は、災害時の被災現地における一般ボランティアの受入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体や日本赤十字社、社会福祉協議会等のボランティア支援機関による連絡会議「災害時救援ボランティア連絡会議」を設置し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害時におけるボランティア活動が効果的に展開されるよう、ボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等ができる体制づくりを推進する。

(3) 災害中間支援組織の育成・機能強化

県(県民活動支援・広聴課)は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(4) 災害ボランティアセンター設置団体との連携

県(県民活動支援・広聴課)及び市町村は、災害ボランティアセンター設置団体(社会福祉協議会等)との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、市町村は、特に災害ボランティアセンターの設置予定場所について、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

(5) 各領域における専門ボランティアとの連携

県及び市町村の関係各課は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において平時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

(6) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携

県(県民活動支援・広聴課)及び市町村は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(7) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

県(県民活動支援・広聴課、廃棄物・リサイクル課、砂防課)及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

3 事業所(企業)防災の促進

事業所は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を十分に認

識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、県及び市町村が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化を進める。

- （１） 事業所は、災害時の顧客や従業員の安全確保や二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用し自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行うものとする。

ア 従業員の防災教育

イ 情報収集伝達体制の確立

ウ 火災その他災害予防対策

エ 避難体制の確立

オ 防災訓練の実施

カ 応急救護体制の確立

キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）

ク 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策

- （２） 事業所も地域コミュニティの一員であることから、平時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

特に、事業所は、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルを保有し、多様な応急対策活動が可能であるばかりか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など）も行えるという特徴があり、地域防災力向上の鍵をにぎるものである。

- （３） 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、県や市町村が行う災害対応の一部を事業所が、その得意な業務において、協力・応援することについて、あらかじめ県や市町村と協定を締結するなど、平時から県や市町村との連携に努める。

また、県及び市町村は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスを行うものとする。

- （４） 災害時の事業活動の維持または早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図って行かなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。

- （５） 県、市町村及び各業界の民間団体は、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。

また、県及び市町村は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（B

C P)策定支援及び事業継続マネジメント(B C M)構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

- (6) 県及び市町村は、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。
- (7) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- (8) 県(監査指導課)及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。
- (9) 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。
- (10) 県(地域企業支援課)、市町村及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
- (3) 市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体の避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

〈関係資料〉資料編 16－1 群馬県災害時救援ボランティア連絡会議要綱

第4章 要配慮者対策

第1節 要配慮者対策

要配慮者施設の管理者、市町村、消防機関、県(総務部、生活こども部、健康福祉部、農政部、環境森林部、県土整備部、教育委員会)、県警察、地域住民、自主防災組織、群馬県災害福祉支援ネットワーク関係機関

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、県、市町村、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、平素から連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行うものとする。

<用語の定義>

本計画で使用している「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の定義は次のとおりとする。

「要配慮者」

高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者

「避難行動要支援者」

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新

- (1) 市町村は、内閣府(防災担当)作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。
- (2) 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- (3) 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合において

も、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

2 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

- (1) 市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (2) 市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (3) 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- (4) 市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- (5) 市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。
- (6) 県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

3 避難体制の強化

市町村は、避難行動要支援者の避難に関して、以下の点に留意して内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を参考にして、「個別避難計画」の作成や要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所の指定・整備を行うなど地域の実情に応じた避難行動要支援者等の避難支援体制の整備に取り組む。

- (1) 避難指示等の伝達体制の整備
市町村長が発令する避難指示等が避難行動要支援者ごとの特性に応じ、迅速・正確に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。
- (2) 避難誘導体制の整備
避難行動要支援者が避難するに当たっては、介助が必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体的に定めておく。
- (3) 緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所への移送

市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から福祉避難所又は指定避難所等へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

(5) 福祉避難所の指定・整備

福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するよう努める。

福祉避難所の指定に当たっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。また、整備に当たっては、可能な限り、要配慮者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

(6) 福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所の指定を受けている施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

4 環境整備

県及び市町村は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及び外国語を附記した指定避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

5 人材の確保

県及び市町村は、要配慮者の支援に当たり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

6 要配慮者利用施設管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設

この章において、要配慮者利用施設とは、次表に掲げる施設をいう。

施設の種類	県の所管部署
①児童福祉施設 【児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第7条に基づく施設】 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	こども・子育て支援課 児童福祉課
②介護保険等施設 【老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)及び介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく施設】 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、通所リハビリ施設	介護高齢課

③障害福祉サービス事業所 【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第1項に基づく事業所(附則第20条第1項に基づく旧法指定施設を含む)】 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助	障害政策課
④障害者支援施設 【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第12項に基づく施設】 施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設	障害政策課
⑤障害者関係施設 【障害者総合支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条第21項、第22項に基づく施設】 地域活動支援センター、福祉ホーム	障害政策課
⑥身体障害者社会参加支援施設 【身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)第5条第1号に基づく施設】 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設	障害政策課
⑦医療提供施設 【医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の2第2号に基づく施設】 病院、診療所	医務課
⑧幼稚園 【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園】	こども・子育て支援課 義務教育課 健康体育課
⑨その他 ア【生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)第38条第2、3、4項に基づく施設】 救護施設、更生施設、医療保護施設	地域福祉課
イ【学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設】 特別支援学校	私学・青少年課 特別支援教育課 健康体育課
ウ【社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第2条第3項第8号に基づく施設】 無料低額宿泊所	地域福祉課
エ【その他実質的に要配慮者が利用する施設】	

(2) 要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、災害に対する安全性を確保するものとする。特に、要配慮者利用施設のうち人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(3) 要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備するものとする。

- ア 自施設の立地環境による災害危険性の把握及び職員への周知
- イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備
- ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- エ 施設周辺状況の確認(情報の収集)

- オ 避難場所、指定避難所及び避難経路の確認
- カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- キ 市町村、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- ケ 防災訓練等防災教育の充実
- コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- サ 燃料の調達体制の確保

(4) 県及び市町村の支援

- ア 県及び市町村は、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性を把握し、当該情報を要配慮者利用施設に提供するものとする。
- イ 市町村は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。
- ウ 市町村は、要配慮者利用施設に避難指示等の避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。
- エ 市町村は、要配慮者利用施設に防災気象情報の提供を行う。
- オ 県は、要配慮者利用施設が被災した際などに、入居者等の円滑な施設間移動等がなされるよう施設間相互支援体制の構築を支援する。
- カ 県は、特に介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内や近隣県における同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。
- キ 県は、あらかじめ特に介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

7 群馬県災害福祉支援ネットワークに係る体制整備

- (1) 県（地域福祉課）は、県社会福祉協議会と連携して、災害発生時等における福祉的な支援が円滑に実施できるよう、平時から災害時における福祉の広域的な支援について協議するため、群馬県災害福祉支援ネットワークを運営するものとする。

なお、群馬県災害福祉支援ネットワークを構成する、県、群馬県社会福祉協議会及び福祉関係団体等を群馬県災害福祉支援ネットワーク関係機関という。
- (2) 県、群馬県社会福祉協議会及び福祉施設関係団体は、災害時には、締結した「社会福祉施設の災害時における相互応援に関する基本協定」（以下「社会福祉施設の災害時相互応援協定」という）に基づき、相互に協力し、施設利用者等の安全・安心な生活の確保及び施設の安定的な運営等を図ることとなる。

そのため、群馬県災害福祉支援ネットワーク関係機関は、平時から連携訓練を行うなど、相互応援体制の充実・強化に努める。
- (3) 県、群馬県社会福祉協議会及び福祉関係団体は、災害時には、締結した「群馬県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定書」に基づき、相互に協力し、群馬県災害派遣福祉チーム（以下「ぐんまDWA T」という。）を指定避難所等に派遣して、指定避難所等における要配慮者等の福祉支援が必要な者の福祉の向上及び災害二次被害の防止を図ることとなる。

そのため、群馬県災害福祉支援ネットワーク関係機関は、平時から継続的に研修・訓練を行うなど、ぐんまDWA T構成員の資質向上に努める。

(※DWA T : Disaster Welfare Assistance Team)

8 消防機関及び警察機関の支援

消防機関及び警察機関は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、市町村と協力して次の支援を行うものとする。

- ア 緊急時における消防機関・警察機関と避難行動要支援者との連絡体制の整備
- イ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備(地域住民や自主防災組織の協力を含む。)
- ウ 避難行動要支援者への防災教育・啓発への協力

9 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力するものとする。

10 防災教育及び啓発

県及び市町村は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット(外国語を附記した)等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

第5章 その他の災害予防

第1節 災害救助基金の積立て

県(総務部・会計局)

1 基金の積立て

県(危機管理課・会計管理課)は、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づき、次の費用に充当する財源とするため、同法第22条の規定に基づき、災害救助基金を積み立てるものとする。

- ア 同法第4条に規定する種類の救助に要する県の支弁費用(同法第18条)
- イ 同法第16条に規定する日本赤十字社への委託に係る同社への補償費用(同法第19条)
- ウ 本県に対する応援を行った他の都道府県からの求償に応じるための費用(同法第20条)

2 積立ての基準

災害救助基金の積立ての基準は、次のとおりとする。

- (1) 基金の最小額
基金の各年度における最少額は、当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の1,000分の5に相当する額とする。(同法第23条)
- (2) 運用収益の繰入れ
基金の運用から生ずる収益は、すべて同基金に繰り入れる。(同法第24条)

3 運用方法

災害救助基金の運用は、次の方法によるものとする。(同法第26条)

- ア 銀行その他の確実な金融機関への預貯金
- イ 同法第4条第1項に規定する給与品の事前購入

4 基金の管理

- (1) 災害救助基金の管理に要する費用は、同基金からこれを支出することができる。(同法第27条)
- (2) 災害救助基金の管理及び処分については、「群馬県災害救助基金条例」の定めるところによる。

〈関係資料〉資料編20-1 群馬県災害救助基金条例

同 20-2 群馬県災害救助基金条例施行規則

第2節 地震防災緊急事業の推進

県(各部局)、市町村、消防本部

1 地震防災緊急事業五箇年計画の作成

- (1) 地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条の規定により、都道府県知事は、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度以降の年度を初年度とする五箇年間の計画を作成することができる、とされている。
- (2) 本県では、県の各部局、市町村、消防本部が実施する地震防災緊急事業の計画を県消防防災課(現危機管理課)がとりまとめ、以下のとおり、第1～6次までの五箇年計画を作成し、施設等の整備に努めてきたところである。

名称	実施期間
第1次五箇年計画	平成8年度から平成12年度まで
第2次五箇年計画	平成13年度から平成17年度まで
第3次五箇年計画	平成18年度から平成22年度まで
第4次五箇年計画	平成23年度から平成27年度まで
第5次五箇年計画	平成28年度から令和2年度まで
第6次五箇年計画	令和3年度から令和7年度

- (3) また、令和3年度から令和7年度までを実施期間とする五箇年計画(第6次五箇年計画)を令和3年度に作成した。本計画の概要は次表のとおりである。

2 地震防災緊急事業の推進

第6次五箇年計画に基づき地震防災緊急事業を実施する県の各部局、市町村、消防本部は、本事業が緊急的な事業であることを十分認識し、地震防災に寄与する施設等が着実に整備されるよう事業の推進に努めるものとする。

地震防災緊急事業五箇年計画（第6次）の概要（R3.4.1現在）

事業項目	事業量	単位	事業費(百万円)
1号 避難地	— —	h a 箇所数	—
2号 避難路	0. 1 3 1	k m 箇所数	1 7 0
3号 消防用施設	6 3	箇所数	1, 2 9 2
4号 消防活動用道路	— —	k m 箇所数	—
5号 緊急輸送道路等			
5-1号 緊急輸送道路	3 7. 4 1 4 4	k m 箇所数	6 8, 0 6 6
5-2号 緊急輸送交通管制施設	2 0	箇所数	3 1
5-3号 緊急輸送ヘリポート	—	箇所数	—
5-4号 緊急輸送港湾施設	— —	港湾数 バース数	— —
5-5号 緊急輸送漁港施設	— —	漁港数 バース数	— —
6号 共同溝等	2 7. 1 5 2 4	k m 箇所数	6, 1 3 7
7号 医療機関	—	施設数	—
8号 社会福祉施設	—	施設数	—
8の2号 公立幼稚園	—	棟数	—
9号 公立小中学校			
9-1号 校舎	—	棟数	—
9-2号 屋内運動場	—	棟数	—
9-3号 寄宿舎	—	棟数	—
10号 公立特別支援学校等			
10-1号 校舎	—	棟数	—
10-2号 屋内運動場	—	棟数	—
10-3号 寄宿舎	—	棟数	—
11号 公的建造物	—	施設数	—
12号 海岸・河川			
12-1号 海岸保全施設	—	海岸数	—
12-2号 河川管理施設	—	河川数	—
13号 砂防設備等			
13-1号 砂防設備	4 4	箇所数	3, 6 3 5
13-2号 保安施設	3 1	箇所数	1, 9 4 0
13-3号 地すべり防止施設	8	箇所数	1, 1 7 7
13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	3 5	箇所数	3, 4 5 3
13-5号 ため池	1 3	箇所数	1, 7 6 3
14号 地域防災拠点施設	—	施設数	—
15号 防災行政無線	—	箇所数	—
16号 飲料水・自家発電設備等	—	箇所数	—
17号 備蓄倉庫	—	箇所数	—
18号 応急救護設備等	—	基数	—
19号 老朽住宅密集対策	3. 5 1	h a 箇所数	2, 3 3 0
合計	—		8 9, 9 9 4

第3節 孤立化集落対策

市町村、県(総務部、県土整備部)、電気通信事業者、その他防災関係機関

大規模な土砂災害等による道路や通信の途絶による孤立化するおそれのある集落については、事前に集落の状況を把握し、通信連絡手段の確保や道路危険箇所の補強等の防止策を検討しておく必要がある。

1 孤立化のおそれのある集落の把握

市町村は、道路の状況や通信手段の状況から孤立化が予測される集落について、事前に把握するとともに、県、消防、警察等の関係機関との当該情報の共有化が常に図られるよう努めるものとする。

なお、孤立化のおそれのある集落は、次の事項を参考に想定する。

ア 集落につながる道路等において迂回路がない。

イ 集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い。

ウ 集落につながる道路においてトンネルや橋梁の耐震化がなられておらず、交通途絶の可能性が高い。

エ 地すべり等の土砂災害の危険性が高い箇所及び雪崩危険箇所が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い。

オ 架空線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。

カ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化の未然防止対策

(1) 市町村

ア 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者(行政区長、消防団員等)を災害時の連絡担当者としてあらかじめ決めておくなどして、災害時の情報連絡体制を整備する。

また、自主防災組織を育成、強化して集落内の防災力の向上に努める。

イ 集落内に学校や駐在所等の公共機関及び通信会社や電力会社等の防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整をしておく。

ウ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携に努める。

エ 停電時でも、防災行政無線の使用が可能となるよう、非常用電源設備の整備を行う。

オ 孤立化のおそれのある集落においては、一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話を配置する。

カ 孤立化のおそれのある集落においては、ヘリコプターによる救助や物資投下のための場外離着陸場及び緊急離着陸場用地を確保しておく。

キ 孤立化の可能性に応じて、水、食料等の生活物質、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を確保する。この際、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄も積

極的に行う。

また、備蓄量に応じた倉庫の確保・拡充を進める。

(2) 道路管理者（県、市町村）

孤立化するおそれのある集落に通じる道路の防災工事（法面崩壊対策や橋梁の耐震化対策等）に計画的に取り組む。

(3) 土砂災害及び雪崩防止事業実施者（県、国）

孤立化のおそれのある集落に隣接する土砂災害警戒区域、山地災害危険地区、雪崩危険箇所の対策工事を計画的に取り組む。

3 災害時における孤立化集落対策指針

孤立化集落対策については、この計画に定めるほか、事前対策から孤立化解消までの具体的な対策を定めた「災害時における孤立化集落対策指針」によるものとする。

〈関係資料〉資料編 23－1 災害時における孤立化集落対策指針

第4節 帰宅困難者対策

市町村、県(総務部、生活こども部、産業経済部、県土整備部、教育委員会)、事業者(企業)、地域住民、自主防災組織

震災時には、鉄道等の交通網の支障により、通学・通勤等の滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想される。帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者自身の安全の問題や、多数の徒歩帰宅者による緊急路を含む道路渋滞等の問題が予想され、帰宅不能の場合には交通機関の復旧までの滞在場所の確保等が必要となる。

このため、帰宅困難者に対しての情報提供、各種支援などを、平素から検討しておく必要がある。

1 帰宅困難者の予測

群馬県地震被害想定調査(平成24年6月)では、帰宅困難者を「群馬県民が県内の他市町村へ通勤・通学等で外出し、滞在先で地震が発生したために自宅に戻れずに外出先に滞留する人」と定義し、交通手段は問わず、鉄道の機能障害により帰宅することができない人の数を予測した。

その結果は、以下のとおりであり、県内でも多くの帰宅困難者が発生する可能性があることが明らかとなった。また、群馬県地震被害想定調査の予測対象範囲外ではあるが、県内には、温泉地など様々な観光地があり、多くの観光客が訪れている。このため、観光地を訪問した旅行者が被災し、帰宅困難者となることが想定される。

【帰宅困難者数の予測結果一覧表】

(群馬県地震被害想定調査(平成24年6月)から抜粋)

単位:人

通勤者・通学者			関東平野北西縁 断層帯主部		太田断層		片品川左岸断層	
市町村 内から	市町村 外から	合計	帰宅 困難者	徒歩 帰宅者	帰宅 困難者	徒歩 帰宅者	帰宅 困難者	徒歩 帰宅者
909,462	370,537	1,279,999	146,100	1,133,899	104,401	1,175,598	0	1,279,999

2 県及び市町村の帰宅困難者に対する取組み

(1) 普及啓発

県及び市町村は、企業等における一斉帰宅抑制が実効性あるものとなるように従業員等の施設内待機や一時滞在施設の確保、安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 一時滞在施設の確保及び提供

県及び市町村は、帰宅困難者のため、自ら所有・管理する施設等を一時滞在施設として確保するとともに、事業者団体等に一時滞在施設の提供について協力を求める。特に観光地では、季節に応じて多数の帰宅困難者が予想されることから事前に観光客用の避難施設を指定しておくよう努める。また、施設管理者との間に、開設の際に必要な情報提供や調整が可能な連絡体制を整備する。

(3) 備蓄物資の確保

市町村は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

県は、市町村や学校等での必要量確保が困難となった場合に備え、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。

(4) 情報提供の体制づくり

県及び市町村は、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーション等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報などに関する情報を防災拠点における張り紙、大型ビジョン、デジタルサイネージやラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。また、家族等との安否確認のため複数の確認手段の有用性や利用方法を周知できる体制を整備する。

(5) 徒歩帰宅者の支援対策

県及び市町村は、企業、団体等との協定締結により、災害時帰宅支援ステーションを指定し、大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに配置し、水道水・食料・トイレ・休息の場・沿道情報等の提供が行えるよう努める。

また、公共施設のほか、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。

3 事業所等の取組み

(1) 従業員の待機

事業所等は、交通機関が運行停止となり、運行の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所付近の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、必要に応じて、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

(2) 備蓄の確保

事業所等は、従業員が事業所内に待機できるよう、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(3) 事業所等における環境整備

事業所等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒防止等、従業員が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

(4) 事業継続計画（BCP）等への位置づけ

事業所等は、事業継続計画（BCP）等において、従業員等の待機及び帰宅時間が集中しないような地域・施設ごとの帰宅の方針等をあらかじめ定めておき、従業員への周知に努めるものとする。

(5) 安否確認方法の周知

事業所等は、地震等発生時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段活用の周知に努めるものとする。

4 大規模集客施設等や駅等における利用者保護の取組み

大規模な集客施設や駅など不特定多数の者が利用する施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、利用者保護に関する計画等の策定と市町村や関係機関等と

連携し、適切な待機や誘導體制の整備及び発災時の適切な情報提供に努めるものとする。

5 各学校等の取組み

各学校・保育施設等は、保護者等が帰宅困難者等となる可能性を踏まえ、保護者等の連絡体制を構築しておく。特に児童・生徒等の安全確保及び保護者等への引き渡し方法等について検討する。また、発災時には児童・生徒等が学校内に一定期間待機できるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

〈関係資料〉資料編8－11 帰宅困難者支援に関する協定

第5節 災害廃棄物対策

県(環境森林部、県土整備部)、市町村、施設管理者、建築物所有者

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 県、市町村、施設管理者及び建築物所有者は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする。
- (2) 県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努めるものとする。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。
- (3) 県及び市町村は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。
- (4) 県(廃棄物・リサイクル課)は、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- (5) 県(廃棄物・リサイクル課)及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
- (6) 県(廃棄物・リサイクル課)及び市町村は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。
- (7) 県(廃棄物・リサイクル課)及び市町村は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

第6節 罹災証明書の発行体制の整備

市町村、県(総務部)

1 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- (3) 県(危機管理課)は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修会の開催や応援職員の派遣体制の整備等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第7節 復興事前準備

市町村、県(県土整備部)

県(都市計画課)及び市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。

第3部 災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、住民に最も身近な行政主体として、第1次的には市町村が当たり、県は、市町村を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、県及び市町村の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

地震発生後、防災関係機関は最初に被害規模等の情報を収集し、関係機関に連絡し、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進める。さらに、避難対策、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害(土砂災害、風水害、建築物倒壊など)の防止を行う。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

〈用語の読替え〉

群馬県災害対策本部等が設置されたときは、この部で使用している用語は、次のとおり読み替えるものとする。

この部で使用している用語	読替え
県	災害対策本部が設置されたとき → 群馬県災害対策本部
群馬県〇〇部〇〇課	同上 → 群馬県災害対策本部〇〇部〇〇班
東京事務所	中央連絡部が設置されたとき → 中央連絡部
〇〇事務所(地域機関)	災害対策本部地方部が設置されたとき → 〇〇地方部〇〇班

第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

地震が発生した場合、地震情報(震度、震源、規模、地震活動の状況等)、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

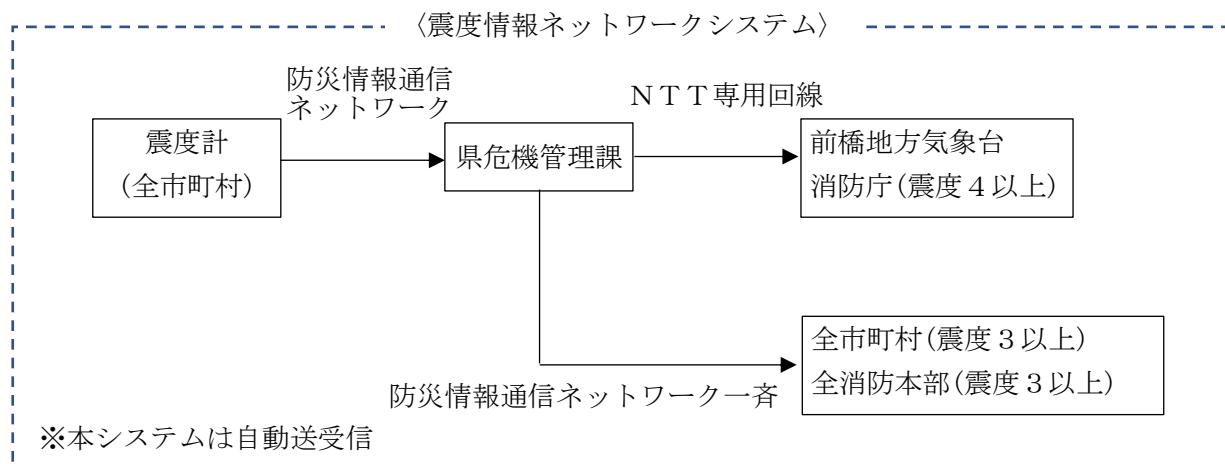
第1節 地震情報の収集・連絡

前橋地方気象台、県(総務部)、その他の防災関係機関

1 震度情報の収集及び連絡

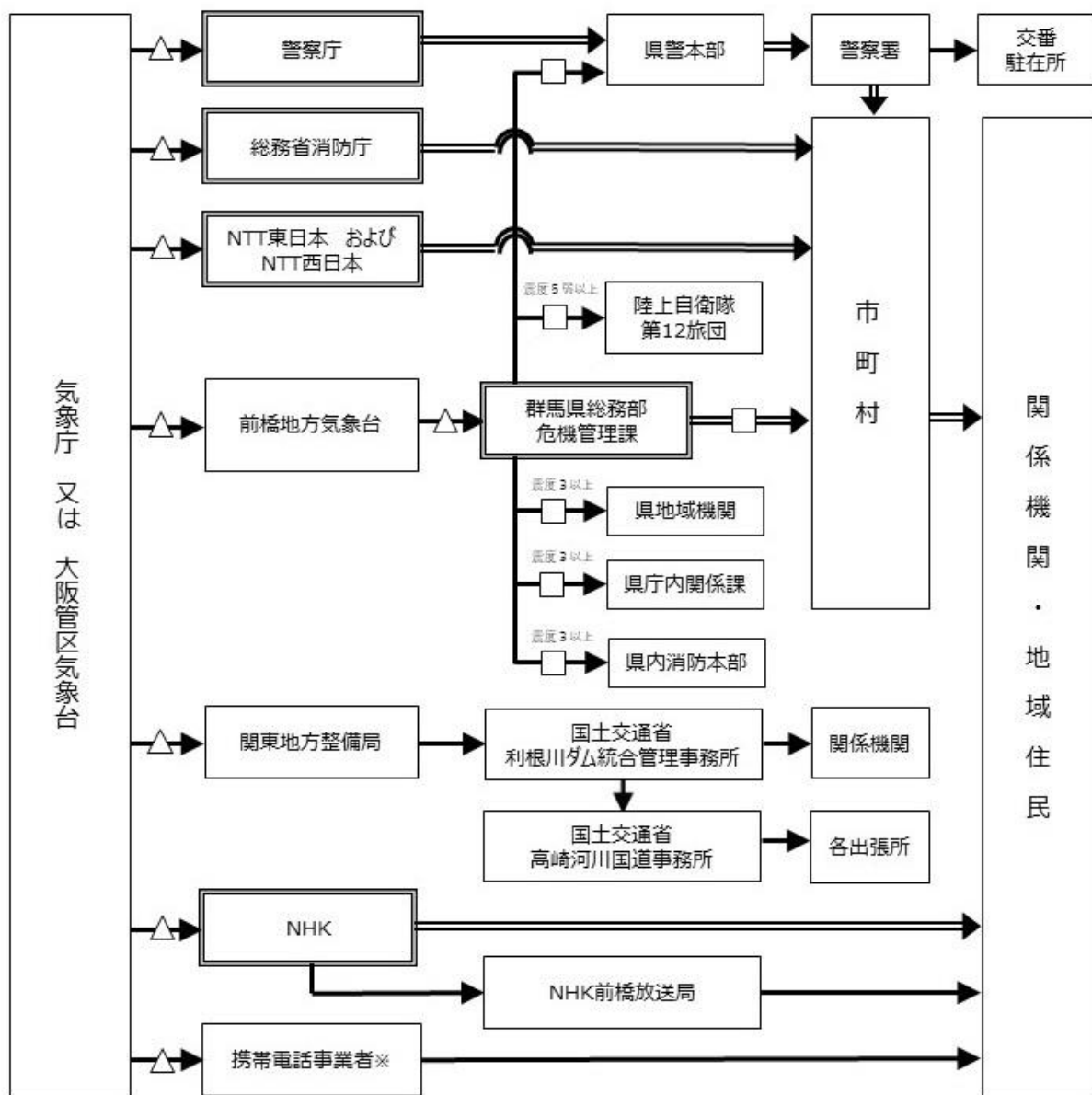
(1) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の把握とその伝達

県(危機管理課)は、「震度情報ネットワークシステム」により、県内35市町村(70地点)すべてに設置してある震度計から各地の震度情報を受け、これを速やかに関係機関に伝達するものとする。



(2) 気象庁ネットワークによる地震情報の伝達

前橋地方気象台は、取りまとめた地震情報(規模、震源、震度等)を気象庁のオンライン及び「防災情報提供システム(インターネット)」により各機関へ伝達するものとし、当該情報を受信した各機関は、次図により決められた周知機関等に伝達するものとする。



※ 緊急速報メールは、緊急地震速報（警報）が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

（注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先

（注）二重線の経路は、気象業務法第15条の2から6及び第15条の二の2から5によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

△ 専用回線

□ 県防災情報通信ネットワーク

(3) 通常通信途絶時の代替通信手段

N T T回線の途絶により、震度情報及び地震情報が関係機関に伝達できない場合は、県(危機管理課)及び前橋地方気象台は、次表の手段により震度情報及び地震情報を伝達するものとする。

【県の代替通信手段】

	県防災情報通信ネットワーク	消防無線	地域衛星通信ネットワーク
前 橋 地 方 気 象 台	○		
消 防 庁		○	○
全 市 町 村	○		
消 防 本 部	○		
陸上自衛隊第12旅団	○		

【前橋地方気象台の代替通信手段】

	県防災情報通信ネットワーク
県 (危 機 管 理 課)	○
N H K 前 橋 放 送 局	○
県 警 察 本 部	○

2 県危機管理課における地震情報の収集・伝達要領

県内で地震が発生したときは震度情報ネットワークシステムにより県内震度が表示されるので、危機管理課は、次の要領で当該情報を関係機関に伝達するものとする。

(1) 震度の確認

震度情報ネットワークシステムのブザーが鳴った場合又は揺れを感じたときは、テレビ・ラジオで各地の震度を確認する。

(2) 震度情報の伝達

前記「1」に定めるところにより、関係機関に震度情報を伝達する。

第2節 災害情報の収集・連絡

県、県警察、市町村、消防機関、その他の防災関係機関

県、市町村その他防災関係機関は、災害応急対策の内容及び規模を決定するため、被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報(以下この節において「災害情報」という。)を迅速に収集しなければならない。

また、被害情報の収集に当たっては、県民の生命・身体に係る情報を優先的に収集するものとする。

ところで、情報の錯綜等により各機関の報告内容はそのまま計上できないので、報告する際は、情報源を示して報告する必要がある。

なお、災害発生直後においては、情報の正確性よりも迅速性が優先されるため、情報収集に当たっては概括的な被害情報を報告することで足りるものとする。

1 災害情報の収集

(1) 県における災害情報の収集

ア 危機管理課は、次のとおり災害情報の収集を行うものとする。

(ア) 市町村、消防本部その他防災関係機関に照会し、情報を収集する。

(イ) 必要に応じ防災ヘリコプター「はるな」を出動させ、情報の収集に当たる。

(ウ) 被災地においては、混乱や通信手段の途絶のために情報収集活動が不十分な事態が予想されるため、必要に応じ被災地に調査のための職員を派遣して情報収集に当たらせる。

(エ) 市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報を収集する。

イ 庁内各課・事務所は、それぞれの担当分野に関する情報を収集するものとし、必要に応じ被災地に調査のための職員を派遣するほか、無人航空機、SAR衛星を含む人工衛星、高所監視カメラ、消防庁映像共有システムを活用するなど多様な手段を講じて情報収集に当たるとともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。

(2) 県警察における災害情報の収集

警察本部は、県民等からの110番通報等による災害情報を取りまとめるほか、警察官を現地及び県・市町村等関係機関に派遣し、さらに必要に応じ県警ヘリコプター「あかぎ」を出動させて情報の収集に当たらせるものとする。

また、必要に応じ、県警ヘリコプター「あかぎ」に搭載したヘリコプターテレビシステムにより、その映像を関係機関に伝送するものとする。

(3) 市町村における災害情報の収集

市町村は、その地域防災計画の定めるところに従い災害情報を収集するものとする。

特に、安否不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で安否不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。

市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、

積極的に情報収集を行うものとする。

(4) 消防機関における災害情報の収集

消防本部は、119番通報による災害情報を取りまとめるほか、必要に応じ消防職員を現地に派遣して情報の収集に当たらせるものとする。

また、人的被害については医療機関に照会して確認するものとする。

(5) その他の防災関係機関における災害情報の収集

その他の防災関係機関は、それぞれあらかじめ定められた方法により災害情報を収集するものとする。

(6) 主な情報収集担当機関は次表のとおりである。

なお、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路管理者、ライフライン事業者、その他防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、関係市町村、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡するものとする。また、市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

主な被害区分	第一次的な情報収集機関	県の担当部署	
		地域機関	県庁
人的被害	市町村、県警察、消防本部	行政県税事務所	危機管理課
家屋被害	市町村	同上	同上
火災	消防本部	同上	消防保安課
学校	県立…教育委員会管理課 市町村立…市町村教育委員会 私立…県私学・青少年課	教育事務所	【教育委員会】 管理課 義務教育課 特別支援教育課 私学・青少年課
病院	市町村 県保健福祉事務所	保健福祉事務所	医務課
社会福祉施設	市町村 県社会福祉施設所管課		地域福祉課
道路、橋梁	各道路管理者 ・関東地方整備局 ・県土木事務所 ・市町村 ・東日本高速道路（株）	土木事務所	道路管理課
河川	各河川管理者 ・関東地方整備局 ・県土木事務所 ・市町村	同上	河川課
砂防設備	各設備管理者 ・関東地方整備局 ・県土木事務所	同上	砂防課
地すべり防止施設	各施設管理者	土木事務所	砂防課

主な被害区分	第一次的な情報収集機関	県の担当部署	
		地域機関	県庁
	・関東地方整備局 ・関東森林管理局 ・県土木事務所 ・県森林（環境森林）事務所 ・県農業事務所	森林（環境森林）事務所 農業事務所	森林保全課 農村整備課
急傾斜地崩壊防止施設	県土木事務所	土木事務所	砂防課
清掃施設	市町村	環境（環境森林）事務所	廃棄物・リサイクル課
鉄道	鉄道事業者		交通イノベーション推進課
水道	水道事業者	保健福祉事務所	食品・生活衛生課
下水道	各下水道事業者 ・市町村 ・下水道総合事務所	下水道総合事務所	下水環境課
農業集落排水	市町村	農業事務所	下水環境課
通信サービス	電気通信事業者		危機管理課
都市ガス	都市ガス事業者		産業政策課
ＬＰガス	ＬＰガス事業者		消防保安課
電気	電気事業者		危機管理課
ブロック塀	市町村	行政県税事務所	同上
農業・水産業	市町村	農業事務所	農政課 米麦畜産課 野菜花き課 蚕糸特産課 農村整備課
林業	市町村 県森林（環境森林）事務所	森林（環境森林）事務所	林業振興課 森林保全課
商業・工業	市町村 商工会議所・商工会	行政県税事務所 (県庁で直接実施できない場合)	産業政策課 地域企業支援課

2 県における災害情報の連絡

- (1) 各地域機関は、それぞれの担当分野に関する災害情報を県庁の関係課その他関係機関に連絡するものとする。

なお、県災害対策本部が設置された場合は、関係行政県税事務所にも連絡するものとする。

- (2) 県庁の各課は、それぞれの担当分野に関する災害情報を危機管理課、関係省庁その他関係機関に連絡するものとする（関係省庁への連絡は、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）を活用する。）。

なお、県災害対策本部が設置された場合は、防災総括班(危機管理課)への連絡は、原則とし

て各部の総務班を経由するものとする。

- (3) 危機管理課は、庁内各課・事務所、警察本部、市町村、消防本部その他関係機関から収集した災害情報をとりまとめ、庁内関係課・事務所その他関係機関に連絡するものとする。
- (4) 危機管理課は、当該災害が次のいずれかに該当する場合は、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知)の規定に基づき消防庁に報告するものとする。報告様式は別記「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)(災害概況即報)又は第4号様式(その2)(被害状況即報)による。

【一般基準】

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3 災害が2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- 4 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの
- 5 自衛隊に災害派遣を要請したもの

【個別基準】

- 1 震度5弱を記録したもの
- 2 人的被害又は住家被害を生じたもの

消防庁「応急対策室」(平日9:30~18:15)	電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49421、FAX 048-500-90-49033
「宿直室」(上記時間以外)	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036

- (5) 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、危機管理課が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、危機管理課は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集するものとする。当該情報が得られた際は、危機管理課は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、県(危機管理課、メディアプロモーション課)は、人的被害の数等について広報を行う際には、警察、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。
- (6) 危機管理課は、とりまとめた情報を情報提供機関にフィードバックするものとする。
- (7) 危機管理課は、県が実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するとともに、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を指定行政機関を通じて国の政府本部(「特定災害対策本部、非常災害対策本部、緊急災害対策本部」をいう。以下同じ)等に連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。
- (8) 県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網、防災I・Oシステム等を活用し、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

3 県警察における災害情報の連絡

警察本部は把握した災害情報を県危機管理課に連絡するものとする。

4 市町村における災害情報の連絡

市町村における災害情報の連絡は、次による。

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

ア 「災害報告要領」(昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知)及び「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。

イ この際、行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

なお、行政県税事務所は、被害の拡大が予想されるときは、職員を被災市町村に派遣し、市町村からの連絡に遺漏がないよう配慮する。

ウ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡するものとする。

エ 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

オ 具体的な報告方法は次による。

(ア) 災害概況即報

災害を覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)(災害概況即報)により報告する。

(イ) 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号様式(その2)(被害状況即報)により報告する。

報告の頻度は次による。

① 第1報は、被害状況を確認し次第報告。

② 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。

人的被害に変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。

③ 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告。

(ウ) 災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領」(災害確定報告)により報告する。

(エ) 記入要領

被害認定基準は、別表による。

○死者、行方不明、重傷、軽傷	人数
○住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水	棟数、世帯数、人数
○非住家被害のうち公共建物、その他	名称
○その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水	面積
○その他のうち文教施設、病院、清掃施設	名称
○その他のうち道路、橋梁、河川、港湾、砂防、崖くずれ、鉄道不通	名称、場所
○その他のうち水道、電話、電気、ガス	戸数、回線数
○その他のうちブロック塀等	箇所数
○火災のうち建物	棟数
○火災のうち危険物その他	名称

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

市町村は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

- (3) 市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

5 消防機関における災害情報の連絡

消防本部は、把握した災害情報を市町村及び県危機管理課に報告するものとする。

なお、119番通報が殺到したとき又は管内で震度5強以上の地震が発生したときは、「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、その状況を直ちに県危機管理課に報告するとともに消防庁に直接報告するものとする。報告様式は別記「火災・災害等即報要領」第4号様式(その1)(災害概況即報)又は第4号様式(その2)(被害状況即報)による。

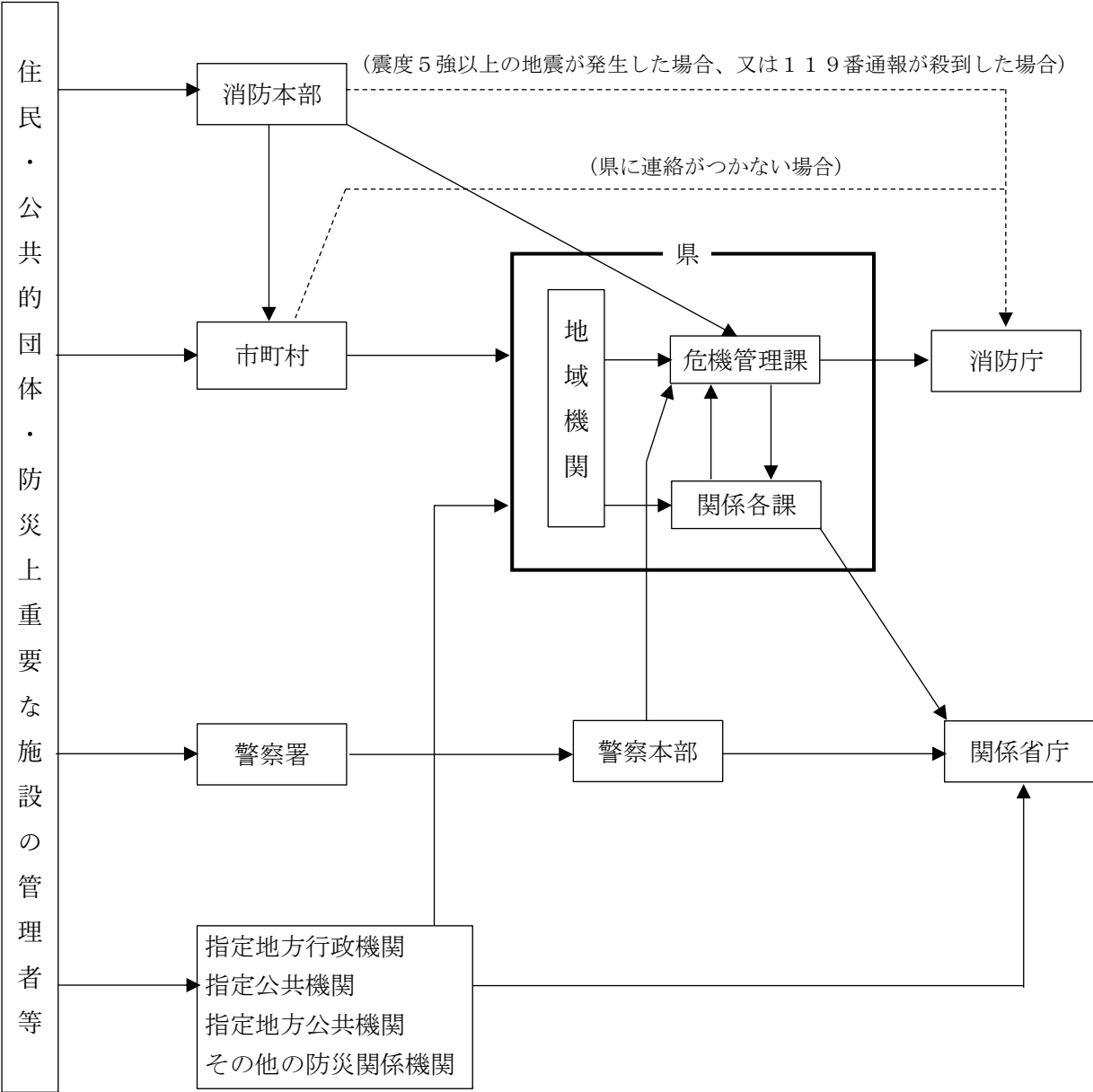
消防庁「応急対策室」(平日9:30~18:15)	電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49421、FAX 048-500-90-49033
「宿直室」(上記時間以外)	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036

6 その他の防災関係機関における災害情報の連絡

その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた計画に従い、収集した災害情報を関係市町村、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡するものとする。

〈関係資料〉資料編6-1 災害の被害状況等に係る情報提供等に関する協定(県~県隊友会)

〈情報連絡系統図〉



第4号様式（その1）														
（災害概況即報） 消防庁受信者氏名 _____ 災害名 _____（第 報）										報告日時		年 月 日 時 分		
										都道府県				
										市町村 （消防本部名）				
										報告者名				
災害の概況	発生場所								発生日時		月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
		119番通報の件数												
	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)						(市町村)					
応急対策の状況	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													
(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。） (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。														

第3部 災害応急対策 第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

[illegible]

第3部 災害応急対策 第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

[illegible]

被害認定基準(災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告)

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度の極く小さな被害は除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもの。
ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
- (4) 非住家被害については、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱う。
- (4) 「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。

- (8) 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。
- (9) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設。
- (10) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
- (11) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
- (12) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数。
- (13) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
- (14) 「水道」とは、上水道、簡易水道又は小水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
- (15) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
- (16) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
- (17) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
- (18) 「り災者」とは、り災世帯の構成員。

5 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設。
- (5) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害。
- (6) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害。
- (7) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害。
- (8) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害。
- (9) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等。

第3節 通信手段の確保

県(総務部)、県警察、市町村、消防機関、電気通信事業者、その他の防災関係機関

1 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

県(危機管理課・財産有効活用課)及び市町村は、地震発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。また、県(危機管理課)は、県の情報通信手段の機能に支障が生じた場合は、直ちに関東総合通信局に連絡するものとする。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。

2 緊急情報連絡用回線の設定

県(危機管理課)、市町村及び電気通信事業者は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

3 電気通信事業者による通信障害の状況等の情報共有及び重要通信の確保

電気通信事業者は、地震の被害により電話が不通になるなど、通信障害が発生したときは、あらかじめ定める計画に従い、迅速に復旧を行うものとし、併せて、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)するものとする。

また、輻輳によって電話が通じにくくなったときは、災害応急対策が迅速に行われるよう、一般の通話を制限して、県、市町村等防災関係機関の重要通信を確保するものとする。

4 災害時優先電話の利用

防災関係機関は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するためにN T T東日本(株)群馬支店及び(株)N T Tドコモ群馬支店等の電気通信事業者であらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行うものとする。

5 他機関が保有する通信設備等の利用

防災関係機関は、必要に応じ、他機関が保有する通信設備等を利用するものとする。

これらの通信設備等の種類は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法に基づく通信設備等の優先利用

根 拠	利用機関	利用設備等	通信内容
第57条	県、市町村	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告
		放送事業者の放送	緊急を要する通知、要請、伝達、又は警告

根 拠	利用機関	利用設備等	通信内容
第79条	県、市町村 指定地方行政機関	(第57条と同じ)	応急措置の実施に必要な緊急を要する通信

(2) 電波法第52条に基づく非常通信の利用

利用機関	利用設備	通 信 内 容	利用形態
各防災関係機関	各無線局	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行う無線通信	利用機関からの依頼に基づき各無線局が発受する。

〈発信依頼手続き〉(関東地方非常通信協議会の例示)

発信を希望する通信文を次の要領で電報頼信紙(なければ適宜の用紙で可)に記載し、依頼先の無線局に持参する。

- ① 冒頭に「非常」と朱書きする。
- ② 宛て先の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載する。
- ③ 本文を200字以内で記載する。(濁点、半濁点は字数に数えない。)
- ④ 末尾に発信者の住所、氏名(職名)及び電話番号を記載する。

(3) アマチュア無線の利用

日本アマチュア無線連盟群馬県支部に無線通信の発受を依頼する。

6 県における通信手段確保の要領

危機管理課又は財産有効活用課は、次の要領により、地震発生後30分以内に必要な通信手段を確保するものとする。

- (1) 地震発生後、電話回線が通話可能かどうかを確認する。
- (2) 防災行政無線について試験通信を行い、使用の可否を確認する。
- (3) 中央防災無線(中央省庁)、消防防災無線(消防庁、都道府県)、地域通信衛星ネットワーク (総

務省、都道府県等)等について、試験通信を行う。

- (4) 以上の通信手段が全て使用不可能な場合には、直ちに代替通信手段を確保しなければならない。この際、防災相互通信用無線、アマチュア無線、警察無線、消防無線等の代替通信手段を検討する。

〈関係資料〉	資料編	7-1	群馬県防災情報通信ネットワーク図
	同	7-2	群馬県地方通信ルート
	同	7-3	災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定(県～県警)

第2章 活動体制の確立

地震による被害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、防災関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の活動体制を迅速に確立する必要がある。

第1節 災害対策本部の設置

県

群馬県災害対策本部の設置等は、次によるものとする。

1 設置の決定

知事は、次のいずれかに該当するときは、防災の推進を図るため、群馬県災害対策本部(以下この節において「災害対策本部」という。)の設置を決定する。

- (1) 県内に震度6弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 県内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該被害について災害救助法(昭和22年法律第118号)を適用したとき。
- (3) 震度にかかわらず、県内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応を行うため知事が必要と認めたとき。

2 設置場所

災害対策本部は、群馬県庁舎7階の「群馬県危機管理センター本部室」に設置する。

なお、災害の状況により県庁舎に設置できないときは、前橋合同庁舎敷地内の「群馬県地域防災センター」に設置する。

3 廃止の決定

災害対策本部長(災害対策本部の長(知事))は、災害の危険がなくなり、災害発生後における応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部の廃止を決定する。

4 設置及び廃止の通知

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに消防庁、関係市町村、関係消防本部、報道機関その他関係機関に対し、その旨を通知するものとする。

5 本部会議

- (1) 災害対策本部に本部会議を置く。
- (2) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要な事項を決定し、その推進を図る。
- (3) 本部会議は、本部長が必要の都度招集する。

6 現地災害対策本部

- (1) 災害対策本部長は、災害地が本部から遠隔の場合、又は本部と地方部との通信連絡に円滑を欠く場合等特定の区域において災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、当該区域内に現地災害対策本部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部には現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつ

て充てる。

- (3) 現地災害対策本部長の指名の順位は、副知事、その他の職員の順とする。

7 災害対策本部地方部

- (1) 災害対策本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある特定の区域における災害対策の推進を図るため必要と認めたときは、災害対策本部地方部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部が設置されるときは、現地災害対策本部が管轄する区域を管轄する地方部は、現地災害対策本部に吸収される。現地災害対策本部に二以上の地方部が吸収されるときは、「〇〇地方部」は「現地災害対策本部〇〇支部」に、「〇〇地方部長」は「現地災害対策本部〇〇支部長」に、「〇〇地方部□□班」は「現地災害対策本部〇〇支部□□班」に改称する。

8 消防応援活動調整本部の設置

緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第44条の2に基づき、消防応援活動調整本部を群馬県危機管理センター本部室の近くに設置し、消防の応援等の総合調整を行うものとする。

9 自衛隊連絡室

自衛隊との情報交換を迅速、的確に行うとともに、自衛隊に対する派遣要請及びこれに基づく自衛隊の活動が適切に実施されるように、自衛隊の幹部が常駐する自衛隊連絡室を群馬県危機管理センター本部室の近くに設置し、災害対策本部と自衛隊との連携を強化する。

10 保健医療調福祉整本部の設置

大規模災害が発生した場合には、保健医療福祉調整本部を設置し、災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整を行うものとする。

11 本部連絡員

- (1) 災害対策本部の各部長は、部内に本部連絡員若干名を置く。
- (2) 各部の本部連絡員のうち1人は、本部会議において部長に同伴する。
- (3) 本部連絡員は、本部会議決定事項の伝達、各部相互間の連絡調整、各種の情報収集等の事務を担当する。

12 災害対策中央連絡部

- (1) 災害対策本部長は、政府、国会その他関係機関との情報連絡、陳情等を行うため必要と認めたときは、県東京事務所内に災害対策中央連絡部を設置する。
- (2) 中央連絡部長には東京事務所長を充て、連絡部員には東京事務所職員を充てる。

13 関係機関に対する職員派遣の要請等

災害対策本部長は、必要に応じ、ライフライン等関係機関に対し連絡用の職員の派遣を要請する。

また、災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供を求める。

14 市町村災害対策本部との連携

災害対策本部は、市町村災害対策本部が設置されたときは、相互に緊密な連携を図り、協調しながら、災害応急対策を実施する。

この際、必要に応じ職員を市町村災害対策本部に派遣するなどして、連携強化を図る。

15 国の政府本部等との連携

- (1) 災害対策本部は、国が政府本部又は現地災害対策本部を設置したときは、相互に緊密な連携を図り、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

なお、政府本部との連絡調整は中央連絡部を通じて行う。

- (2) 災害対策本部は、必要に応じ、国の政府本部に対し国の職員の派遣を求める。
- (3) 県は国（内閣府）が開催する連絡会議※1及び調整会議※2において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。また、必要に応じ、国との会議等を活用する等により、政府本部、現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

※1 内閣府が、関係省庁、都道府県（市町村）、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うために現地で開催するもの。

※2 内閣府が、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため現地で開催するもの。

16 災害対策本部の活動の優先順位

災害対策本部の設置は、職員の動員とともにを行うため、その設置直後から完全な活動を実施することはできない。

したがって、登庁した職員は、災害対策本部の活動に優先順位をつけて活動する必要がある。

活動の優先順位は、概ね次の順序によるが、災害の状況によってその都度判断する。

- ①通信手段の確保
- ②被害情報の収集、連絡
- ③負傷者の救出・救護体制の確立
- ④医療活動体制の確立
- ⑤消防機関が行う消火活動への応援
- ⑥交通確保・緊急輸送活動の確立
- ⑦避難受入活動
- ⑧食料・飲料水、燃料、生活必需品の供給
- ⑨ライフラインの応急復旧
- ⑩保健衛生、防疫、遺体処理活動の実施
- ⑪社会秩序の維持
- ⑫公共施設・設備の応急復旧
- ⑬災害広報活動(随時)
- ⑭ボランティアの受入(随時)
- ⑮二次災害の防止(随時)

17 災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

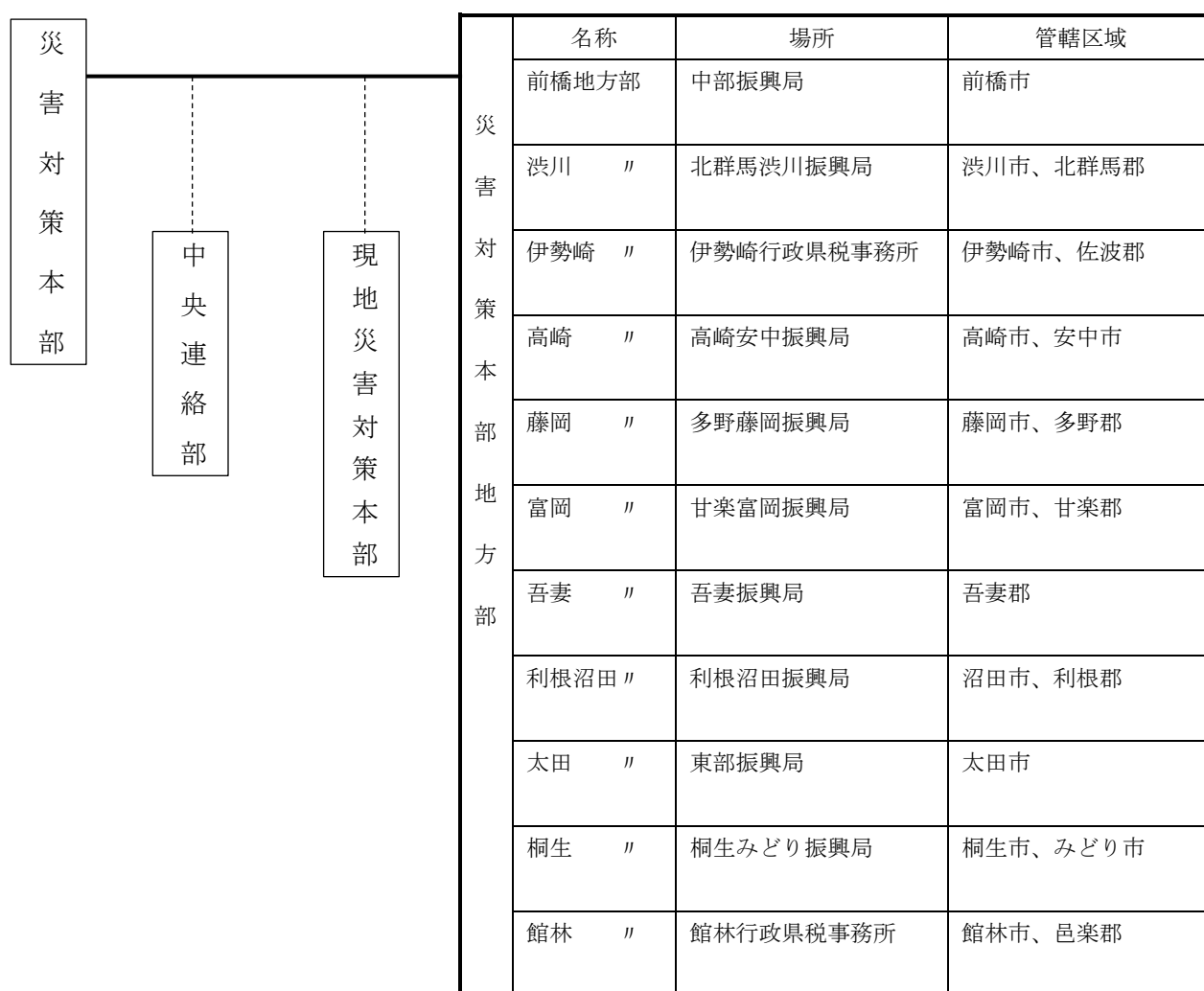
〈関係資料〉資料編1－2 群馬県災害対策本部条例

第2節 災害対策本部の組織

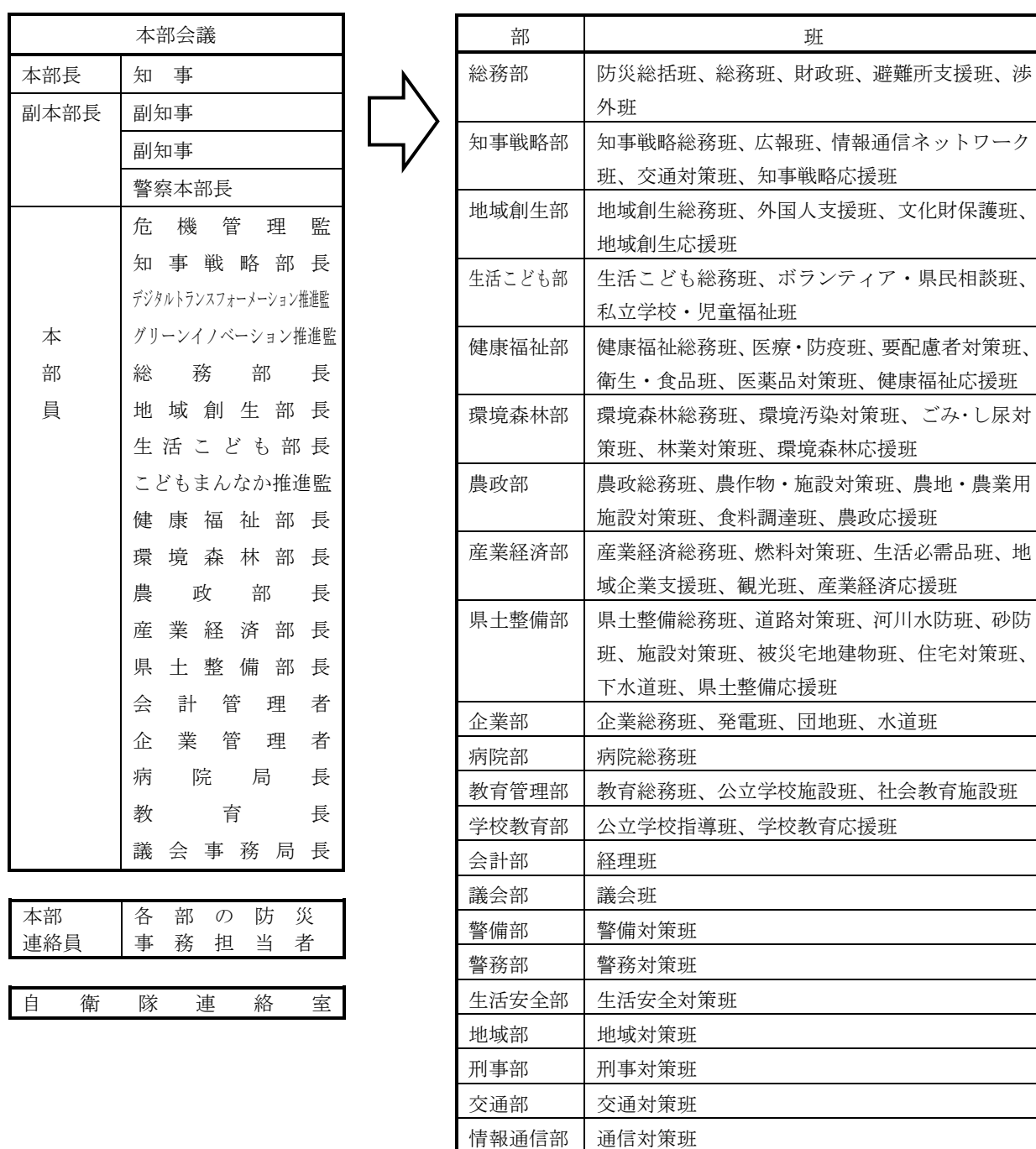
県

1 災害対策本部の組織編成

群馬県災害対策本部(以下この節において「災害対策本部」という。)の組織系統は、次図のとおりとする。



(注)・現地災害対策本部が設置されたときは、地方部は現地災害対策本部に吸収される。



2 本部長の職務代理

本部長が事故等によりその職務を遂行できないときは、副本部長がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、副知事、警察本部長の順とする。

3 本部員の職務代理

本部員が事故等によりその職務を遂行できないときは、当該本部員があらかじめ指名した者がその職務を代理することとし、職務代理の順位は、当該本部員があらかじめ指定した順位とする。

4 災害対策本部内の事務分掌

災害対策本部内の事務分掌は、概ね次表のとおりとする。（*印は班長、その他は副班長）

部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務
総務部 (危機管理監) (総務部長)	防災総括班 (*危機管理課長) (消防保安課長) (税務課長)	
	救出・救助調整チーム	(リーダー) 消防保安課長 (チーム員) 消防保安課、危機管理課 (事務分掌) 1 被災者の救出及び救助に関すること。 2 消防機関との連絡調整に関すること。 3 市町村消防応援の要請に関すること。 4 緊急消防援助隊の調整に関すること。 5 航空運用調整に関すること。 6 危険物(消防法)、高圧ガス、火薬類及び放射性物質に係る災害応急対策に関すること。
	受援・応援チーム	(リーダー) 市町村課長 (サブリーダー) 人事課長 (チーム員) 市町村課、人事課員の他、危機管理課、食品・生活衛生課、ぐんまブランド推進課、地域企業支援課から派遣 (事務分掌) 1 受援に関する状況把握・取りまとめに関すること。 2 応援に関する状況把握・取りまとめに関すること。 3 応援・受援調整及び調整会議の実施に関すること。 4 被災市町村の業務支援のための県応援職員の調整及び庁内からの応援に関する状況把握に関すること。 5 資源の調達・管理に関すること。 6 県応援職員の派遣に関すること。
	輸送担当	(リーダー) 危機管理課次長 (構成所属) 市町村課、危機管理課、ぐんまブランド推進課、地域企業支援課、道路管理課、各行政県税事務所、物資集積拠点関係所属 (事務分掌) 1 県物資集積拠点の開設・運営に関すること。 2 救援物資の輸送に関すること。
	総括調整担当	(リーダー) 防災対策係長 (サブリーダー) 危機管理係長、支援調整係長、避難対策係長 (構成所属) 危機管理課 (事務分掌) 1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 本部長又は本部会議からの指示又は指令等に係る伝達に関すること。 3 各部の総合調整に関すること。 4 中央連絡部、現地本部及び地方部との連絡調整に関すること。 5 市町村との連絡調整に関すること。 6 地震及び気象情報の受領及び伝達に関すること。 7 各部からの災害情報の取りまとめに関すること。 8 内閣総理大臣、消防庁長官及び中央防災会議に対する報告に関すること。 9 災害救助法に基づく救助の実施に係る取りまとめに関すること。 10 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 11 都道府県相互応援の要請に関すること。 12 緊急通行車両の確認事務に関すること。 13 救援物資の保管及び受払いに関すること。 14 その他いずれの部にも属しない事項に関すること。
	情報収集担当	(リーダー) 情報通信係長 (構成所属) 危機管理課、消防保安課 (事務分掌) 1 人的被害及び住家被害を中心とする包括的な災害情報の収集、分析、記録及び共有に関すること。
	総務班 (*総務課長) (人事課長) (財産有効活用課長)	1 防災総括班を除く部内各班の総合調整に関すること。 2 県庁舎の機能維持に関すること。 3 県有施設の被災状況の調査に関すること。 4 被災県有施設の応急復旧に関すること。 5 県職員の被災状況の調査に関すること。

第3部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立

部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務
総務部 (危機管理監) (総務部長)	総務班 (＊総務課長) (人事課長) (財産有効活用課長)	6 県集中管理車による人員又は物資の輸送に関する事 7 指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員の派遣の要請又は派遣のあつせんの要請に関する事 8 その他部内各班に属しない事項に関する事
	財政班 (＊財政課長)	1 災害対策に係る予算措置に関する事
	避難所支援班 (＊統計課長) (市町村課長)	1 避難所運営支援に関する事
	渉外班 (＊人事委員会事務局長) (監査委員事務局長) (総務事務管理課長)	1 国の現地調査の調整に関する事。(他部の所管に属するものを除く) 2 その他部内各班に属しない国の機関との連絡調整に関する事
知事戦略部 (知事戦略部長) (デジタルトランスフォーメーション推進監) (グリーンイノベーション推進監)	知事戦略総務班 (＊戦略企画課長) (秘書課長) (地域外交課長)	1 部内の総合調整に関する事 2 部内の災害情報の取りまとめに関する事 3 国に対する緊急要望に関する事 4 外国(大使館、救援団体等)との連絡窓口に関する事 5 その他部内各班に属しない事項に関する事
	広報班 (＊メディアプロモーション課長) (エンターテインメント・コンテンツ課長)	1 広報に関する事 2 報道機関との連絡調整に関する事 3 記録写真及び記録映像の撮影に関する事
	情報通信ネットワーク班 (＊デジタルトランスフォーメーション戦略課長)	1 群馬県庁情報通信ネットワークの機能維持に関する事
	交通対策班 (＊交通イノベーション推進課長)	1 公共交通機関に係る災害情報の収集に関する事 2 公共交通機関に対する緊急輸送の協力の要請に関する事
	知事戦略応援班 (＊グリーンイノベーション推進課長)	1 本部長が命じた事項に関する事
地域創生部 (地域創生部長)	地域創生総務班 (＊地域創生課長)	1 部内の総合調整に関する事 2 部内の災害情報の取りまとめに関する事 3 その他部内各班に属しない事項に関する事
	外国人支援班 (＊ぐんま暮らし・外国人活躍推進課長)	1 外国人に係る情報に関する事 2 その他外国人の支援に関する事
	文化財保護班 (＊文化財保護課長)	1 文化財に係る災害情報の収集に関する事 2 文化財に係る災害応急対策に関する事
	地域創生応援班 (＊文化振興課長) (スポーツ振興課長) (湯けむり国スポ・全スポぐんま準備課長)	1 本部長が命じた事項に関する事
生活こども部 (生活こども部長) (こどもまんなか推進監)	生活こども総務班 (生活こども課長)	1 部内の総合調整に関する事 2 部内の災害情報の取りまとめに関する事 3 その他部内各班に属しない事項に関する事
	ボランティア・県民相談班 (県民活動支援・広聴課長) (消費生活課長)	1 ボランティア活動の支援及び調整に関する事 2 広聴・県民相談に関する事
	私立学校・児童福祉班 (＊こども・子育て支援課長) (私学・青少年課長) (児童福祉課長)	1 私立学校及び児童福祉施設の施設、幼児、児童、生徒、利用者及び職員に係る災害情報の収集に関する事 2 私立学校及び児童福祉施設の幼児、児童、生徒、利用者及び職員の安全の確保に関する事 3 私立学校における応急教育の支援に関する事 4 児童福祉施設における応急対策の支援に関する事

第3部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立

部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務
健康福祉部 (健康福祉部長)	健康福祉総務班 (*健康福祉課長) (地域福祉課長)	1 部内の総合調整に関する事 2 部内の災害情報の取りまとめに関する事 3 義援金品の募集及び配分に関する事 4 保健医療福祉調整本部の設置・運営に関する事 5 都道府県DHEATの受援調整及び群馬DHEATの派遣調整に関する事 6 その他部内各班に属しない事項に関する事
	医療・防疫班 (*医務課長) (感染症・疾病対策課長) (健康長寿社会づくり推進課長) (障害政策課長)	1 医療及び防疫に係る災害情報の収集に関する事 2 救護班の編成に関する事 3 救護所の開設に関する事 4 群馬DMA Tの派遣要請に関する事 5 救護班(都道府県DMA Tを含む。)等の調整に関する事 6 後方支援医療機関の確保及び広域医療搬送の確保に関する事 7 感染症の予防に関する事 8 こころのケアに関する事 9 DPATの派遣要請、調整等に関する事
	要配慮者対策班 (*地域福祉課長) (介護高齢課長) (障害政策課長)	1 要配慮者に係る災害情報の収集に関する事。(他部の所管に係るものを除く。) 2 要配慮者の支援に関する事。(他部の所管に係るものを除く。) 3 災害福祉支援ネットワーク事務局との連絡調整(ぐんまDWATの派遣調整を含む)に関する事 4 他の都道府県DWATの派遣要請に関する事
	衛生・食品班 (*食品・生活衛生課長)	1 水道に係る災害情報の収集に関する事 2 水道水の供給に係る水道事業者又は市町村への支援に関する事 3 食品衛生の監視に関する事 4 特定動物の逸走防止及び逸走動物の捕獲に関する事 5 埋火葬に係る市町村への支援に関する事
	医薬品対策班 (*薬務課長)	1 医薬品及び医療資機材の調達及び供給に関する事
	健康福祉応援班 (*監査指導課長) (国保援護課長)	1 本部長が命じた事項に関する事
環境森林部 (環境森林部長)	環境森林総務班 (*環境政策課長)	1 部内の総合調整に関する事 2 部内の災害情報の取りまとめに関する事 3 その他部内各班に属しない事項に関する事
	環境汚染対策班 (*環境保全課長)	1 環境汚染に係る災害情報の収集に関する事 2 環境汚染に係る災害応急対策に関する事
	ごみ・し尿対策班 (*廃棄物・リサイクル課長)	1 ごみ・し尿の処理に係る災害情報の収集に関する事 2 ごみ・し尿の処理に係る市町村への支援に関する事
	林業対策班 (*林政課長) (森林保全課長) (林業振興課長)	1 林地、治山・林道等施設及び林産物に係る災害情報の収集に関する事 2 林地における土砂災害及び雪崩に係る災害応急対策に関する事 3 林野火災に係る情報収集に関する事 4 治山・林道等施設の応急復旧に関する事 5 林産物に係る災害応急対策に関する事
	環境森林応援班 (*自然環境課長)	1 本部長が命じた事項に関する事
農政部 (農政部長)	農政総務班 (*農政課長) (農業構造政策課長)	1 部内の総合調整に関する事 2 部内の災害情報の取りまとめに関する事 3 関係機関に対する報告及び連絡に関する事 4 被災農業協同組合等の指導に関する事 5 その他部内各班に属しない事項に関する事

第3部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立

部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務
農 政 部 (農 政 部 長)	農作物・施設対策班 (＊米麦畜産課長) (農 政 課 長) (野 菜 花 き 課 長) (蚕 糸 特 産 課 長)	1 農業に係る災害情報の収集に関する事 2 農作物及び農業用施設被害に関する助成及び金融措置に関するこ と。 3 被害農作物用農薬及び肥料の供給指導に関する事 4 被害農作物の応急措置に関する事 5 被災園芸、農作物、特産品、水産物及び蚕糸関係の応急措置に関するこ と。 6 災害時における家畜の防疫診断及び畜産施設の応急措置に関するこ と。 7 災害時における飼料の供給に関する事
	農地・農業用施設対策班 (＊農村整備課長)	1 農地及び農業用施設に係る災害情報の収集に関する事 2 被災農地及び農業用施設の応急措置に関する事
	食 料 調 達 班 (＊ぐんまブランド推進課長)	1 応急食料等の調達配給に関する事
	農政応援班 (＊農業構造政策課長)	1 本部長が命じた事項に関する事
産 業 経 済 部 (産 業 経 済 部 長)	産 業 経 済 総 務 班 (＊産 業 政 策 課 長)	1 部内の総合調整に関する事 2 部内の災害情報の取りまとめに関する事 3 その他部内各班に属しない事項に関する事
	燃 料 対 策 班 (＊産 業 政 策 課 長)	1 燃料の供給に関する情報の取りまとめに関する事 2 県民の安全のために重要な施設等への燃料の供給の要請に関するこ と。
	生 活 必 需 品 班 (＊地域企業支援課長)	1 生活必需品の調達及び供給に関する事 2 商業に係る災害情報の収集に関する事 3 商業に係る災害応急対策に関する事
	地域企業支援班 (＊地域企業支援課長)	1 工業及び鉱害防止対策済み休廃止鉱山に係る災害情報の収集に関す る 事 2 工業及び鉱害防止対策済みの休廃止鉱山に係る災害応急対策に関す る 事
	観 光 班 (＊観光リトリート推進課長)	1 観光地の災害情報の収集に関する事 2 観光客の救護に関する事
	産 業 経 済 応 援 班 (＊未来投資・デジタル産業課長) (労 働 政 策 課 長) (eスポーツ・新コソノ創出課長) (労働委員会事務局長)	1 本部長が命じた事項に関する事
県 土 整 備 部 (県 土 整 備 部 長)	県 土 整 備 総 務 班 (＊監 理 課 長) (建 設 企 画 課 長)	1 部内の総合調整に関する事 2 部内の災害情報の取りまとめに関する事 3 建設業者に対する災害応急対策業務の協力の要請に関する事 4 その他部内各班に属しない事項に関する事
	道 路 対 策 班 (＊道 路 管 理 課 長) (道 路 整 備 課 長)	1 道路に係る災害情報の収集に関する事 2 県管理道路の応急復旧に関する事 3 緊急輸送道路の確保に関する事 4 道路啓開に関する事
	河 川 水 防 班 (＊河 川 課 長)	1 公共土木施設の被害情報の取りまとめに関する事 2 河川に係る災害情報の収集に関する事 3 水防計画の実施に関する事 4 県管理の河川管理施設の応急復旧に関する事

第3部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立

部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務
県土整備部 (県土整備部長)	砂防班 (＊砂防課長)	1 人家等に関する土砂災害及び雪崩に係る災害情報の収集に関すること。 2 人家等に関する土砂災害及び雪崩に係る災害応急対策に関すること。
	施設対策班 (＊都市整備課長) (都市計画課長)	1 都市施設に係る災害情報の収集に関すること。 2 不特定多数の者が利用する県有都市施設における利用者の安全の確保に関すること。 3 県有都市施設の応急復旧に関すること。 4 群馬ヘリポートの供用に関すること。
	被災宅地建物班 (＊建築課長)	1 被災宅地、建築物の応急危険度判定に関すること。 2 応急仮設住宅の建設に関すること。
	住宅対策班 (＊住宅政策課長)	1 住宅に係る災害情報の収集に関すること。 2 県営住宅の応急復旧に関すること。 3 公営賃貸住宅及び民間賃貸住宅への応急入居の確保に関すること。
	下水道班 (＊下水道環境課長)	1 下水道施設に係る災害情報収集に関すること。 2 流域下水道施設の応急復旧に関すること。
	県土整備応援班 (＊契約検査課長)	1 本部長が命じた事項に関すること。
企業部 (企業局長)	企業総務班 (＊企業局総務課長) (経営戦略課長)	1 部内の総合調整に関すること。 2 部内の災害情報の取りまとめに関すること。 3 部内の財産管理に関すること。 4 部内の応急対策物資の購入に関すること。 5 部内の車両に関すること。 6 その他部内各班に属しない事項に関すること
	発電班 (＊発電課長)	1 県営発電施設の応急復旧に関すること。
	団地班 (＊団地課長)	1 企業局所管の産業団地、住宅団地の応急復旧に関すること。 2 企業局所管の県営施設（発電、水道及び工業用水道に係るものを除く）における利用者の安全確保及び応急復旧に関すること。
	水道班 (＊水道課長)	1 県営の上水道及び工業用水道の応急復旧に関すること。
病院部 (病院局長)	病院総務班 (＊病院局経営戦略課長)	1 部内の総合調整に関すること。 2 部内の災害情報の取りまとめに関すること。 3 部内の財産管理に関すること。 4 県立病院の入(通)院患者の安全の確保に関すること。
教育管理部 (教育次長)	教育総務班 (＊総務課長)	1 教育管理部及び学校教育部の総合調整に関すること。 2 教育管理部及び学校教育部の災害情報の取りまとめに関すること。 3 その他教育委員会の各部各班に属しない事項に関すること。
	公立学校施設班 (＊管理課長) (福利課長)	1 公立学校施設の被害状況の調査に関すること。 2 公立学校施設の応急復旧に関すること。 3 緊急避難場所又は指定避難所に指定された県立学校施設の機能の維持に関すること。
	社会教育施設班 (＊生涯学習課長)	1 社会教育施設に係る災害情報の収集に関すること。 2 不特定多数の者が利用する県有社会教育施設における利用者の安全の確保に関すること。

第3部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立

部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務
学 校 教 育 部 (教育次長 (指導担当))	公 立 学 校 指 導 班 (*義務教育課長) (高 校 教 育 課 長) (特別支援教育課長)	1 公立学校の児童、生徒及び教職員に係る災害情報の収集に関すること。 2 公立学校の児童、生徒及び教職員の安全の確保に関すること。 3 公立学校における応急教育の実施に関すること。
	学 校 教 育 応 援 班 (*学校人事課長) (健 康 体 育 課 長)	1 本部長が命じた事項に関すること。
会 計 部 (会計管理者)	経 理 班 (*会 計 管 理 課 長)	1 災害救助基金の出納及び保管に関すること。 2 応急対策物資の購入に関すること。
議 会 部 (議会事務局長)	議 会 班 (*議会事務局総務課長) (議会事務局議事課長) (議会事務局政策広報課長)	1 県議会議員との連絡調整に関すること。
警備部 (警備部長) (危機管理対策 統括官)	警 備 対 策 班 (*警 備 第 二 課 長)	1 警備部、警務部、生活安全部、地域部、刑事部、交通部及び情報通信部の総合調整に関すること。 2 警備部、警務部、生活安全部、地域部、刑事部、交通部及び情報通信部の災害情報の取りまとめに関すること。 3 人命救助、行方不明者の捜索及び避難誘導に関すること。 4 警備部隊の編成及び運用に関すること。 5 航空機の運用に関すること。
警 務 部 (警務部長)	警 務 対 策 班 (* 警 務 課 長)	1 装備資機材の調達及び車両等の運用に関すること。 2 警備要員の宿舎に関すること。 3 広報活動に関すること。
生 活 安 全 部 (生活安全部長)	生 活 安 全 対 策 班 (*生活安全企画課長)	1 犯罪の予防に関すること。 2 行方不明者の情報の収集・整理に関すること。 3 銃砲火薬類その他危険物に関すること。
地 域 部 (地域部長)	地 域 対 策 班 (* 地 域 課 長)	1 一般治安に関すること。 2 無線通信指令に関すること。
刑 事 部 (刑事部長)	刑 事 対 策 班 (*刑事企画課長)	1 災害時の犯罪情報の収集及び分析に関すること。 2 災害による死体の検視に関すること。 3 災害時の犯罪の捜査に関すること。
交 通 部 (交通部長)	交 通 対 策 班 (*交通企画課長)	1 災害時の交通情報の収集、分析及び提供に関すること。 2 交通規制の実施及び緊急輸送道路の確保に関すること。 3 緊急通行車両の確認事務に関すること。
情 報 通 信 部 (情報通信部長)	通 信 対 策 班 (*機 動 通 信 課 長)	1 通信施設の被害状況の把握及び復旧に関すること。 2 応急通信に関すること。 3 通信用資機材の調達及び運用に関すること。

(注)担当班が明確でない事務が生じたときは、関係班で調整の上、担当班を定め、又は共同で処理するものとする。

5 地方部の組織編成

地方部の組織編成は、次のとおりとする。

(1) 前橋地方部 地方部長 中部振興局長

班名	構成事務所名	班長	副班長
総務経済班	前橋行政県税事務所	前橋行政県税事務所長	
環境森林班	中部環境事務所 渋川森林事務所	中部環境事務所長	渋川森林事務所長
農業班	中部農業事務所	中部農業事務所長	
県土整備班	前橋土木事務所	前橋土木事務所長	
教育班	中部教育事務所	中部教育事務所長	

(2) 渋川地方部 地方部長 北群馬渋川振興局長

班名	構成事務所名	班長	副班長
総務経済班	渋川行政県税事務所	渋川行政県税事務所長	
保健福祉班	渋川保健福祉事務所	渋川保健福祉事務所長	渋川保健所長
環境森林班	中部環境事務所 渋川森林事務所	渋川森林事務所長	中部環境事務所長
農業班	中部農業事務所	中部農業事務所長	
県土整備班	渋川土木事務所	渋川土木事務所長	
教育班	中部教育事務所	中部教育事務所長	

(3) 伊勢崎地方部 地方部長 伊勢崎行政県税事務所長

班名	構成事務所名	班長	副班長
総務経済班	伊勢崎行政県税事務所	伊勢崎行政県税事務所長	
保健福祉班	伊勢崎保健福祉事務所	伊勢崎保健福祉事務所長	伊勢崎保健所長
環境森林班	中部環境事務所 渋川森林事務所	中部環境事務所長	渋川森林事務所長
農業班	中部農業事務所	中部農業事務所長	
県土整備班	伊勢崎土木事務所	伊勢崎土木事務所長	
教育班	中部教育事務所	中部教育事務所長	

(4) 高崎地方部

地方部長 高崎安中振興局長

班名	構成事務所名	班長	副班長
総務経済班	高崎行政県税事務所	高崎行政県税事務所長	
保健福祉班	安中保健福祉事務所	安中保健福祉事務所長	安中保健所長
環境森林班	西部環境森林事務所	西部環境森林事務所長	
農業班	西部農業事務所	西部農業事務所長	
県土整備班	高崎土木事務所 安中土木事務所	高崎土木事務所長	安中土木事務所長
教育班	西部教育事務所	西部教育事務所長	

(5) 藤岡地方部

地方部長 多野藤岡振興局長

班名	構成事務所名	班長	副班長
総務経済班	藤岡行政県税事務所	藤岡行政県税事務所長	
保健福祉班	藤岡保健福祉事務所	藤岡保健福祉事務所長	藤岡保健所長
環境森林班	西部環境森林事務所 藤岡森林事務所	藤岡森林事務所長	西部環境森林事務所長
農業班	西部農業事務所	西部農業事務所長	
県土整備班	藤岡土木事務所	藤岡土木事務所長	
教育班	西部教育事務所	西部教育事務所長	

(6) 富岡地方部

地方部長 甘楽富岡振興局長

班名	構成事務所名	班長	副班長
総務経済班	富岡行政県税事務所	富岡行政県税事務所長	
保健福祉班	富岡保健福祉事務所	富岡保健福祉事務所長	富岡保健所長
環境森林班	西部環境森林事務所 富岡森林事務所	富岡森林事務所長	西部環境森林事務所長
農業班	西部農業事務所	西部農業事務所長	
県土整備班	富岡土木事務所	富岡土木事務所長	
教育班	西部教育事務所	西部教育事務所長	

(7) 吾妻地方部

地方部長 吾妻振興局長

班名	構成事務所名	班長	副班長
総務経済班	吾妻行政県税事務所	吾妻行政県税事務所長	
保健福祉班	吾妻保健福祉事務所	吾妻保健福祉事務所長	吾妻保健所長
環境森林班	吾妻環境森林事務所	吾妻環境森林事務所長	
農業班	吾妻農業事務所	吾妻農業事務所長	
県土整備班	中之条土木事務所	中之条土木事務所長	
教育班	吾妻教育事務所	吾妻教育事務所長	

(8) 利根沼田地方部

地方部長 利根沼田振興局長

班名	構成事務所名	班長	副班長
総務経済班	利根沼田行政県税事務所	利根沼田行政県税事務所長	
保健福祉班	利根沼田保健福祉事務所	利根沼田保健福祉事務所長	利根沼田保健所長
環境森林班	利根沼田環境森林事務所	利根沼田環境森林事務所長	
農業班	利根沼田農業事務所	利根沼田農業事務所長	
県土整備班	沼田土木事務所	沼田土木事務所長	
教育班	利根教育事務所	利根教育事務所長	

(9) 太田地方部

地方部長 東部振興局長

班名	構成事務所名	班長	副班長
総務経済班	太田行政県税事務所	太田行政県税事務所長	
保健福祉班	太田保健福祉事務所	太田保健福祉事務所長	太田保健所長
環境森林班	東部環境事務所 桐生森林事務所	東部環境事務所長	桐生森林事務所長
農業班	東部農業事務所	東部農業事務所長	
県土整備班	太田土木事務所	太田土木事務所長	
教育班	東部教育事務所	東部教育事務所長	

(10) 桐生地方部

地方部長 桐生みどり振興局長

班名	構成事務所名	班長	副班長
総務経済班	桐生行政県税事務所	桐生行政県税事務所長	
保健福祉班	桐生保健福祉事務所	桐生保健福祉事務所長	桐生保健所長
環境森林班	東部環境事務所 桐生森林事務所	桐生森林事務所長	東部環境事務所長
農業班	東部農業事務所	東部農業事務所長	
県土整備班	桐生土木事務所	桐生土木事務所長	
教育班	東部教育事務所	東部教育事務所長	

(11) 館林地方部

地方部長 館林行政県税事務所長

班名	構成事務所名	班長	副班長
総務経済班	館林行政県税事務所	館林行政県税事務所長	
保健福祉班	館林保健福祉事務所	館林保健福祉事務所長	館林保健所長
環境森林班	東部環境事務所 桐生森林事務所	東部環境事務所長	桐生森林事務所長
農業班	東部農業事務所	東部農業事務所長	
県土整備班	館林土木事務所	館林土木事務所長	
教育班	東部教育事務所	東部教育事務所長	

(注) 二以上の地方部が設置され、1人の所長が二以上の班長を務める場合であって、当該所長が各地方部の調整会議等に同時に出席できない場合は、当該事務所の次長等を班長代理として出席させることとする。

6 地方部内の事務分掌

地方部内の事務分掌は、概ね次表のとおりとする。

班名	分掌事務
総務経済班	1 地方部内の総合調整に関すること。 2 地震、気象情報の受領及び伝達に関すること。 3 人的被害及び住家被害を中心とする概括的な災害情報の収集に関すること。 4 庁舎その他県有財産に係る災害応急対策に関すること。 5 市町村との連絡調整に関すること。 6 緊急通行車両の確認事務に関すること。 7 商工業に係る災害情報の収集及び被災中小企業からの融資相談に関すること。 (ただし、産業経済部が直接実施できない場合に限る。) 8 生活必需品の調達及び供給に関すること。 9 その他地方部内各班に属しない事項に関すること。
保健福祉班	1 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害情報の収集に関すること。 2 社会福祉、医療、防疫、保健、衛生に係る災害応急対策に関すること。 3 水道水の供給に係る水道事業者又は市町村への支援に関すること。
環境森林班	1 環境汚染及びごみ・し尿の処理に係る災害情報の収集に関すること。 2 環境汚染及びごみ・し尿の処理に係る災害応急対策に関すること。 3 林地、治山・林道等施設及び林産物に係る災害情報の収集に関すること。 4 林地、治山・林道等施設及び林産物に係る災害応急対策に関すること。 5 林野火災に係る情報収集に関すること。
農業班	1 農業に係る災害情報の収集に関すること。 2 農業に係る災害応急対策に関すること。
県土整備班	1 公共土木施設に係る災害情報の収集に関すること。 2 公共土木施設に係る災害応急対策に関すること。 3 水防計画の実施に関すること。
教育班	1 学校教育に係る災害情報の収集に関すること。 2 学校教育に係る災害応急対策に関すること。 3 県立学校が緊急避難場所又は指定避難所に使用される場合の市町村への協力に関すること。

(注) 担当班が明確でない事務が生じたときは、関係班で調整の上、担当班を定め、又は共同で処理するものとする。

7 活動上の留意点

災害対策本部内の事務分掌及び地方部内の事務分掌は前記のとおりであるが、各班は、災害応急対策の重要度に応じ、当該事務分掌にとらわれることなく災害対策本部長又は地方部長の指示により、必要な活動を実施するものとする。

第3節 災害警戒本部等の設置

県

1 災害警戒本部の設置

危機管理監は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当するときは、災害警戒本部を設置するものとする。

- (1) 県内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。
- (2) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表したとき。
- (3) 震度にかかわらず県内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整を図るため、危機管理監が必要と認めたとき。

2 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の本部長は危機管理監とし、各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

なお、災害警戒本部の設置場所、本部会議については、災害対策本部に準ずるものとする。

3 災害警戒本部廃止の決定

危機管理監は、地震による被害の発生するおそれがなくなり、災害警戒本部を設置する必要がなくなったと認めた場合は、災害警戒本部の廃止を決定する。

4 災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない場合

災害対策本部及び災害警戒本部が設置されない災害に対しては、各部署において関係機関と連携をとりながら適宜対応するものとする。

なお、この場合の各部署の分掌事務は、災害対策本部内の事務分掌に準ずるものとする。

第4節 市町村その他の防災関係機関の組織

市町村、その他の防災関係機関

1 市町村

(1) 市町村災害対策本部

ア 市町村災害対策本部の設置

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策本部を設置するものとする。

イ 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、各市町村の地域防災計画の定めるところによる。

ウ 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止基準は、各市町村の地域防災計画の定めるところによる。

エ 災害対策本部設置の通知

市町村長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに地元消防機関、地元警察機関、県(危機管理課、行政県税事務所)、市町村防災会議の委員、報道機関その他関係機関に対し、その旨を通知するものとする。

(2) 市町村災害対策本部が設置されない場合

市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部が設置されないときは、当該災害の態様、規模等に応じた組織体制により、災害応急対策を行うものとする。

2 その他の防災関係機関

その他の防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、各機関の防災関係規程等において定められている活動組織を速やかに立ち上げるものとする。

第5節 職員の非常参集

県、市町村、その他の防災関係機関

1 県における職員の非常参集

(1) 動員の決定

ア 知事は、災害対策本部を設置したときは、次表の基準に従い動員の区分を決定するものとする。

イ 危機管理監は、災害警戒本部を設置したときは、関係部局長と協議の上、動員の規模を決定するものとする。ただし、動員の規模を検討するいとまがない場合は、次表に掲げる「初期動員」とする。

【災害対策本部等を構成する所属の動員基準】

動員区分	動員規模	適用基準
初期動員	各所属の約10%に相当する人数	災害警戒本部を設置し、主として情報の収集・連絡活動を実施する必要がある場合で、動員の規模を検討するいとまがないとき。
1号動員	各所属の約25%に相当する人数	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要があるとき。
2号動員	各所属の約50%に相当する人数	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要がある場合で、被害の規模等からみて1号動員では要員が不足するとき。
3号動員	全職員	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要がある場合で、被害の規模等からみて県の総力を挙げて対応する必要があるとき。

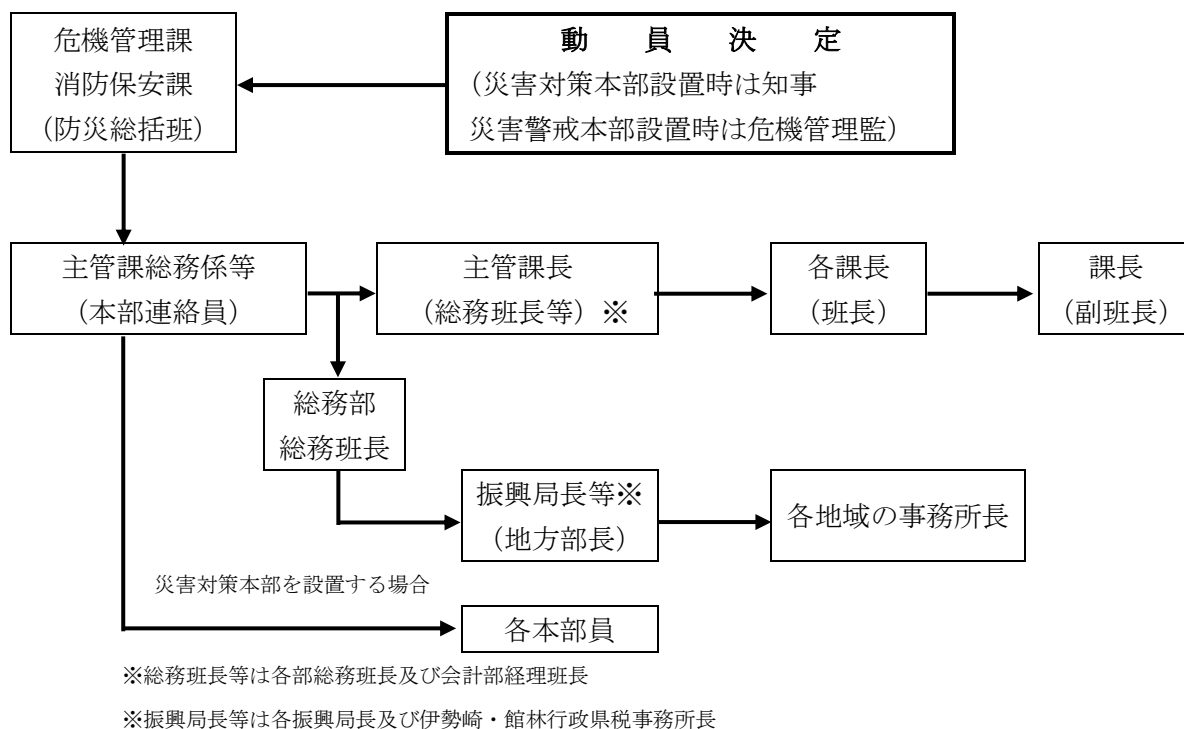
ウ 各課・事務所の動員計画は、毎年4月1日現在で定めるものとする。なお、年度途中で変更があった場合は、その都度更新するものとする。

エ 動員の決定に当たっては、災害の規模、発生地域等の状況に応じ、部署若しくは地域を限定し、又は部署若しくは地域ごとに異なる区分を適用することができる。

(2) 動員指示の伝達系統

動員指示の伝達系統は、次図のとおりとする。

【動員の伝達系統図】



(3) 動員指示の伝達方法

動員の指示は、勤務時間内においては庁内放送、庁内電話等で伝達し、勤務時間外においては電話等で伝達するものとする。

(4) 自主登庁

職員は、勤務時間外において地震の発生を知ったときは、次表の基準に従って自主的に登庁しなければならない。

所 属	震 度	自主登庁する職員
災害対策本部等を構成する各所属	5 弱	初期動員該当者
	5 強	1 号動員該当職員
	6 弱以上	3 号動員該当職員
上記以外の各所属	上記の基準に従って各所属で定める基準による	

なお、震度 4 にあつては危機管理課員のうち、あらかじめ指定された者が登庁するものとする。

また、上表の「震度」は、所属に応じて次表のとおりとする。

災害対策本部等を構成する各所属	県内の最大震度
上記以外の各所属	各所属で定めた区域における最大震度

(5) 登庁場所

職員は、勤務時間外において登庁の必要が生じた場合は、次表の場所に登庁するものとする。

順位	登 庁 場 所
1	自己の勤務場所
2	最寄りの行政県税事務所
3	最寄りの所属する部局の事務所
4	最寄りの事務所

すなわち、原則として、自己の勤務場所に登庁し、それができない場合は、最寄りの行政県税事務所、最寄りの所属する部局の事務所、最寄りの県事務所の順に登庁する。

ただし、職員の住所地の被害が他の地域に比較して重大であると考えられるときは、住所地付近の事務所において災害対策要員が不足することが想定されるので、住所地付近の事務所に登庁するものとする。

(6) 緊急登庁員の登庁

緊急登庁員に指名されている職員は、勤務時間外において次のいずれかに該当するときは、前記(5)の規定にかかわらず、県庁グループ員は危機管理課執務室に、地域防災センターグループ員は群馬県地域防災センターに登庁しなければならない。

ア 電話等で登庁を指示されたとき

イ 県内で震度6弱以上の地震の発生を知ったとき

なお、「動員」と「緊急登庁」が同時に発令されたときは、緊急登庁を優先させるものとする。

(7) 登庁の免除

以下の場合には登庁を免除するものとする。

ア 本人若しくは家族が負傷し、又は疾病にかかり勤務することが困難と認められるとき

イ 登庁すべき場所のいずれにも登庁できない事情のあるとき

なお、ア、イの場合は、所属長にその旨を報告し、さらにイの場合は、登庁可能となるまでの間、可能な限り地域の防災活動に従事するものとする。

(8) 活動場所

職員は、原則として自己の所属部署において災害応急対策活動を行い、必要に応じ、災害対策本部員、連絡員等として、自己の所属部署から離れて活動するものとする。

2 市町村における職員の非常参集

市町村は、災害応急対策活動に当たる職員を速やかに参集させるものとする。

参集の基準、方法等は、各市町村の地域防災計画に定めるところによる。

3 その他の防災関係機関における職員の非常参集

その他の防災関係機関は、災害応急対策活動に当たる職員を速やかに参集させるものとする。

参集の基準、方法等は、各機関の防災関係規程等に定めるところによる。

〈関係資料〉資料編 24－1 動員計画表

第6節 広域応援の要請等

県(総務部)、県警察、市町村、消防機関

1 県が行う応援の要請

県は、必要に応じ、他の都道府県等に対し広域応援を要請するものとする。

応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

応援の受入れや市町村への応援体制・手順については、「群馬県災害時受援・応援計画」によるものとする。

(1) 県外の地方公共団体等に対する応援の要請

ア 1都9県に対する応援の要請

(ア) 東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県とで締結した「震災時等の相互応援に関する協定」に基づき、知事(危機管理課)が応援を要請する。

(イ) 要請はカバー都県のひとつに対して行い、本県が被災した場合は、茨城県、栃木県、長野県がカバー都県となる。

(ウ) 要請手続の詳細は、同協定及び「1都9県震災時等相互応援協定活動マニュアル」による。

イ 埼玉県、新潟県に対する応援の要請

「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」に基づき、次の事項を明示して知事(危機管理課)が応援を要請する。

なお、この場合、前記の1都9県との調整を図る。

- ① 被害の状況
- ② 物資・資機材等の応援を要する場合にあつては、その品名及び数量等
- ③ 職員の応援を要請する場合にあつては、職種別人員
- ④ 応援場所及び応援場所への経路、駐車場所又はヘリ着陸場所
- ⑤ 応援を必要とする期間
- ⑥ その他必要な事項

ウ 応急対策職員派遣制度に基づく応援の要請

県(危機管理課)は、県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に定める地域ブロック(関東ブロック)幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

エ 全国都道府県、全国市長会及び全国町村会に対する応援の要請

応援協定を締結している都県の応援を受けても十分な災害応急対策が実施できないときは、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、被害状況等を連絡するとともに、次の事項を明示し、関東ブロックの幹事都県を通じて知事(危機管理課)が応援を要請する。

- ① 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- ② 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
- ③ 職種並びに人数
- ④ 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- ⑤ 応援期間(見込みを含む。)
- ⑥ その他必要な事項

オ 防災ヘリコプターの応援の要請

福島県、茨城県、栃木県及び埼玉県と締結した「航空消防防災相互応援協定」又は新潟県、山梨県及び長野県と締結した「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」に基づき、次の事項を明示して知事(消防保安課)が応援を要請する。

- ① 応援活動の種別
- ② 応援活動の内容
- ③ 発生の日時、場所
- ④ 現地の気象状況
- ⑤ 現場の最高指揮者の職・氏名及び現場との連絡方法
- ⑥ ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- ⑦ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑧ ヘリコプターの給油場所
- ⑨ その他必要な事項

(2) 消防庁に対する広域応援の要請 (緊急消防援助隊等)

消防組織法第44条の規定に基づき、知事(消防保安課)が消防機関からの要求又は自らの判断により、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を要請する。

また、緊急消防援助隊等他都道府県の応援の円滑な受入れを図るため、知事は、「群馬県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに受入れ体制を整える。

消防庁「応急対策室」(平日9:30~18:15)	電話 03-5253-7527、FAX 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49421、FAX 048-500-90-49033
「宿直室」(上記時間以外)	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036

(3) 消防庁に対する他の都道府県又は消防機関が所有するヘリコプターの派遣の要請

消防組織法第44条の規定に基づき、知事(消防保安課)が市町村からの要請又は自らの判断により、消防庁長官に対し他の都道府県又は消防機関が所有するヘリコプターの派遣を要請する。

(4) 厚生労働省に対するDHEATによる応援の要請

県(健康福祉課)は、災害が発生し、保健医療福祉調整本部が設置され、県外からの保健医療活動チームの受援調整が必要となるなど、県内の保健所(保健福祉事務所)の相互支援では保健医療福祉活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に全国の都道府県及び指定都市からのDHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。

(5) 県内市町村に対する応援の要請

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、被害の規模に応じて、必要に応じて県内の市

町村に対して被災市町村を応援することを求める。

(6) 国に対する応援の要請

県は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が本県や県内市町村を応援することを求めるよう、要請する。

(7) 指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応援の要請

県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

2 県警察が行う応援の要請

県警察は、警察庁又は他の都道府県警察の応援を必要とするときは、警察法第60条の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣を要請するものとする。

3 市町村が行う応援の要請

市町村は、必要に応じ、他の市町村又は県に対し広域応援を要請するものとする。

応援の要請の種類及びその内容は、次のとおりとする。

応援の受入れ体制・手順については、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」と整合を図るものとする。

(1) 他市町村に対する応援の要請

あらかじめ締結した相互応援協定又は災害対策基本法第67条の規定に基づき、市町村長が他の市町村の市町村長に対し応援を求める。

災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

(2) 県に対する応援の要請

災害対策基本法第68条の規定に基づき、「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」に定めるところにより、市町村長が知事に対し応援を求める。

(3) 応急対策職員派遣制度に基づく応援の要請

市町村は、応急対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県（危機管理課）を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請することができる。

また、市町村は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。

(4) 指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する要請

市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県（危機管理課）に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。なお、県（危機管理課）への要請の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。

4 消防機関が行う応援の要請

- (1) 消防機関は、他の消防機関の応援を必要とするときは、消防機関相互間であらかじめ締結した協定又は消防組織法第39条の規定に基づき応援を要請するものとする。
- (2) 消防機関は、他の都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の応援を必要とするときは、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し応援を要請するよう、知事(消防保安課)に要求するものとする。

5 県が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

県は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。

要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

- (1) 国に対する職員派遣の要請
災害対策基本法第29条の規定に基づき、知事が指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し当該指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。
- (2) 国に対する職員派遣のあっせんの要請
災害対策基本法第30条の規定に基づき、知事が内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。
- (3) 市町村又は他の都道府県に対する職員派遣の要請
地方自治法第252条の17の規定に基づき、知事が市町村長又は他の都道府県の知事に対し職員の派遣を求める。

6 市町村が行う職員派遣の要請又は職員派遣のあっせんの要請

市町村は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ、他の防災関係機関の職員の派遣について要請を行い、又はあっせんを求めるものとする。

要請又はあっせんの種類及びその内容は、次のとおりとする。

- (1) 国の機関に対する職員派遣の要請
災害対策基本法第29条の規定に基づき、市町村長が指定地方行政機関の長に対し当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。
- (2) 県に対する職員派遣のあっせんの要請
災害対策基本法第30条の規定に基づき、市町村長が知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。
- (3) 県又は他の市町村に対する職員派遣の要請
地方自治法第252条の17の規定に基づき、市町村長が知事又は他の市町村の市町村長に対し職員の派遣を求める。

7 受援体制の確立

- (1) 受援機関は、受援部門ごとに連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知するものとする。
- (2) 受援機関は、受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保するものとする。

- (3) 受援機関は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

8 広域的な応援体制

- (1) 県及び市町村は、災害時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。
- (2) 県の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。
- (3) 県及び市町村は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、感染症対策を含め、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

9 国の機関及び県の代行措置

- (1) 県は、災害対策基本法第73条の規定に基づき、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。
- (2) 指定行政機関又は指定地方行政機関は、災害対策基本法第78条の2の規定に基づき、被災により、市町村及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

〈関係資料〉資料編8-1 緊急消防援助隊（基本計画・要請要綱・運用要綱・受援計画）

同 8-3 震災時等の相互応援に関する協定（1都9県）

同 8-4 災害時相互応援及び防災協力に関する協定（3県）

同 8-5 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

同 8-6 航空消防防災相互応援協定（5県）

同 8-7 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定（4県）

同 8-8 群馬県水道災害相互応援協定

同 8-9 群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定

同 8-10 災害時の支援等に関する協定（関東財務局前橋財務事務所）

第7節 自衛隊への災害派遣要請

県(総務部)、県警察、市町村、自衛隊

1 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
- (2) 避難の援助
避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- (3) 遭難者等の捜索救助
行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
- (5) 消防活動
火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、県及び市町村等の提供するものを使用するものとする。
- (6) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
- (7) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常、県及び市町村等の提供するものを使用するものとする。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- (9) 給食及び給水
被災者に対し、給食及び給水を実施する。
- (10) 入浴支援
被災者に対し、入浴支援を実施する。
- (11) 物資の無償貸付又は譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
- (12) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
- (13) その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2 自衛隊に対する災害派遣の要請

- (1) 危機管理課長は、市町村長から自衛隊に対する災害派遣要請の要求があったとき又は自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、危機管理監を経由して知事に(そのいとまがないときは直接知事に)当該内容を報告するものとする。
- (2) 知事は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、陸上自衛隊第12旅団長に対し部隊等の派遣を要請するものとする。
特に、多数の要救助者の存在が明らかになり、警察及び消防の組織を挙げても迅速な救出に支障があると認めるときは、直ちに派遣を要請することとする。

なお、群馬県災害対策本部が設置され、自衛隊連絡室が設置された場合は、当該連絡室を経由して派遣要請を行うものとする。

- (3) 自衛隊に対する災害派遣の要請は、次の様式に基づき文書で行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

年 月 日
陸上自衛隊第12旅団長 様 群馬県知事 印 自衛隊の災害派遣要請について 自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、下記のとおり部隊等の派遣を要請します。 記 1 災害の情况及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項 例) ・必要な車両、航空機、資機材 ・必要な人員 ・連絡場所及び連絡責任者

- (4) 要請文書の送付先(緊急を要する場合の口頭による要請先)は、次表のとおりとする。

送 付 先	所 在 地	電 話 番 号
第12旅団司令部第三部 防衛班	〒370-3594 北群馬郡榛東村新井1017-2	0279-54-2011 内線2286・2287、2208（夜間） 防災行政無線 71-3242

- (5) 振興局長及び伊勢崎・館林行政県税事務所長等の役割

ア 振興局長及び伊勢崎・館林行政県税事務所長は、管轄市町村内の被害状況に鑑み、自衛隊の災害派遣が必要であると認めたときは、知事(危機管理課)に対し、自衛隊の災害派遣要請を行うよう意見を述べることができる。

この場合、振興局長及び伊勢崎・館林行政県税事務所長は、自衛隊の派遣要請の必要性について、市町村長と協議するものとする。

イ その他の県出先機関の長は、管轄市町村内の被害状況に鑑み、自衛隊の災害派遣が必要であると認めたときは、振興局長及び伊勢崎・館林行政県税事務所長にその旨を連絡するものとする。

3 県警察の協力

知事は、自衛隊の災害派遣を要請したときは、その旨を警察本部長(警備第二課)に連絡するものとし、県警察は、派遣部隊等の活動が円滑に行われるよう交通統制等の便宜を図るものとする。

4 自衛隊の災害派遣要請に係る市町村長の措置

- (1) 市町村長は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事(危機管理課)に要求するものとする。
- (2) (1)の要求は、次の様式に基づき文書で行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

	年 月 日	
群馬県知事	宛て	市町村長
		印
自衛隊の災害派遣要請の要求について		
災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。		
記		
1 災害の情况及び派遣を要請する事由		
2 派遣を希望する期間		
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
4 その他参考となるべき事項		
例) ・必要な車両、航空機、資機材		
・必要な人員		
・連絡場所及び連絡責任者		

- (3) 市町村長は、(1)の要求をしたときに、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知することができる。
- (4) 市町村長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知するものとする。
- (5) 市町村長は、前項の通知をしたときは、災害対策基本法第68条の2第3項の規定に基づき、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

5 派遣要請に対する自衛隊の対応

陸上自衛隊第12旅団長は、派遣要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づき部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣するなど適切な措置を講ずるものとする。

6 自衛隊の自主派遣

- (1) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めるときは、自衛隊法第83条第2項ただし書の規定に基づき、当該要請を待たないで部隊等を派遣(以下「自主派遣」という。)するものとする。
- (2) 自主派遣の基準は、次のとおりとする。
ア 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行

う必要があると認められる場合

イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長等から災害に関する通報を受け、又は、部隊等が入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ 航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が捜索又は救助の措置を迅速にとる必要があると認められる場合

エ 自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合

オ その他、災害に際し、前記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

(3) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行ったときは、速やかに知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するものとする。

(4) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行った後に知事から派遣要請があった場合には、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施するものとする。

7 自衛隊による提案型支援

大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の県及び市町村は混乱していることを前提に、第12旅団長又は第12後方支援隊長は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

8 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法に基づき以下の権限を行使することができる。

(1) 警戒区域の設定(災害対策基本法第63条第3項)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長、市町村長の職権を行う市町村の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

(2) 応急公用負担等(災害対策基本法第64条第8項、第9項、第10項)

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市町村長、市町村長の職権を行う市町村の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

イ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市町村長、市町村長の職権を行う市町村の職員及び警察

官がその場にいない場合に限り、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をすることができる。

ウ ア、イの措置をとった場合は、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

エ イにより、工作物等を除去したときは、これを保管するか、又は、当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等に差し出さなければならない。

オ その他手続については、災害対策基本法第64条による。

(3) 応急公用負担等(災害対策基本法第65条)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市町村長、市町村長の職権を行う市町村の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

9 災害派遣活動の総合調整

要救助者の救出に当たっては、警察、消防、自衛隊の役割分担及び協力関係の構築が不可欠である。

このため、災害対策本部に自衛隊連絡室を設置するほか、必要に応じて県の現地災害対策本部又は市町村災害対策本部に県、県警察、市町村、消防機関及び自衛隊の責任者で構成する調整会議を設置して各機関の活動の円滑化を確保するものとする。(第3部第2章第1節8参照)

10 派遣要請後の変更手続

知事(危機管理課)は、派遣要請後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要請する場合は、派遣要請の例により手続を行うものとする。

市町村長は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続を行うものとする。

11 派遣部隊等の撤収要請

(1) 市町村長の撤収要請の要求

市町村長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなつたと認めるときは、直ちに知事(危機管理課)に対し、文書で撤収の要請を要求するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

(2) 知事の自衛隊に対する撤収要請

県危機管理課は、自衛隊の災害派遣の必要がなくなつたと認めるときは、危機管理監を通じて知事に報告し、その指示により文書で撤収の要請をするものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達するものとする。

12 費用負担区分

(1) 派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとする。

ア 宿泊施設の借上料

イ 宿泊施設の汚物処理費用

ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金

エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用

- (2) 前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、派遣を受けた市町村と自衛隊とで協議して定めるものとする。
- (3) 派遣部隊の活動が2以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定めるものとする。

(参考) 災害派遣実施の可否の判断3原則

人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、

公共性：公共の秩序を維持するという妥当性があること。

緊急性：差し迫った必要性があること。

非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

第3章 救助・救急、医療及び消火活動

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うこと、さらに、災害の拡大を防止するため、消火活動を迅速・的確に行うことは、県民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第1節 救助・救急活動

住民、自主防災組織、消防機関、県警察、自衛隊、市町村、県(総務部ほか)、その他の防災関係機関

1 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

- (1) 大規模地震発生直後は、多くの死傷者が発生するとともに建築物の倒壊等により道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。
このため、住民、自主防災組織及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努めるものとする。
- (2) 住民は、自らの身の安全の確保及び出火防止の措置を講じた後、家族や近隣住民の被災状況を確認し、必要があれば住民同士で協力し、又は自主防災組織の一員として被災者の救出、応急処置、初期消火等に努めるものとする。
- (3) 救助・救急活動に必要な資機材については、群馬県地域防災センター、行政県税事務所等の備蓄倉庫、土木事務所、市町村役場、消防本部・消防署、消防団、事業所等の資機材の貸し出しを受けるものとする。
- (4) 住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力するものとする。

2 消防機関及び警察機関による救助・救急活動

消防機関及び警察機関は、次により救助・救急活動を行うものとする。

- (1) 地震発生後、直ちに救助・救急体制を整えて必要な活動を行う。この際、火災の発生も予想されるので、あらかじめ定めた計画に基づき人員を振り分けて活動する。
- (2) 生存者の救出を最優先に人員を投入する。
- (3) 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。
- (4) 重機类等資機材を有効に活用する。
- (5) 要救助案件が多発し多数の救助隊が活動する場合は、各隊相互間の連絡を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。
- (6) 消防機関は、必要に応じ広域応援協定等に基づき他の消防機関に応援を求め、又は消防組組法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を要請するよう、知事(消防保安課)に求める。
- (7) 県警察は、必要に応じ、警察法第60条の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣を要求する。
- (8) 災害救助犬については、必要に応じて協定締結団体への出動要請を行うとともに、その他の災害救助犬の派遣団体から救助チームの派遣について申出があったときは、積極的に受け入れる。
- (9) 消防機関は、必要に応じ、群馬DMA T指定病院又は群馬DMA T指定組織に対し、群馬DMA Tの派遣を要請するものとする。この場合、要請した消防機関は速やかに知事(医務課)に報告するものとする。

3 自衛隊による救助・救急活動

自衛隊は、知事(危機管理課)からの災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

4 市町村による救助・救急活動

市町村は、必要に応じ、消防機関と連携して職員に救助・救急活動を行わせるものとする。
また、国、県又は他の市町村の応援が必要な場合は、迅速に要請するものとする。

5 県による救助・救急活動

県(危機管理課ほか)は、次により救助・救急活動を行うものとする。

- (1) 自らの判断又は市町村等からの要請により、救助・救急活動に必要な技術職員及び一般職員を現地に派遣する。
- (2) 救助・救急活動に当たる機関又は住民に対し、備蓄してある資機材又は調達した資機材を貸し出す。
- (3) 自らの判断又は消防機関からの要求により、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し、他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を要請する。

消防庁「広域応援室」(平日 9:30～18:15)	電話 03-5253-7569、FAX 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49421、FAX 048-500-90-49033
「宿直室」(上記時間以外)	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036

- (4) 自らの判断又は市町村からの要求により、自衛隊に対し部隊等の災害派遣を要請する。
- (5) 必要に応じ、防災ヘリコプターにより被災者の救出・搬送を行う。
- (6) 自らの判断により、群馬DMA Tの派遣を要請する。

6 サイレントタイムの導入

生存者を救出するため、わずかな音や声を聞き分ける必要がある場合は、県(危機管理課)、市町村及び救出活動実施機関は、相互に調整の上、サイレントタイムを導入し、救出現場付近におけるヘリコプターその他の航空機の飛行及び車両の通行を規制し、又は自粛を要請するものとする。

7 安否不明者の絞り込み

県(危機管理課)及び市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。

県(危機管理課)は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

8 携帯電話等の位置情報の活用

救助関係機関は、要救助者の生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、要救助者を早期に発見するために位置情報取得が不可欠であると認められる場合、要救助者の生命及び身体の保護を目的に、電気通信事業者(携帯電話)に対して位置情報提供要請を積極的に行うものとする。

9 被災地域外の市町村の役割

被災地域外の市町村は、被災地域の市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

10 関係機関の連携

- (1) 消防機関、警察、自衛隊、市町村及び県は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動するものとする。

この際、必要に応じ、関係機関で構成する調整会議を設置し、効果的な救助・救急、消火活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び調整を行うものとする。（第3部第2章第1節8参照）

また、必要に応じ、国との連絡会議や調整会議等を活用する等により、政府本部、現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

- (2) 災害現場で活動する消防・警察・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。
- (3) 東日本高速道路(株)、県及び市町村は、高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

11 資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとし、資機材が不足するときは、関係機関相互で融通するほか、民間からの協力等により確保するものとする。

12 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。

13 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

(関係資料)資料編	8－1	緊急消防援助隊（基本計画・要請要綱・運用要綱・受援計画）
同	9－1	救助用資機材保有状況一覧表
同	9－2	高速自動車道における消防機関出場業務分担表
同	9－3	災害時における災害救助犬の出動に関する協定
同	13－4	災害時における物資の供給等に関する協定（県～各業界団体）
同	25－1	群馬県自然災害における被災者氏名等の公表に関するガイドライン

第2節 医療活動

県(健康福祉部、総務部)、県警察、市町村、日本赤十字社、災害拠点病院、公的医療機関、県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、医薬品及び医療資機材の供給業者、その他の医療関係機関

1 被災地域内の医療機関による医療活動

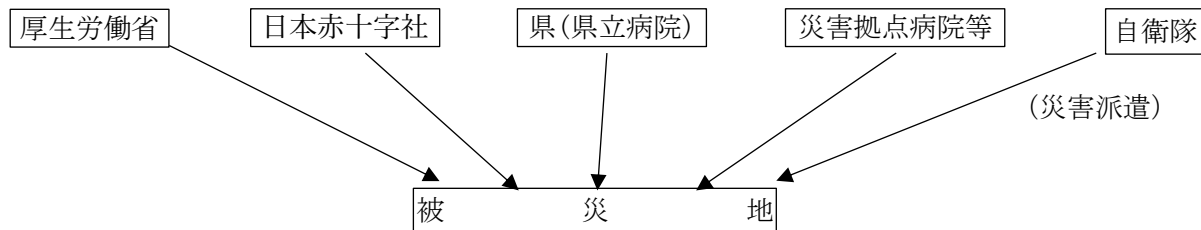
被災地域内の公的医療機関及び民間医療機関は、次により医療活動を行うものとする。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。
- (2) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
- (3) 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (4) 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (5) 傷病者の転送に当たっては、必要に応じ、市町村又は県(消防保安課又は医務課)等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。
- (6) 県(医務課)及び医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を広域災害救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言を行うものとする。

2 救護所の設置及び救護班の派遣

- (1) 市町村は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、被災地に救護所を設置するものとする。
- (2) 市町村は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県(医務課)に対し、救護班の派遣を要請するものとする。
- (3) 県(医務課又は危機管理課)は、必要に応じ県立病院の医師、看護師等で編成する救護班を派遣するほか、群馬DMAT、日本赤十字社群馬県支部の救護班、自衛隊の救護班又は国の政府本部等の救護班の派遣を要請するなど総合的な調整を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター等は、被災地方公共団体に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
- (4) 県(医務課)は、救護活動に従事する医師又は看護師が不足する場合は、医師又は看護師の派遣について、災害医療コーディネーター、県医師会、県歯科医師会、県看護協会に対し、調整を要請するものとする。

【救護班派遣概念図】



- (5) 救護班を編成した機関は、その旨を県(医務課)に連絡するものとする。
県(医務課)及び地域災害医療対策会議は、被災地の市町村及び災害医療コーディネーター等と連携し、救護班の派遣に係る調整を行うとともに救護所の確保を図るものとする。
- (6) 救護班の緊急輸送については、県(危機管理課)及び県警察は、緊急通行車両として特段の配慮を行うものとする。
- (7) 県(医務課)は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、災害支援ナース、日本災害リハビリテーション支援協会(JRAT)、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

3 救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施すものとする。

4 トリアージの実施

傷病者の治療に当たっては、トリアージを行い、傷病者ごとに治療の優先順位、治療を行う救護所・医療機関を振り分けるものとする。

軽症傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重症傷病者については災害拠点病院等で治療を行うものとする。

5 被災地域外での医療活動

- (1) 被災地域内の市町村又は医療機関は、被災地域内の医療機関の施設が地震による被害のため、十分な機能を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ被災地域内での医療機関で対応できない場合は、被災地域外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県(医務課)に求めるものとする。

- (2) 県(医務課)は、群馬県医師会、被災地域外の災害拠点病院、被災地域外の公的医療機関、又は被災地域外の都道府県若しくは市町村に対して、後方支援医療機関の確保を求め、確保された医療機関に関する情報を被災地域内の市町村に連絡するものとする。
- (3) 後方支援医療機関への傷病者の搬送については、ヘリコプターを活用するとともに、車両で搬送する場合は、県(危機管理課)及び県警察は、緊急通行車両として特段の配慮を行うものとする。
- (4) 県内での対応が困難な傷病者の搬送を行う必要がある場合、県(医務課)は、広域医療搬送の確保を図るものとする。この場合において、県(医務課)は、広域後方医療関係機関(厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構)に対し、県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。その際、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
- (5) 県(医務課)は、広域後方医療関係機関による広域後方医療施設選定結果及び国による県外航空搬送拠点の選定結果に係る連絡等を受け、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、県内航空搬送拠点を確保・運営するとともに、県内の医療機関から県内航空搬送拠点までの重症傷病者等の輸送を実施するものとする。その際、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
[県内航空搬送拠点(広域搬送拠点臨時医療施設(SCU))]
 - ・陸上自衛隊相馬原駐屯地
 - ・前橋赤十字病院

6 災害拠点病院の役割

- (1) 災害拠点病院は、医療活動の中心として次の活動を行うものとする。
 - ア 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療
 - イ 自己完結型の救護チームの派遣
 - ウ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し
- (2) 災害拠点病院は、他の医療機関との関係において次の活動を行うものとする。
 - ア 相互に密接な情報交換を図り、必要に応じ、他の医療機関等に協力を求め、傷病者の振り分けを行う。
 - イ 救護チームの派遣を共同で行う。

7 群馬DMATの活動

- (1) 群馬DMATは、災害急性期における救命治療を目的として、次の活動を行うものとする。
 - ア 災害現場における医療情報の収集及び伝達
 - イ 災害現場におけるトリアージ並びに応急治療及び搬送等
 - ウ 広域搬送基地医療施設等での医療支援
 - エ 他の医療従事者に対する医療支援
 - オ その他災害現場における救命活動に必要な措置

8 医療救護班(都道府県DMATを含む)等の調整

- (1) 県(医務課)は、災害医療コーディネーター等及び統括DMAT登録者等の協力を得て、群馬DMAT、他の都道府県から派遣されたDMAT及びドクターヘリに関する派遣計画の作成

等により、医療活動の総合調整を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）の確保を図るものとする。

- (2) 県（医務課）及び地域災害医療対策会議は、被災地においては、地域災害医療コーディネーター及び関係機関等と協力の上、被災地における医療需給の調整等業務を行うものとする。

9 被災者のこころのケア対策

- (1) 県（障害政策課）は、災害による被災者のストレスケア等を迅速かつ的確に提供するため、市町村、関係機関、団体等と連携のもと以下の活動を行う。
- ア こころの健康危機に関する被災情報の収集と提供
 - イ こころのケア対策現地拠点の設置
 - ウ 精神科医療の確保
 - エ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣及び受入れ
 - オ こころのホットラインの設置と対応
 - カ その他災害時のこころのケア活動に必要な措置
- (2) 県（障害政策課）は、必要に応じて、国（厚生労働省）及び被災地域外の都道府県に対して、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の編成及び協力を要請する。

10 薬剤師班の派遣

- (1) 県（薬務課）は、必要に応じ、災害時の薬剤師班の派遣を県薬剤師会に要請し、救護所、指定避難所等における医薬品管理や服薬指導等を行う。
- (2) 指定避難所等において薬剤師が不足する場合は、関係団体や国（厚生労働省）に対して、薬剤師の派遣を要請する。

11 医薬品及び医療資機材の確保

- (1) 医療機関の管理者は、通常ルートによる医薬品等の供給が困難な場合は、市町村又は県（薬務課）に供給を要請するものとする。
- (2) 救護所、指定避難所等の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、市町村又は県（薬務課）に供給を要請するものとする。
- (3) 市町村又は県（薬務課）は、県薬剤師会、群馬県医薬品卸売協同組合等の医薬品等関係団体に供給を要請するものとする。

12 災害支援ナースの派遣

県（医務課）は、災害による被災者に対して適切な医療や看護等を提供するため、必要に応じて、医療機関、社会福祉施設及び避難所（福祉避難所を含む）等への災害支援ナースの派遣を要請する。

〈関係資料〉 資料編 10－1 医療機関名簿

- 同 10－2 県内主要医薬品製造業者名簿
- 同 10－3 災害用医薬品備蓄業者名簿
- 同 10－4 災害用医薬品備蓄一覧表
- 同 10－5 災害用医療用具備蓄業者名簿

- 同 10-6 災害用医療用具備蓄一覧表
- 同 10-7 災害救助法による業務委託契約(県～日赤)
- 同 10-8 災害時の医療救護活動についての協定(県～医師会)
- 同 10-9 災害救助の協力に関する協定(県～歯科医師会)
- 同 10-10 日本赤十字社群馬県支部救護用資材保有状況一覧表
- 同 10-11 群馬DMA T運用計画
- 同 10-12 医療ガス等の供給に関する協定(県～医療ガス協会)
- 同 10-13 災害時の医療救護に関する協定(県～県看護協会)
- 同 10-14 災害時の医療救護に関する協定(県～県薬剤師会)
- 同 10-15 災害時の医薬品等の供給に関する協定(県～県薬剤師会)
- 同 10-16 災害時の医薬品等の供給に関する協定(県～県医薬品卸協同組合)
- 同 10-17 災害時の医療機器等の供給に関する協定(県～県医療機器販売業協会)
- 同 10-18 災害時の医療救護に関する協定(県～県柔道整復師会)
- 同 10-19 社会福祉施設の災害時における相互応援に関する基本協定書(県、県社会福祉協議会、福祉関係11団体)
- 同 10-20 災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定
- 同 10-21 災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書(県～関東甲信越臨床検査薬卸連合会)
- 同 10-22 災害時の保健衛生に関する協定書(県～県臨床検査技師会)
- 同 10-23 災害時における弾性ストッキング等の供給に関する協定書(県～災害用弾性ストッキング協会)
- 同 10-24 群馬県における災害支援ナースの派遣に関する協定(病院・診療所)
- 同 10-25 群馬県における災害支援ナースの派遣に関する協定(病院・診療所以外)
- 同 12-1 ヘリコプター保有状況一覧表
- 同 12-5 ヘリポート適地一覧表

第3節 消火活動

消防機関、住民、自主防災組織、企業、県(総務部)

1 被災地内の消防機関及び住民等による消火活動

(1) 住民及び自主防災組織による消火活動

大規模地震発生直後は、建築物の倒壊、道路施設の損壊等により道路交通網が寸断され、消防機関による消火活動が一時的に機能しない事態が予測される。このため、住民及び自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

(2) 企業による消火活動

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努めるものとする。

なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力するものとする。

(3) 消防機関による消火活動

ア 消防機関は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努めるものとする。

イ 消防機関は、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに広域応援協定等に基づき広域応援を求めるものとする。

ウ 消防機関は、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を要請するよう、直ちに知事(消防保安課)に要求するものとする。

エ 消防機関の具体的な消防活動については、各機関で定める消防計画による。

2 被災地域外の消防機関による応援

(1) 被災地域外の消防機関は、被災地内の消防機関からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

(2) 知事(消防保安課)は、被災地内の消防機関から消防組織法第44条の規定に基づく広域応援の要求があったときは、消防庁長官に対し、他都道府県の消防機関(「緊急消防援助隊」を含む。)の派遣を直ちに要請する。

消防庁「広域応援室」(平日 9:30～18:15)	電話 03-5253-7569、FAX 03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49421、FAX 048-500-90-49033
「宿直室」(上記時間以外)	電話 03-5253-7777、FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電話 048-500-90-49102、FAX 048-500-90-49036

(3) 応援のため出動した消防機関は、応援を受けた消防機関の指揮の下で活動するものとする。

<関係資料>資料編 8-1 緊急消防援助隊(基本計画・要請要綱・運用要綱・受援計画)

第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動及び消火活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第1節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保及び緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送に当たっては、次の事項に配慮する。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送の優先順位

前項の配慮事項に基づき、輸送の優先順位は次のとおりとする。

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、指定地方行政機関災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア (1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア (1)、(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

第2節 交通の確保

県(県土整備部、知事戦略部、総務部)、県警察、市町村、道路管理者、消防機関、自衛隊、鉄道事業者

地震発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

1 交通状況の把握

- (1) 県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、県(道路管理課・危機管理課)に連絡するものとする。
- (2) 道路管理者は、通行可能な交通路を迅速に把握して、県(道路管理課)及び県警察に連絡するものとする。

2 交通規制等の実施

- (1) 県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、県(道路管理課・危機管理課)及び市町村と協議の上(協議するいとまがないときは協議を省き)、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間(以下「通行禁止区域等」という。)を決定し、交通規制を実施するものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

また、交通規制に当たっては、県警察、道路管理者及び政府本部等と相互に密接な連絡を取るものとする。

なお、前記の「緊急通行車両」とは次に掲げるものをいう。

- 1 消防機関その他の者が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの(いわゆる消防車)
- 2 国、都道府県、市町村、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの(いわゆる救急車)
- 3 消防機関が消防のための出動に使用する消防用自動車(1に掲げるものを除く。)
- 4 都道府県又は市町村が傷病者の応急手当(当該傷病者が緊急搬送により医師の管理下に置かれるまでの間緊急やむを得ないものとして行われるものに限る。)のための出動に使用する大型自動二輪車又は普通自動二輪車
- 5 医療機関が、傷病者の緊急搬送をしようとする都道府県又は市町村の要請を受けて、当該傷病者が医療機関に緊急搬送をされるまでの間における応急の治療を行う医師を当該傷病者の所在する場所にまで運搬するために使用する自動車
- 6 医療機関(重度の傷病者でその居宅において療養しているものについていつでも必要な往診をすることができる体制を確保しているものとして国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る。)が、当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を当該傷病者の居宅にまで搬送するために使用する自動車
- 7 警察用自動車(警察庁又は都道府県警察において使用する自動車をいう。以下同じ。)のうち、犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の責務の遂行のため使用するもの

- 8 自衛隊用自動車（自衛隊において使用する自動車をいう。以下同じ。）のうち、部内の秩序維持又は自衛隊の行動若しくは自衛隊の部隊の運用のため使用するもの
- 9 検察庁において使用する自動車のうち、犯罪の捜査のため使用するもの
- 10 刑務所その他の矯正施設において使用する自動車のうち、逃走者の逮捕若しくは連れ戻し又は被収容者の警備のため使用するもの
- 11 入国者収容所又は地方入国管理局において使用する自動車のうち、容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用するもの
- 12 電気事業、ガス事業その他の公益事業において、危険防止のための応急作業に使用する自動車
- 13 水防機関が水防のための出動に使用する自動車
- 14 輸血に用いる血液製剤を販売する者が輸血に用いる血液製剤の応急運搬のため使用する自動車
- 15 医療機関が臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）の規定により死体（脳死した者の身体を含む。）から摘出された臓器、同法の規定により臓器の摘出をしようとする医師又はその摘出に必要な器材の応急運搬のため使用する自動車
- 16 道路の管理者が使用する自動車のうち、道路における危険を防止するため必要がある場合において、道路の通行を禁止し、若しくは制限するための応急措置又は障害物を排除するための応急作業に使用するもの
- 17 総合通信局又は沖縄総合通信事務所において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局（電波法（昭和25年法律第131号）第108条の2第1項に規定する無線設備による無線通信を妨害する電波を発射しているものに限る。）の探査のための出動に使用するもの
- 18 交通事故調査分析センターにおいて使用する自動車のうち、事故例調査（交通事故があった場合に直ちに現場において行う必要のあるものに限る。）のための出動に使用するもの
- 19 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として災害対策基本法施行令第33条に基づく確認を受けたもの

- (2) 県警察は、交通規制を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等との応援協定等に基づき交通誘導の実施等を要請するものとする。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保に資するものとする。
- (3) 県警察は、交通規制を実施したときは、直ちに県（道路管理課・危機管理課）、市町村その他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により住民等に周知徹底を図るものとする。
- (4) 県警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、警察車両による先導等を行うものとする。
- (5) 警察官（警察官がその場にいないときは消防吏員又は自衛官）は、通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要があるときは、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、道路上の車両その他の物件を道路外の場所に移動させる措置をとるよう、当該物件の占有者、所有者又は管理者に命じるものとする。
- (6) (5)の命令を受けた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないときは、警察官（警察官がその場にいないときは消防吏員又は自衛官）は、自ら当該措置をとるものとする。
- (7) 県公安委員会（警察本部・警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、災害対策基本法第76条の4の規定に基づき、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
- (8) 県（道路管理課・危機管理課）及び市町村は、交通規制を行う必要があると認めるときは、県警察にその旨を連絡するものとする。
- (9) 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、交通関係機関へ連絡、通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。

3 道路啓開等

- (1) 道路管理者は、その管理する道路について、道路啓開等を行い、緊急車両の通行の確保に努めるものとする。
- (2) 警察、消防機関及び自衛隊等は、必要に応じ、道路管理者が行う道路啓開等に協力するものとする。
- (3) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (4) 知事（道路管理課）は、災害対策基本法第76条の7の規定に基づき、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。
- (5) 道路管理者は、民間団体等との応援協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材の確保に努めるものとする。
- (6) 県（道路管理課）は、緊急輸送を確保するため必要と認めるときは、道路管理者に対し応急復旧等の実施を要請するものとする。
- (7) 県（道路管理課）及び市町村は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを確保するため、県知事等が管理する道路において、県知事等に代わって国が道路啓開等を行うことが適当と考えられるときは、県知事等に代わって道路啓開等を代行できる制度により、国（国土交通省）へ要請を行う。

4 航空輸送の確保

- (1) ヘリポートの応急復旧等
 - ア 負傷者や物資の緊急輸送については、ヘリコプターによる輸送が大きな効果を発揮する。
このため、県（消防保安課）及び市町村は、必要に応じ、ヘリポート又は臨時ヘリポートを早期に確保するとともに、その周知徹底を図るものとする。
 - イ ヘリポート又は臨時ヘリポートが被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行うよう当該施設の管理者に要請するほか、必要に応じ自ら応急復旧を実施するものとする。
- (2) 災害応急対策に従事する航空機の飛行の確保
県（消防保安課）は、情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機の飛行を優先させるため、又は航空機の輻輳による事故を防止するため、必要に応じ、被災地域上空等における航空機の飛行規制等を国土交通省に要請するものとする。
- (3) 群馬ヘリポートの供用
県（都市計画課）は、緊急輸送を行うヘリコプターの離着陸場として、「群馬ヘリポート」（前橋市下阿内町）の供用を行うものとする。
- (4) 航空機の運用調整等
県（消防保安課）は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、国現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。また、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT等各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとし、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。

さらに県（消防保安課）は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

5 鉄道交通の確保

- (1) 鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、県(交通イノベーション推進課)に連絡するとともに応急復旧を行うものとする。
- (2) 県(交通イノベーション推進課)は、鉄道施設の被害状況を早期に把握するものとする。
- (3) 県(交通イノベーション推進課)は、活用可能なものから緊急輸送手段として使用できるよう、必要に応じ鉄道事業者に協力を要請するものとする。

6 輸送拠点の確保

- (1) 第2部第2章第9節「緊急輸送活動体制の整備」に基づく緊急輸送道路ネットワークを参考に、被害状況、道路等の損壊状況を考慮した上で、輸送拠点として県（危機管理課）は県物資集積拠点を、市町村は市町村物資集積拠点を開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、輸送体制を確保する。また、関係機関、住民等にその周知徹底を図るものとする。
- (2) 県(危機管理課)及び市町村は、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効率的な収集配送等の運営が行われるよう、職員を配置して管理に当たらせるとともに、速やかに、運送事業者等の民間事業者と連携して運営に必要な人員や資機材等を確保し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るよう努めるものとする。

〈関係資料〉 資料編 11－2 緊急輸送道路ネットワーク

- | | | |
|---|-------|--|
| 同 | 11－3 | 輸送拠点一覧表 |
| 同 | 11－8 | 災害時における交通の確保等の業務に関する協定(県～警備業協会) |
| 同 | 11－9 | 災害時における被災車両等の撤去に関する協定(県～JAF) |
| 同 | 11－10 | 災害時等の物資の保管等に関する協定(県～県倉庫協会) |
| 同 | 11－16 | 災害時における物資の輸送及び荷役等に関する協定書(AZ-COMネットワーク) |
| 同 | 11－17 | 災害時における緊急輸送等に関する協定書(県～県タクシー協会) |
| 同 | 11－18 | 災害時における緊急輸送等に関する協定書(県～県バス協会) |
| 同 | 11－19 | 災害時における物資の緊急輸送等に関する協定書(県～赤十字飛行隊群馬支隊) |
| 同 | 12－5 | ヘリポート適地一覧表 |
| 同 | 12－6 | 群馬ヘリポートの概要 |
| 同 | 17－1 | 災害応急対策業務に関する基本協定(県～建設業協会) |
| 同 | 17－4 | 災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定(県～電設協会) |
| 同 | 17－5 | 災害時における応急対策業務等の実施に関する協定(県～造園団体協議) |

会)

同 17-6 災害時における支援に関する協定（県～交通安全施設業協同組合）

同 17-9 災害時における測量、設計等の業務に関する協定（県～測量設計業協会）

第3節 緊急輸送

県(総務部、知事戦略部、県土整備部)、県警察、その他の防災関係機関

1 輸送手段の確保

県、市町村その他防災関係機関は、次により輸送手段を確保するものとする。

(1) 自動車の確保

ア 自ら保有する自動車を第一次的に使用し、不足が生じた場合は、他の防災関係機関又は民間の自動車を借り上げる。

なお、県(危機管理課)においては、(一社)群馬県トラック協会等との間で災害時の緊急運送に関する協定を締結している。

イ 県(危機管理課・交通イノベーション推進課)は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定公共機関(運送事業者等)又は指定地方公共機関(運送事業者等)に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

ウ 県(危機管理課・交通イノベーション推進課)は、指定公共機関(運送事業者等)又は指定地方公共機関(運送事業者等)が正当な理由が無いのにイの要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。

エ 関東運輸局(群馬運輸支局)は、必要に応じ、又は県、市町村等からの要請に基づき、自動車運送事業者に対して緊急輸送の協力要請を行うものとする。

(2) 鉄道の確保

県(交通イノベーション推進課)及び市町村は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

(3) ヘリコプターの確保

ア 県(危機管理課・消防保安課)は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が効率的な場合は、防災ヘリコプター「はるな」、県警ヘリコプター「あかぎ」、群馬県ドクターヘリのほか、他県防災ヘリの応援、自衛隊機の派遣、民間航空機の借上げにより、ヘリコプターを確保する。

イ 確保したヘリコプターは、県(危機管理課・消防保安課)において、その活動内容を決定し、関係機関に連絡する。

2 緊急通行車両の確認

(1) 趣旨

知事(危機管理課・行政県税事務所)又は県公安委員会(警察本部・警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行うものとする。

(2) 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認に当たっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対

象車両を区分するものとする。

ア 第1順位の対象車両

- (ア) 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員
- (エ) 医療機関に搬送する重傷者
- (オ) 交通規制に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

- (カ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

- (キ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

イ 第2順位の対象車両

- (ア) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (イ) 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送
- (ウ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

これらのものを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

ウ 第3順位の対象車両

- (ア) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (イ) 生活必需品

これらの者を輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

(3) 確認事務に係る関係機関の連携

知事(危機管理課・行政県税事務所)及び公安委員会(警察本部・警察署)は、災害応急対策の進捗状況を考慮した上で、それぞれの段階に応じ、互いに連携し統一して優先順位を決定し、緊急通行車両の確認を行うものとする。

(4) 確認手続

緊急通行車両の確認の手続は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|---|
| ア 申出者 | 当該車両の使用者 |
| イ 申出書の様式 | 別記様式1 |
| ウ 申出書の添付書類 | (ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し
(イ) 災害応急対策等を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類 |
| エ 受付窓口 | 県…各行政県税事務所又は総務部危機管理課
公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課 |
| オ 交付物件 | (ア) 緊急通行車両確認証明書(別記様式2)
(イ) 標章(別記様式3) |
| カ 確認処理簿 | 別記様式4の例による。 |

(5) 変更手続

緊急通行車両確認証明書及び標章の記載事項に変更が生じたときの手続きは、次のとおりとする。

- ア 申出者 当該車両の使用者
- イ 申出書の様式 別記様式5
- ウ 申出書の添付書類 (ア) 交付を受けた緊急通行車両確認証明書及び標章
(イ) 変更した事項を確かめるに足りる書類
- エ 受付窓口 県…各行政県税事務所又は総務部危機管理課
公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課
- オ 交付物件 (ア) 書換え後の緊急通行車両確認証明書(別記様式2)
(イ) 書換え後の標章(別記様式3)
- カ 確認処理簿 別記様式4の例による。

(6) 再交付手続

緊急通行車両確認証明書及び標章の再交付が生じたときの手続きは、次のとおりとする。

- ア 申出者 当該車両の使用者
- イ 申出書の様式 別記様式6
- ウ 申出書の添付書類 (ア) 交付を受けた緊急通行車両確認証明書及び標章で残存するもの
- エ 受付窓口 県…各行政県税事務所又は総務部危機管理課
公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課
- オ 交付物件 (ア) 緊急通行車両確認証明書(別記様式2)
(イ) 標章(別記様式3)
- カ 確認処理簿 別記様式4の例による。

(7) 返納手続

緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けた者は、次のいずれかに該当することとなったときは、交付を受けた窓口(県、公安委員会)に緊急通行車両確認証明書及び標章を速やかに返納するものとする。(ウ)の場合においては、発見し、又は回復した緊急通行車両確認証明書及び標章を返納する。

- (ア) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき
- (イ) 緊急通行車両確認証明書及び標章の有効期限が到来したとき
- (ウ) 緊急通行車両確認証明書及び標章の再交付を受けた場合において、亡失した緊急通行車両確認証明書及び標章を発見し、又は回復したとき

〈関係資料〉資料編8-6 航空消防防災相互応援協定(5県)

- 同 11-4 県有自動車数一覧表
- 同 11-5 トラック保有状況一覧表
- 同 11-6 バス保有状況一覧表
- 同 11-7 災害時の物資等の緊急運送に関する協定(県～トラック協会)
- 同 11-11 災害時における輸送用車両の提供に関する協定(県～県レンタカー協会)
- 同 11-12 災害時の物資等の緊急輸送に関する協定(県～赤帽)
- 同 11-16 災害時における物資の輸送及び荷役等に関する協定書(AZ-COM ネット)

ワーク)

- 同 11-17 災害時における緊急輸送等に関する協定書（県～県タクシー協会）
- 同 11-18 災害時における緊急輸送等に関する協定書（県～県バス協会）
- 同 11-19 災害時における物資の緊急輸送等に関する協定書（県～赤十字飛行隊群馬支隊）
- 同 12-1 ヘリコプター保有状況一覧表

様式1

年 月 日 知事・公安委員会 殿 緊急通行車両確認申出書 申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
活 動 地 域	
車 両 の 使 用 者	住 所 () 局 番
	氏 名 又 称 は 名 称
緊 急 連 絡 先	住 所 () 局 番
	氏 名
備 考	

様式2

第 号 年 月 日 緊急通行車両確認証明書 知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
活 動 地 域	
車 両 の 使 用 者	住 所 () 局 番
	氏 名 又 称 は 名 称
有 効 期 限	
備 考	

様式3



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月、日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の面像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする

様式4

緊急通行車両確認処理簿				
受付年月日	申出者	車両番号	交付年月日	指令番号

様式5

年 月 日 知事・公安委員会 殿 緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書 申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

様式6

年 月 日 知事・公安委員会 殿 緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書 申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
標 章 ・ 証 明 書 番 号	
交 付 年 月 日	
再 交 付 申 出 の 理 由	
備 考	

第5章 避難の受入活動

地震発生後、速やかに避難場所へ誘導することは人命の確保につながるものであり、また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所等で当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

なお、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる必要がある。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

第1節 避難誘導

市町村、消防機関、県警察、県(総務部、県土整備部)、自衛隊、自主防災組織

1 避難指示等

(1) 避難指示等の発令

ア 市町村長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等の発令を行うものとする。

イ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ない場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ 市町村長は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。

エ 市町村は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

オ 市町村長のほか法令に基づき避難の指示を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の指示を行うものとする。

カ 避難指示等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、次表のとおりである。

キ 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県（危機管理課、砂防課、各土木事務所）は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

	発令者	措置	発令する場合
高齢者等避難	市町村長 (災害対策基本法第56条)	- 要配慮者の避難開始 - 一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第29条)	・立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	・立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	- 立退きの指示 - 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	- 立退きの指示 - 立退き先の指示	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき。
	(警察官職務執行法第4条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。

(2) 明示する事項

避難指示等の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|------------------------|
| ア 避難対象地域 | エ 避難経路 |
| イ 避難を必要とする理由 | オ 避難時の注意事項(災害危険箇所の存在等) |
| ウ 避難先(屋内安全確保を含む) | |

(3) 伝達方法

避難指示等は、有線放送、防災行政無線、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ(コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。)等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。

(4) 市町村から関係機関への連絡

避難指示等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課)、地元警察機関、地元消防機関等に連絡するものとする。

(5) 避難指示等の解除

市町村は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

2 避難誘導

市町村、消防機関、警察機関及び自衛隊は、相互に連携し次により避難の誘導を行うものとする。

- (1) 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、もっとも安全と思われる避難経路を選定する。
- (2) 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。
- (3) 常に周囲の状況に注意し、避難場所や指定避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。

3 要配慮者への配慮

市町村等は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中で事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難指示等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

4 避難者の運送の要請

- (1) 県(危機管理課・交通イノベーション推進課)は、避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定公共機関(運送事業者等)又は指定地方公共機関(運送事業者等)に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請するものとする。
- (2) 県(危機管理課・交通イノベーション推進課)は、指定公共機関(運送事業者等)又は指定地方公共機関(運送事業者等)が正当な理由がないのに(1)の要請に応じないときは、避難者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

5 警戒区域の設定

(1) 市町村長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、市町村長その他市町村長の職

権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(4) 市町村から関係機関への連絡

市町村は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、地元警察機関、地元消防機関等に連絡するものとする。

〈関係資料〉資料編15－1 災害時における放送・報道要請に関する協定

第2節 避難場所の開放及び指定避難所等の開設・運営

市町村

1 指定緊急避難場所の開放

- (1) 市町村は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (2) 市町村は、指定緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を総合防災情報システム等により速やかに県(行政県税事務所を經由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課)、警察署、地元消防機関等に連絡するものとする。

2 指定避難所の開設

- (1) 市町村は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- (2) 市町村は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定または協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。
- (3) 市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的な福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (4) 市町村は、指定避難所及び福祉避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを総合防災情報システム等により速やかに県(行政県税事務所を經由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、管轄警察署、地元消防機関等に連絡するものとし、県(危機管理課)は、その情報を国(内閣府等)に共有するよう努めるものとする。
- (5) 市町村は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (6) 市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

3 管理責任者の配置

市町村は、指定避難所を開設したときは、当該指定避難所に常駐する管理責任者を配置するものとする。

4 避難者に係る情報の把握

市町村は、指定避難所ごとに別記様式例による避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握するものとする。また、自治会や自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等関係機関と連携し、指定避難所以外の場所に避難した被災者（以下「在宅避難者等」という。）の情報把握に努めるものとする。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

5 避難者に対する情報の提供

市町村は、住民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供するものとする。また、情報提供に当たっては、在宅避難者等への情報提供についても配慮するものとする。

6 良好な生活環境の確保

(1) 市町村は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。

ア 受け入れる避難者の人数は当該避難所の受入能力に見合った人数とし、避難者数が受入能力を超える場合は、近隣の避難所と調整し適切な受入人数の確保に努める。

イ 避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

ウ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。また、高齢者等の要配慮者に対して福祉的な支援の実施に努める。

エ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

オ 栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努める。

カ 入浴、洗濯、トイレ等の生活に必要な水の確保に努める。

キ 快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努める。

ク 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察機関や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

ケ 必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(2) 市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見

やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

(3) 避難者は、指定避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努めるものとする。

7 要配慮者への配慮

市町村は、避難所の運営に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の健康状態の把握に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や社会福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行うものとする。

また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。

8 感染症への対応

(1) 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(2) 県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

9 男女のニーズの違い等への配慮

市町村は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、こども・若者の居場所の確保、女性やこども等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営管理を行うよう努めるものとする。

ア 指定避難所運営担当職員に女性を配置する。

イ 指定避難所運営体制への女性や子育て家庭の参画を進める。

ウ 指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。

エ プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。

オ 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。

カ 安全を確保するために男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。

キ 女性用と男性用、男女兼用のトイレを離れた場所に設置する

ク トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。

ケ 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性やこども等の安全に配慮するよう努める。

コ 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

サ キッズスペースや学習スペースを設置するよう努める。

10 家庭動物への配慮

市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れられるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

る。

11 在宅避難者等への配慮

県及び市町村は、在宅避難者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮するものとする。

特に、在宅避難者等の要配慮者についての状況把握に配慮し、必要な情報提供に努めるとともに、福祉避難所への移動等必要な支援を実施するものとする。

また、市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

12 車中泊避難者への配慮

市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

13 指定避難所の早期解消

市町村は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

避難者名簿(様式例)

指定避難所の名称:

番号	(フリガナ) 氏 名	性別	年齢	住所・電話番号 (同一世帯の場合は一括記入)	心身の状況(障害、疾病等)	自宅の状況 (全壊、半壊、一部破損、断水、 停電、ガス停止、電話不通等)	入 所 日	退 所 日	そ の 他 特 記 事 項
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							
		男・女							

第3節 応急仮設住宅等の提供

県(県土整備部、総務部)、市町村

1 応急仮設住宅の提供

- (1) 県(建築課)又は市町村は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、あらかじめ把握してある候補地の中から適当な場所を選定し、応急仮設住宅を迅速に建設し、指定避難所の早期解消に努めるものとする。
- (2) 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から1か月以内に完成させることを目標とする。
- (3) 県(建築課及び住宅政策課)又は市町村は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展開等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。
- (4) 応急仮設住宅の提供に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努めるものとする。

2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達及び調整

県(建築課)又は市町村は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国又は関係団体等に調達を要請するものとする。

また、県(建築課)は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

3 応急仮設住宅の運営管理

- (1) 県(建築課・住宅政策課)又は市町村は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。
この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。
また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。
- (2) 県(建築課)又は市町村は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努めるものとする。

4 住宅の応急復旧活動

県(住宅政策課)又は市町村は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

5 賃貸住宅のあっせん

市町村は、公営及び民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行うものとする。

6 要配慮者への配慮

県(建築課・住宅政策課)及び市町村は、応急仮設住宅等の提供に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の居住に適した構造の住宅の提供に努めるとともに、要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

〈関係資料〉	資料	13－4	災害時における物資の供給等に関する協定(県～各業界団体)
	同	17－1	災害応急対策業務に関する基本協定(県～建設業協会)
	同	17－2	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定(県～プレハブ協会)
	同	17－3	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定(県～宅建協会・全日本不動産協会、県～全住協)

第4節 広域一時滞在

広域的、大規模な災害が発生した場合には、被災した住民の避難が被災市町村内だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の市町村にまで及ぶことが想定される。

このため、以下に、広域一時滞在が必要となった場合の手続等について定める。なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域一時滞在进行を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、被災市町村は、他市町村等へ住民の広域一時滞在に係る協議を行う段階等において、県（危機管理課）へ広域一時滞在に係る情報を適宜報告するものとする。

市町村、県（総務部ほか）

1 県内の他の市町村への広域的な避難等

- (1) 被災した市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、当該市町村に直接協議するものとする。
- (2) 被災した市町村は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告するものとする。
- (3) (1)の協議を受けた市町村（以下本項目において「協議先市町村」という。）は、被災した住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災した住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村は、被災した住民に対し公共施設その他の施設（以下「公共施設等」という。）を提供するものとする。
- (4) (1)の協議を受けた協議先市町村は、当該市町村区域において被災した住民を受け入れるべき公共施設等を決定し、直ちに、その内容を当該公共施設等を管理する者等に通知するとともに、協議した市町村（以下本項目において「協議元市町村」という。）に対し、通知するものとする。
- (5) (4)の通知を受けた協議元市町村は、速やかにその内容を公示し、県（危機管理課）に報告するものとする。
- (6) 協議元市町村は、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。
- (7) 県（危機管理課ほか）は、指定地方公共機関等と協力し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を市町村へ行う。

2 他の都道府県の市町村への広域的な避難等

- (1) 被災した市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県内の市町村への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合においては、県（危機管理課）に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 県（危機管理課）は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のため

の協議を当該市町村に代わって行うものとする。

- (3) 県（危機管理課）は、(2)の協議を行う際には、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。
- (4) 県（危機管理課）は、協議先都道府県からの通知（協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災住民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知）を受けたときは、速やかに、その内容を(1)の協議を求めた市町村に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- (5) (1)の協議を求めた市町村は、(4)の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するものとする。
- (6) (1)の協議を求めた市町村は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行うものとする。
- (7) 県（危機管理課ほか）は、指定地方公共機関等と協力し、住民の迅速な避難を実現するため、必要な支援を(1)の協議を行った市町村へ行う。

3 広域一時滞在に係る助言

県（危機管理課）は、市町村から求められたときは、地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。また、県（危機管理課）は、必要に応じて内閣総理大臣に対し、同様の助言を求めるものとする。

4 避難元・避難先市町村間の情報連携

被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

第5節 県境を越えた広域避難者の受入れ

広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等（以下「被災県」という。）から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。

このため、県、市町村においては、県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入れに迅速に対応できるようあらかじめ受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、県内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。

市町村、県（総務部、健康福祉部、県土整備部、教育委員会）

1 被災県からの情報収集及び連絡体制の整備

県（総務部）は、広域避難者が多数想定される場合、被災県と密接に連携を取り、避難者数や避難者住所等の情報について積極的な情報収集に努め、関係部局と情報の共有を行うものとする。

この際、必要に応じて県から被災県災害対策本部へ連絡調整員を派遣するなどして連携強化を図る。

2 被災県からの応援要請内容の確認

県（総務部）は、被災県からの災害救助法等に基づく応援要請通知を受け、群馬県の応援すべき救助内容について確認し、要請内容に基づき、応援実施体制の整備を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で被災県に応援要請内容を確認し、後日文書による要請通知の送達を受けるものとする。

3 受入可能な避難施設情報の把握

県は、大規模な災害の発生を覚知した時は、その規模等に応じて被災県からの受入要請等に迅速に対応できるよう、支援の可能性を検討するものとする。

- (1) 県（総務部）は、市町村に対して受入可能な避難施設についての情報提供を依頼する。避難施設の所在地、受入可能な人員数等の施設に関する詳細情報についても、提供するよう依頼する。
- (2) 市町村は、あらかじめ指定した指定避難所の中から、受入可能な施設を選定し、県（総務部）に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。
- (3) 県（総務部）は、市町村から提供された情報をもとに、群馬県内で受入可能な施設の一覧表を作成するなどして、情報の一元把握を図る。
- (4) 県（住宅政策課）は、必要に応じて、公営及び民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、広域避難者に対し入居のあっせんを検討するものとする。また、県営住宅の空室等での受入れも検討する。
- (5) 県（地域福祉課）は、必要に応じて災害福祉支援ネットワーク等の活用により、要配慮者の広域的な受入れが可能な要配慮者利用施設の状況を把握する。
- (6) 県（食品・生活衛生課）は、必要に応じて、群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合と調整の上、広域避難者の受入れが可能な旅館やホテル等の民間宿泊施設の状況を把握する。

4 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 県（総務部）は、県内市町村との連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等県内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「群馬県広域避難者受入総合窓口」を設置する。また、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに窓口の連絡先等を被災県及び県内市町村へ通知する。
- (2) 市町村は、市町村内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等市町村内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「市町村広域避難者受入総合窓口」を設置する。市町村は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県（総務部）へ報告するものとする。
- (3) 県及び市町村は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- (4) 県及び市町村は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図るものとする。

5 県内市町村との協力

県及び市町村は、適宜連絡会議を開催するなどし、広域避難者の受入に係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たるものとする。

6 一時避難所の設置

県（総務部）は、市町村における広域避難者受入体制が整備されるまでの間、一時的に広域避難者が避難する施設として、「群馬県総合教育センター（伊勢崎市今泉町一丁目 233-2）」等の県有施設などの中から避難元自治体との位置関係等を勘案し、知事が指定する施設を一時避難所として開設し、広域避難者の受入れや避難所運営を実施する。一時避難所については、避難の状況等を勘案しつつ、広域的な観点から運営を行うものとする。

また、県（総務部）は、一時避難所を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ一時避難所に係る情報提供を図る。

7 避難所開設の依頼

- (1) 県（総務部）は、被災県からの広域避難者に関する情報等をもとに、市町村と調整の上、開設する避難所を選定し、施設が立地する市町村に通知し、開設を依頼する。選定に当たっては、広域避難者の避難行動を考慮し、広域避難者にとって負担の少ない立地条件の施設を選定するなど、広域避難者の立場に配慮した選定を行う。

また、県（総務部）は開設を依頼した避難所について、被災県へ情報提供する。

- (2) 通知を受けた市町村は、第3部第5章第2節2の規定に準じて、開設の準備を行う。

8 広域避難者の受入れ

- (1) 県（総務部）は、被災県及び県内市町村と調整し、受入れた広域避難者について実施する救助の方針を決定し、市町村へ通知する。
- (2) 通知を受けた市町村は、避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。
- (3) 被災市町村は、群馬県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。

なお、群馬県と被災県が調整を実施する暇がない場合は、広域避難者は、開設された群馬県又は県内市町村の広域避難者受入総合窓口へ連絡し、群馬県及び県内市町村が調整した結果に基づき、各市町村等の運営する避難所へと移動することとする。

- (4) 交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、県又は市町村においてバス等の移動手段を手配する。

9 避難所の運営

- (1) 管理責任者の配置及び広域避難者に係る情報の把握等
第3部第5章第2節3～5の規定を準用する。
- (2) 良好な生活環境の確保、要配慮者等への配慮及び新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応
第3部第5章第2節6～8の規定を準用する。
- (3) 広域避難者に係る情報等の県への報告
市町村は、避難所において実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県（総務部）へ報告する。
- (4) 広域避難者に係る情報等の被災県への報告
県（総務部）は、市町村から報告を受けた情報について、被災県へ提供するものとする。この場合、国等が運用するシステムの活用も検討することとする。被災県へ報告する情報については、P.191 記載の避難者名簿（様式例）の記載事項等を参考にしつつ、被災県と協議し、決定する。
なお、提供する際には、個人情報の取扱いに十分留意する。
- (5) 被災県からの情報等の避難者への提供
県（総務部）は、被災県から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について市町村を通じて、広域避難者へ随時提供するものとする。
この際には、県において生活支援関連情報を取りまとめた情報紙の作成を行うなど、広域避難者へのわかりやすい情報提供に努める。

10 応急仮設住宅等の提供

県（総務部、住宅政策課）は、広域避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じて、被災県からの要請に基づき、既存の公営及び民間の賃貸住宅を借り上げするなどし、広域避難者へ応急仮設住宅等として提供する。

また、提供に当たっては、要配慮者の優先的入居に配慮するものとする。

11 小中高校等における被災児童・生徒の受入れについて

県（教育委員会）及び市町村教育委員会は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の県内小中高校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施することとする。

12 県内病院・福祉施設等への受入れについて

県（健康福祉部）は、被災県からの要請等に基づき、被災県の医療機関や福祉施設等からの広域

避難者の受入調整を実施するものとする。また、個別の病院・施設間ネットワーク等による、被災県の病院・施設等からの広域避難者の受入れについては、その実態把握に努めるものとする。

13 避難所の閉鎖

県は、被災県及び広域避難者受入市町村と密接な連携を取り、被災県からの要請に基づき、避難所の閉鎖を広域避難者受入市町村へ通知する。通知を受けた市町村は速やかに避難所を閉鎖する。

第6章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

市町村、県等は、被災者の生活を維持するために必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、需要に応じて供給・分配を行う必要がある。そのため、それぞれが備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B－P L o）を活用し、情報共有を図るものとする。

第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

市町村、水道事業者、県(総務部、健康福祉部、農政部、産業経済部、会計局)、
日本赤十字社

1 需要量の把握及び配給計画の樹立

市町村は、避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズ、男女、LGBTQ等性的マイノリティのニーズ、宗教的ニーズに配慮するものとする。

2 食料の調達

- (1) 市町村は、自らが備蓄している食料を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
 - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 他市町村に対する応援の要請
 - エ 県に対する応援の要請
- (2) 県(危機管理課・ぐんまブランド推進課)は、食料の調達について市町村から応援要請を受けたときは、自らが備蓄している食料を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。
 - ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入
 - イ 製造・販売業者からの購入
 - ウ 被災地域外の市町村に対する応援の要請
 - エ 他都道府県又は国に対する応援の要請
- (3) 食料の調達に当たっては、生鮮食料品の確保に配慮するものとする。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (4) 県は、災害救助法が適用され、市町村からの要請等も踏まえ、政府所有米穀の供給が必要と認められる場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知)」に基づき、農林水産省に対し、応急用米穀の供給を要請するものとする。

3 飲料水の調達

- (1) 水道事業者は、水道施設の被災等により、自ら給水できない場合又は自らの給水量で不足する場合は、他の水道事業者に給水車等の応援を要請するものとする。
- (2) 市町村は、自らが備蓄している飲料水を放出することとし、不足分は、次の手段により速や

かに調達するものとする。

ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給

イ 製造・販売業者からの購入

ウ 他市町村に対する応援要請

エ 県に対する応援要請

- (3) 県(危機管理課)は、飲料水の調達について市町村から応援要請を受けたときは、自らが備蓄している保存水を放出するものとする。また、不足分については、次の手段により確保するものとする。

ア 保存水の流通業者との協定に基づく流通在庫の優先購入(危機管理課)

イ 保存水の製造・販売業者からの購入(危機管理課)

ウ 被災地域外の水道事業者又は市町村に対する応援の要請(食品・生活衛生課)

エ 他都道府県又は国に対する応援の要請(食品・生活衛生課)

4 生活必需品の調達

- (1) 市町村は、自らが備蓄している生活必需品を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給

イ 製造・販売業者からの購入

ウ 他市町村に対する応援の要請

エ 県に対する応援要請

オ 義援物資の募集

- (2) 県(危機管理課・地域企業支援課)は、生活必需品の調達について市町村から応援要請を受けたときは、自らが備蓄している生活必需品を放出することとし、不足分は、次の手段により速やかに調達するものとする。

ア 流通業者との協定に基づく流通在庫の優先供給

イ 製造・販売業者からの購入

ウ 被災地域外の市町村に対する応援の要請

エ 他都道府県又は国に対する応援の要請

オ 義援物資の募集

- (3) 県又は市町村による生活必需品の供給は、被災者の生活を一時的に安定させることを目的とするため、調達すべき物品は、生活必需品のうち衣料、寝具等被災者の当面の生活に欠くことのできない物品とする。

5 県による主体的供給

県(危機管理課)は、被災市町村における食料等物資が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待っていないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送する。

6 燃料の供給

- (1) 県(産業政策課)は、燃料の供給が不足した場合、県民の安全を確保するために特に重要な施設、事業について、優先的に燃料の供給を行うよう群馬県石油協同組合へ要請する。

関係課は、業務に関係する県民の安全を確保するために特に重要な施設等の燃料不足の状況についての情報を取りまとめ、産業政策課へ報告する。

県（産業政策課）及び市町村は、円滑な燃料の供給実施のため、住民への燃料の供給状況等についての情報提供に努める。

特に、被災市町村が複数にまたがる場合には、県（産業政策課及び関係課）は、必要に応じ被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

- (2) 県（産業政策課）は、重要施設の燃料確保が困難な場合、県の区域内の個々の要請案件について、「緊急要請対応システム」又は「燃料調整シート」に必要事項を記入し、政府緊急対策本部又は資源エネルギー庁に対して緊急供給要請を行う。

7 物資の配給

市町村及び水道事業者は、市町村が立てた配給計画に基づき、備蓄又は調達した食料・飲料水及び生活必需品の配給を行うものとする。

なお、配給に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 配給初期は非調理食料でやむを得ないが、その後速やかに炊出しによる米飯を配給できるように努める。
- なお、炊出しについては、自主防災組織、婦人会、NPO・ボランティア等の協力を得るものとする。
- (2) 平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅避難者等とを隔てることのないよう配慮する。
- (3) 配給漏れが生じないように、配給の日時・場所について事前に十分周知を図る。また、周知に当たっては、外国語も使用するなど外国人にも配慮する。
- (4) 高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者への優先的な配給に努める。

8 日本赤十字社による救助物資の配布

日本赤十字社群馬県支部は、同社の防災業務計画に基づき、同支部が保有する救助物資を速やかに被災者に配布するものとする。また、赤十字奉仕団の組織を通して指定避難所等における炊出しを行うものとする。

〈関係資料〉資料編8－8 群馬県水道災害相互応援協定

同 13－1 備蓄状況一覧表(群馬県)

同 13－4 災害時における物資の供給等に関する協定(県～各業界団体)

第7章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

市町村、県等は、避難所等で生活する被災者の健康状態や多様なニーズの把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

第1節 保健衛生活動

市町村、県(健康福祉部、環境森林部)

1 被災者の健康の把握等

- (1) 県(健康福祉課)は、必要に応じ、県内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。
- (2) 保健医療福祉調整本部は、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動に係る総合調整を行うものとする。
- (3) 県(健康福祉課、医務課)は、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災していない都道府県に対し保健医療福祉調整本部及び保健所(保健福祉事務所)による保健医療福祉活動の円滑な実施や被災者の健康管理のため、DHEATや保健師等チームの要請を行うものとする。
- (4) 県(健康福祉課)は、群馬県以外が被災した場合、必要に応じ、被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等の支援に努めるものとする。
- (5) 市町村は、被災者の心身の健康状態の把握等のために指定避難所や被災家庭に医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、精神保健福祉士、管理栄養士等又は保健医療活動チームを派遣し巡回健康相談などを実施するものとする。
- (6) 市町村は、巡回健康相談等に従事する保健師等又は保健医療活動チームが不足する場合は、原則として、管轄する保健福祉事務所を通じて(中核市の場合は直接)、県(健康福祉課)に応援を要請するものとし、県(健康福祉課)は、保健医療福祉調整本部において当該要請を共有するとともに、当該保健医療活動チーム等の担当課が、当該要請に対し保健医療活動チーム等の派遣を行うものとする。
- (7) 県(医務課)は、保健師の派遣に関して、県内における派遣要請・調整を実施する。県内保健師のみでは対応困難な場合には、厚生労働省へ派遣要請、あっせんを依頼する。
- (8) 巡回健康相談等の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得て実施するものとする。
- (9) 市町村は、指定避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行うものとする。

2 食品衛生の確保

- (1) 市町村は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (2) 県(食品・生活衛生課)は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所や被災地で配給する飲料水や食料について衛生状態を監視し、問題があるときは改善を指導するものとする。

3 し尿の適正処理

- (1) 市町村は、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、し尿の円滑な収集・運搬に努めるものとする。

- (2) 市町村は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレを調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置するとともに、指定避難所にマンホールトイレを設置するものとする。また、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。
- (3) 仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (4) 市町村は、自らの市町村内でし尿を処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとし、県(廃棄物・リサイクル課)は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

4 ごみ(生活ごみ、粗大ごみ)の適正処理

- (1) 市町村は、ごみ処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、生活ごみの円滑な収集・運搬に努めるものとする。
- (2) 市町村は、収集した生活ごみを早期に処理できない場合は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管に当たっては良好な衛生状態の保持に努めるものとする。
- (3) 市町村は、自らの市町村内で生活ごみを処理しきれない場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとし、県(廃棄物・リサイクル課)は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

5 災害時における動物の管理等

県及び市町村は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

〈関係資料〉資料編 14－1 県内清掃施設一覧表

同 14－3 災害時における廃棄物処理に関する協定

第2節 防疫活動

県(健康福祉部)、市町村

県(感染症・疾病対策課)及び市町村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)及び災害防疫実施要綱(昭和40年厚生省公衆衛生局長通知)に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。

1 県の防疫活動

- (1) 災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、患者等の確実な把握を行う。特に、一類感染症、二類感染症、三類感染症(※)及び新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等の措置を講ずる。
- (2) 関係医療機関等の協力を得て、患者等に対する医療の確保を図る。特に、入院が必要となる一類感染症及び二類感染症の患者等が発生した場合は、感染症指定医療機関を始めとする医療機関等と連携して必要病床数を確保するとともに、患者等の移送を行う。
- (3) 患者等に対して二次感染防止等の保健指導を行う。
- (4) 市町村に対して消毒等の防疫活動に係る指示等を行う。
- (5) 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請する。
- (6) 予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条に規定する予防接種を実施する必要があると認めたときは、当該予防接種を行い、又は市町村に対して行わせる。
- (7) 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動を行う。
- (8) その他、感染症法の規定に基づく必要な措置を自ら実施(消毒措置の実施、ねずみ族、昆虫等の駆除)、又は市町村への指示等を行う。

※ 一類感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

二類感染症：急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1)、鳥インフルエンザ(H7N9)

三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

2 市町村の防疫活動

- (1) 市町村は、平時から住民に対し、感染症対策について情報提供を行うとともに、県(感染症・疾病対策課)の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。
 - ア 消毒措置の実施(感染症法第27条)
 - イ ねずみ族、昆虫等の駆除(感染症法第28条)
 - ウ 指定避難所等の衛生保持
 - エ 臨時予防接種の実施(予防接種法第6条)

オ 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動

- (2) 防疫活動に必要な薬品を調達、確保する。
- (3) 自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県(感染症・疾病対策課)に協力を要請する。
- (4) その他、県(感染症・疾病対策課)の指示等により、感染症法の規定に基づく必要な措置を講ずる。

第3節 行方不明者の搜索及び遺体の処置

市町村、消防機関、県警察、県(健康福祉部)

1 行方不明者の搜索

市町村、消防機関及び警察機関は、相互に協力して行方不明者の搜索に当たるものとする。

2 遺体の収容

発見された遺体は、市町村及び警察機関が消防機関の協力を得て検視・死体調査及び検案を行うのに適当な場所に収容するものとする。

3 検視・死体調査及び検案

県警察は、必要に応じ、警察災害派遣隊等を被災地に派遣し、群馬県警察医会の医師及び歯科医師の協力を得て、遺体の検視・死体調査及び検案、身元確認を行う。また、効果的な身元確認が行えるよう市町村、県、指定公共機関等と密接に連携する。

なお、遺体が多数に上り、群馬県警察医会の医師及び歯科医師のみでは対応しきれない場合は、群馬県医師会及び群馬県歯科医師会の協力を求めるものとする。

4 遺体の安置

市町村は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視・死体調査及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。

- (1) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (2) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。
- (3) 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- (4) 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

5 身元の確認

市町村は、身元不明の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努めるものとする。

6 遺体の引渡し

市町村は、遺族等から遺体の引取りの申し出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡すものとする。

7 遺体の埋火葬

- (1) 遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、市町村長がこれを行うものとする。
- (2) 市町村は、遺体の損傷等により、正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続の特例的な取扱いについて、県(食品・生活衛生課)を通じて厚生労働省に協議するものとする。

- (3) 市町村は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、当該市町村の埋火葬能力では対応しきれないときは、県(食品・生活衛生課)に応援を要請するものとする。
- (4) 県(食品・生活衛生課)は、埋火葬について市町村から応援の要請を受けたときは、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行うものとする。

8 行方不明者・死者の氏名等の公表

県(危機管理課)は、災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、県民等に知らせる公益上の必要性があると判断したときは、行方不明者又は死者の氏名等を公表するものとする。

なお、公表に当たっては、当該行方不明者又は死者の家族等の同意を得るとともに、当該行方不明者又は死者の本人、及びその家族等の権利利益を侵害することのないよう配慮するものとする。

〈関係資料〉資料編 14－2 災害時における遺体の搬送等に関する協定（県～霊柩自動車協会、県～群馬葬祭事業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会、全日本冠婚葬祭互助協会）

同 25－1 群馬県自然災害における被災者氏名等の公表に関するガイドライン

第8章 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

第1節 広報・広聴活動

県(知事戦略部、生活こども部ほか)、市町村、ライフライン事業者、放送・報道機関、その他の防災関係機関

1 広報活動

- (1) 県(メディアプロモーション課ほか)、市町村、ライフライン事業者等は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報するものとする。また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。
- (2) 広報内容
 広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示すると概ね次の事項である。

発生した地震の震源・規模 被害状況 二次災害の危険性 地震活動の見通し 応急対策の実施状況 住民、関係団体等に対する協力要請 高齢者等避難、避難指示の内容 避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区	避難時の注意事項 受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 住民の安否 スーパーマーケット、ガソリンスタンド等生活必需品を扱う店舗の営業状況
--	---

- (3) 広報媒体
 広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示すると概ね次のとおりである。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体や広報車等での情報提供に努めるものとする。

テレビ、ラジオ(コミュニティFM及び臨時災害放送局を含む。)、有線放送、市町村防災行政無線(戸別受信機)、IP通信網、ケーブルテレビ網、Lアラート、広報車、航空機、インターネット、新聞、チラシ、掲示版、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア等

- (4) 情報提供機関の連携
 県(メディアプロモーション課ほか)、市町村、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、相互に連絡をとりあうものとする。
 また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力するものとする。
- (5) 要配慮者への配慮
 県(メディアプロモーション課ほか)、市町村、ライフライン事業者等は、災害情報の広報に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法や

頻度に配慮するものとする。

また、県（ぐんま暮らし・外国人活躍推進課）は「災害時多言語支援センター」を設置し、通訳ボランティアやコーディネーター等による外国人被災者の状況確認、多言語による情報提供や相談業務等の活動を実施する。

（6）情報の入手が困難な者への配慮

県、市町村は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

2 広聴活動

（1）窓口の設置

県（県民活動支援・広聴課ほか）、市町村等は、必要に応じ、発災直速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行うものとする。

（2）安否情報の提供

県（危機管理課）及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、県（危機管理課）及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

3 県における広報・広聴体制

県における広報・広聴体制は、次表のとおりとする。

	広報活動	広聴活動
メディアプロモーション課	1 広報活動の総合調整 2 プレスセンターの設置 3 記者会見、記者発表の設営 4 放送・報道機関への資料提供(災害対策本部が設置された場合)	
県民活動支援・広聴課		1 広聴活動の総合調整 2 総合相談窓口の設置
危機管理課	総合的な災害情報に係る 1 広報資料の作成 2 記者会見・記者発表の実施 3 放送・報道機関への資料提供(災害対策本部が設置されない場合)	1 総合的な広聴事案の処理
庁内各課	各分掌事務に関する災害情報に係る 1 広報資料の作成 2 記者会見・記者発表の実施 3 放送・報道機関への資料提供(災害対策本部が設置されない場合)	1 専門相談窓口の設置 2 専門的な広聴事案の処理

4 報道機関に対する代表取材の要請

応急対策実施機関は、報道機関からの取材が殺到することにより応急対策活動の遂行に支障を来し、又は支障を来すおそれがある場合は、報道機関に対し、幹事社等による代表取材を行うよう要請するものとする。

〈関係資料〉資料編 15－1 災害時等における放送・報道要請に関する協定(県～各放送・報道機関)

第9章 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講ずる必要がある。

第1節 社会秩序の維持

県警察

1 安全確保

県警察は、被災地及びその周辺において、自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

2 犯罪の取締り

県警察は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

3 安全確保に関する広報啓発活動等

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と連携し、安全確保に関する広報啓発活動を行うとともに、住民等からの相談については、親身に対応するなど、不安軽減に努めるものとする。

第2節 物価の安定及び消費者の保護

県(生活こども部)

1 需給状況の監視及び指導

県(消費生活課)は、食料・飲料水、燃料・生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

2 安定供給の要請

県(消費生活課)は、必要に応じ、スーパーマーケット協会や生活協同組合等の業界団体に対し、食料・飲料水、燃料・生活必需品等の安定供給を要請する。

3 消費者の保護

県(消費生活課)は、消費生活相談体制を充実させるとともに、悪質商法が認められた場合は、住民に注意を呼びかけるとともに、警察と連携して取締りに努める。

第10章 施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止ための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

第1節 施設、設備の応急復旧

県、市町村、施設・設備等の管理者

1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 県、市町村、施設・設備等の管理者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (2) 県及び市町村は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。
- (3) 建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散が懸念される場合は、県、市町村、事業者又は建築物等の所有者は、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。
- (4) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動するものとする。
- (5) ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県（ライフライン関係課等）、市町村、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

道路管理者は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を行うものとし、県及び市町村のみでは迅速な対応が困難な場合には、国（国土交通省、防衛省等）と適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。

第2節 公共土木施設の応急復旧

公共土木施設の管理者

1 迅速な応急復旧の実施

道路、橋梁、堤防等公共土木施設の管理者は、被災した施設で緊急を要するものについて、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させるものとする。

3 関係業界団体に対する協力の要請

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うに当たり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請するものとする。

〈関係資料〉 資料編 17－1 災害応急対策業務に関する基本協定(県～建設業協会)

同 17－4 災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定(県～電設協会)

同 17－5 災害時における応急対策業務等の実施に関する協定(県～造園団体協議会)

同 17－6 災害時における支援に関する協定(県～交通安全施設業協同組合)

同 17－9 災害時における測量、設計等の業務に関する協定(県～測量設計業協会)

第3節 電力施設の応急復旧

電気事業者、県(企業局)

1 迅速な応急復旧の実施

電気事業者及び県(発電課)は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- ア 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 大規模停電時における電源車等の配備

県(危機管理課、関係課)は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

また、県は、経済産業省、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。

4 電力関係機関相互間の応援

電気事業者及び県(発電課)は、電力施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請するものとする。

5 送電再開時の安全確認

電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行うものとする。

6 広報活動

電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

〈関係資料〉資料編 17-10 災害時における停電復旧及び停電の未然防止の連携等に関する基本協定
(東京電力パワーグリッド(株))

第4節 ガス施設の応急復旧

都市ガス事業者、L P ガス事業者

1 迅速な応急復旧の実施

都市ガス事業者は、被災した都市ガスの貯蔵施設、導管等の施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- ア 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

都市ガス事業者は、必要に応じ、移動式ガス発生設備等の代替設備を活用して応急供給を実施するものとする。

4 ガス関係機関相互間の応援

都市ガス事業者は、ガス施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他のガス関係機関に応援を要請するものとする。

5 供給再開時の安全確認

都市ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行うものとする。

6 広報活動

都市ガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、供給再開時におけるガス器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行うものとする。

7 L P ガス事業者の実施する応急復旧

L P ガス事業者は、都市ガス事業者同様、必要な応急復旧を行うものとする。

第5節 上下水道施設の応急復旧

水道事業者、下水道管理者

1 迅速な応急復旧の実施

- (1) 水道事業者及び下水道管理者は、被災した浄水設備、給水管、下水道管渠、下水終末処理施設等の上下水道施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。
- (2) 水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。
- (3) 水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

2 重要施設の優先復旧

水道事業者及び下水道管理者は、上下水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。

- ア 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備の活用

水道事業者は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施するものとする。

4 水道関係機関相互間の応援

水道事業者及び下水道管理者は、上下水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の水道関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

水道事業者及び下水道管理者は、断水の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

〈関係資料〉資料編8－8 群馬県水道災害相互応援協定

第6節 電気通信設備の応急復旧

電気通信事業者

1 迅速な応急復旧の実施

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 重要施設の優先復旧

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させるものとする。

- ア 医療機関、指定避難所、官公庁等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

3 代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供するものとする。

- ア 指定避難所等への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置
- イ 指定避難所又は防災拠点等への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出し
- ウ 「災害用伝言ダイヤル 171」、「災害用伝言板（web171）」及び「災害用伝言板」の提供

4 電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請するものとする。

5 広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・輻輳の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行うものとする。

〈関係資料〉資料編 17－11 災害時における相互協力に関する基本協定（NTT東日本㈱）

第11章 二次災害の防止活動

地震又は降雨等による水害・土砂災害、地震による建築物・構造物の倒壊等に備え、二次災害対策を講ずる必要がある。

第1節 二次災害の防止

河川管理者、農業用排水施設管理者、ダム・水門・水路等の管理者、土砂災害防止事業実施機関、県（県土整備部、総務部、健康福祉部、環境森林部）、県警察、市町村、消防機関、危険物施設等の管理者

1 二次災害の防止活動

- (1) 県及び市町村は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。
- (2) 前橋地方気象台は、応急活動を支援するため、地震発生状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。

2 水害・土砂災害対策

- (1) 河川管理者、農業用排水施設管理者その他のダム、水門、水路等の管理者及び土砂災害防止事業実施機関は、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行うものとする。
- (2) 上記点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、施設の補強、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。
- (3) 県（砂防課）は、地滑りによる重大な土砂災害が切迫した危機が認められる状況において、市町村が適切に避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する調査を行い、その情報を市町村に提供するものとする。
- (4) 前橋地方気象台及び県（砂防課）は、必要に応じて、警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。

3 被災建築物及び被災宅地の二次災害対策

- (1) 市町村は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。
県（建築課）は、建築技術職員及び民間の応急危険度判定士等を活用し、建築物等の応急危険度判定が迅速かつ的確に実施されるよう措置を講ずるものとする。
- (2) 市町村は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。
県（建築課）は、被災宅地危険度判定士を活用し、調査・危険度判定が迅速かつ的確に実施されるよう措置を講ずるものとする。

4 危険物、有害物質等による二次災害対策

- (1) 消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質

を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、火災や爆発による二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、火災や爆発のおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡するものとする。

- (2) 毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設等の管理者は、有害物質の漏えいによる二次災害を防止するため、速やかに施設の点検を行うものとする。また、漏えいのおそれが生じた場合は、速やかに当該物質の取扱規制担当官公署、消防機関、警察機関等に連絡するものとする。
- (3) 県(消防保安課・薬務課・環境保全課)、消防機関、警察機関又は市町村は、危険物、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

5 空家の二次災害対策

市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財担当部局と情報を共有するものとする。

第12章 自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられる。このため、県及び市町村は、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

第1節 ボランティアの受入れ

県(県民活動支援・広聴課)、市町村、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のNPO・ボランティア関係団体

1 災害時におけるボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類を例示すると、次表のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導 情報連絡 給食、給水 物資の搬送・仕分け・配給 入浴サービスの提供 指定避難所の清掃 ゴミの収集・廃棄 高齢者、障害者等の介助 防犯 ガレキの撤去 住居の補修 家庭動物の保護	被災者の救出(消防・警察業務経験者等) 救護(医師、看護師、救命講習修了者等) 建物応急危険度判定(建築士等) 被災宅地危険度判定 外国語通訳 手話通訳 介護(介護福祉士等) 保育 アマチュア無線 各種カウンセリング

2 受入窓口の開設

市町村、市町村社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体は、相互に連絡・調整の上、市町村災害ボランティアセンター等を設置し、ボランティアの受入窓口を開設するものとする。

本県では、県及び県レベルのNPO・ボランティア団体等との相互連携を図るための組織として「群馬県災害時救援ボランティア連絡会議」(事務局：県県民活動支援・広聴課)が常設されているので、県レベルの連絡調整は本会議で行うものとする。

(具体的な取組事項)

- (1) 災害時におけるボランティア受入体制づくり
- (2) 総合的な調整システム確立のための連絡調整
- (3) 災害ボランティア本部の設置、運営に関する検討 等

本会議の要請により群馬県社会福祉協議会が設置する「県災害ボランティアセンター」は、市町村災害ボランティアセンターによるボランティアの受入れ等に必要な支援及び連絡調整を行う。

3 ボランティアニーズの把握

市町村及び市町村災害ボランティアセンターは、各指定避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ(種類、人数等)を把握するものとする。

4 ボランティアの受入れ

市町村災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNP

〇・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの活動環境に配慮するものとする。

5 ボランティア活動の支援

県（県民活動支援・広聴課ほか）及び市町村は、次によりボランティア活動を支援するものとする。

- （１） ボランティアが円滑に受け入れられるよう、広報、内部通知等により、ボランティア活動の内容を被災者、行政職員等に周知する。
- （２） 必要に応じて活動拠点、資機材、宿舍等の提供又はあっせんに努める。

6 ボランティアによる災害ボランティアセンター等の運営

大規模災害においては、行政機関のボランティア担当職員の人数が圧倒的に不足することが予想されるので、県（県民活動支援・広聴課ほか）、市町村及びボランティア関係団体は、ボランティアの受入れ、調整等が、ボランティアにより運営されるよう配慮するものとする。

県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

〈関係資料〉 資料編 16－1 群馬県災害時救援ボランティア連絡会議要綱

第2節 義援物資・義援金の受入れ

県(健康福祉部)、市町村、その他の防災関係機関

1 義援物資の受入れ

(1) 義援物資の受入れ要否の判断

県(健康福祉課)は、地方公共団体や企業等からの大口の義援物資供給の申出があった時は、申出のあった品目の各指定避難所等における過不足状況、提供可能時期等に基づき、受入れの要否を判断する。

(2) 需要の把握

義援物資の受入れを決定した場合、市町村は、各指定避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握するものとし、県が義援物資の受入れ可否を判断する際に情報共有を行う。

(3) 受入機関の決定

県(健康福祉課)及び市町村は、相互に調整の上、義援物資の受入機関(県と各市町村が個別に受け入れるか共同で受け入れるか)を定めるものとする。

(4) 集積場所の確保

受入機関は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所並びに仕分け作業に要する人員、資機材をあらかじめ確保するものとする。

なお、集積場所の選定に当たっては、被災市町村における仕分け作業の負担増を避けるため、近隣市町村からの選定も検討するものとする。(第3部第4章第2節6参照)

(5) 受入物資の仕分け

受入機関は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行うものとする。

(6) 受入物資の配分

各市町村が受け入れた物資については、当該市町村が自らの判断により配分先及び配分量を決めて配分するものとし、県が受け入れた物資については、県(健康福祉課)と市町村とで協議の上、配分先及び配分量を決めて配分するものとする。

なお、配分に当たっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう、注意するものとする。

(7) ボランティア及び民間事業者等の活用

大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。

(8) 小口・混載の義援物資

小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、原則として受け付けないこととする。

県(健康福祉課及びメディアプロモーション課)は、小口・混載の義援物資は受け入れないことを広報するとともに、義援金による支援を積極的に呼びかける。

2 義援金の受入れ

(1) 義援金の募集

県(健康福祉課)及び市町村は、災害応急対策及び災害復旧に要する費用を勘案し、必要に応じ、義援金を募集するものとする。

(2) 「募集・配分委員会」の設置

県(健康福祉課)及び市町村は、義援金を募集するときは、次の機関で構成する「義援金募集・配分委員会」(事務局：県健康福祉部健康福祉課)を設置し、県内における義援金受入事務を一元化するものとする。

群馬県	群馬県町村会	日本赤十字社群馬県支部
被災市町村	群馬県市議会議長会	群馬県社会福祉協議会
群馬県市長会	群馬県町村議会議長会	群馬県共同募金会

(3) 募集の広報

義援金募集・配分委員会は、募集方法、募集期間等を定め、新聞、ラジオ、テレビ等を通じてその内容を広報するものとする。

(4) 義援金の配分

ア 義援金募集・配分委員会は、十分協議して配分額を定めるものとする。

イ 義援金の配分については、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

ウ 義援金の被災者への支給は、市町村が行うものとする。

第13章 要配慮者対策

第1節 要配慮者の災害応急対策

要配慮者利用施設の管理者、市町村、消防機関、県(総務部、生活こども部、健康福祉部、教育委員会)、県警察、地域住民、自主防災組織、群馬県災害福祉支援ネットワーク関係機関

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。また、これらの要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、県、市町村、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、連携して要配慮者の安全を確保するための災害応急対策を行うものとする。

1 要配慮者対策

(1) 災害に対する警戒

- ア 市町村は、地震による建築物の倒壊や土砂災害等の二次災害の危険性について、防災関係機関等から情報を積極的に収集する。
- イ 市町村長は、二次災害の危険が高いと判断した場合には、避難指示等の発令を行い、必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- ウ 避難指示等が、確実に要配慮者に伝達できるよう様々な手段や方法を講じるものとする。
- エ 市町村は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者施設の管理者に対し、防災気象情報や避難指示等を直接伝達するものとする。

(2) 避難

- 市町村は、避難指示等を発令する場合には、次の事項を留意の上、個別避難計画等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。
- ア 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。
- イ 避難行動要支援者を安全に避難させるため、介助人は、被害の状況、道路・橋梁等の状況を勘案し、もっとも安全と思われる経路を選定する。
- ウ 指定避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。一般の指定避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うものとする。また、

物資や人材等に不足が生じる場合は、県（要配慮者利用施設所管の各課）に応援を要請する。
エ 指定避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者については、要配慮者利用施設への緊急入所を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

(3) 安否の確認

市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

2 要配慮者利用施設の管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設

（第2部第4章第1節「要配慮者対策」のとおり。）

(2) 避難

要配慮者利用施設の管理者は、施設が被災し、市町村長から避難指示等の発令があったとき、若しくは地震による二次災害等により施設の危険が切迫していると判断した場合には、次の事項に留意の上、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。

ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、市町村、消防機関、警察機関等に応援を要請する。

イ 入(通)所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等に応援を要請する

ウ 避難した入(通)所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努めるものとする。

(3) 他施設への緊急入所等

ア 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請するものとする。

イ 要配慮者利用施設の管理者は、アの緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の各課）又は市町村に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

ウ 県（要配慮者利用施設所管の各課）及び市町村は、イの要請を受けたときは、相互に連携し、あっせんに努めるものとする。

エ 社会福祉施設の災害時相互応援協定締結団体の管理者は、加盟施設の被災状況等を踏まえ、必要に応じて、群馬県災害福祉支援ネットワーク事務局（群馬県社会福祉協議会）に対し、協定に基づく利用者受入れや応援職員の派遣等を要請するものとする。

3 福祉的支援の総合調整

(1) 県（地域福祉課）は、必要に応じ、県内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。

(2) 県（地域福祉課）は、福祉的支援の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災していない都道府県に対し福祉的支援及びその支援を円滑に行うための総合調整等の

支援を要請するものとする。

4 ぐんまDWA T

(1) ぐんまDWA Tは、要配慮者等福祉支援が必要な者の避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の活動を行うものとする。

なお、在宅避難者や車中避難者への支援を含むものとする。

ア 福祉ニーズの把握

イ 要配慮者の状態の評価及び関係機関への情報提供や支援のコーディネート等

ウ 指定避難所等における福祉サービスの提供及び福祉環境の整備

エ その他避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止に必要な福祉支援

(2) 県（地域福祉課）は、次の派遣基準に基づき、県社会福祉協議会に対し、ぐんまDWA Tの派遣を要請する。

ア 県内で災害救助法の適用が検討される程度の災害が発生したと見込まれる場合

イ 指定避難所等を設置する被災地の市町村から県（地域福祉課）に対して派遣要請があった場合

ウ 国又は他都道府県から派遣要請があった場合

エ その他緊急性があり、派遣することが必要であると認められる場合

5 災害支援ナース

県(医務課)は、避難所等の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害支援ナースの避難所への派遣を要請する。

第14章 その他の災害応急対策

第1節 災害警備活動

県警察

県警察は、「群馬県警察災害警備実施要綱」に基づき災害警備活動を実施するものとするが、その概要は次のとおりである。

1 任務

災害警備実施に当たっては、国、県、市町村、消防機関、医療機関その他関係機関と緊密な連携の下に、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 災害関連情報の収集
- (2) 被災者及び負傷者の救出救助
- (3) 被災住民等の避難誘導
- (4) 交通規制並びに避難誘導路及び緊急交通路の確保
- (5) 行方不明者の捜索及び死体の検視と身元確認
- (6) 被災地、避難場所、救援物資集積所等の警戒
- (7) 各種犯罪の予防検挙
- (8) 関係機関との連絡共助
- (9) その他必要な警察活動

2 警備体制の種別等

警備体制の種別、発令者及び発令基準は、次表のとおりとする。

種別	発令者	発令基準
準備体制	危機管理対策統括官	○ 県内震度4以上の地震が発生し、災害対応の必要がある場合 ○ 気象予警報等その他から判断して、災害発生のおそれがあるが、発生までに相当の時間的余裕がある場合
警戒体制	警備部長	○ 県内震度5強以上の地震が発生し、相当規模の被害が発生した場合 ○ 大雨、強風、洪水、噴火等により相当規模の被害が発生し、又は気象予警報等から発生するおそれがある場合 ○ 災対法の規定による群馬県災害警戒本部が設置されるなど災害対応の必要があると発令者が認めた場合

実施体制	本部長	○ 県内震度6弱以上の地震が発生し、大規模な被害が発生した場合 ○ 大雨、強風、洪水、噴火等により大規模な災害が発生し、又は気象予警報等から発生するおそれがある場合 ○ 災対法の規定による群馬県災害対策本部が設置されるなど災害対応の必要があると発令者が認めた場合
------	-----	--

3 県警備本部等

(1) 県警備準備室の設置

危機管理対策室長は、準備体制が発令された場合は、群馬県警察本部災害警備準備室を設置するものとする。

(2) 県警戒本部の設置

危機管理対策統括官は、実施体制が発令された場合は、群馬県警察本部災害警戒本部を設置するものとする。

(3) 県警備本部の設置

本部長は、警戒体制を発令した場合は、群馬県警察本部災害警備本部を設置するものとする。

4 署警備本部等

(1) 署警備準備室の設置

署長は、準備体制が発令された場合は、必要により、署長を長とする署災害警備準備室を設置するものとする。

(2) 署警戒本部の設置

署長は、警戒体制が発令された場合は、必要により、署長を長とする警察署災害警戒本部を設置するものとする。

(3) 署警備本部の設置

署長は、実施体制が発令された場合は、必要により、署長を長とする警察署災害警備本部を設置するものとする。

※ 署長の判断による署警備本部等の設置

署長は、管内で局地的災害が発生し、市町村に災対法の規定による災害対策本部等が設置されるなど災害対応の必要があると認めた場合は、自らの判断で署警備準備室、署警戒本部又は署警備本部を設置することができる。

5 警備部隊

(1) 一般部隊

ア 機動隊

イ 管区機動隊

ウ 第二機動隊

エ 警察本部部隊

オ 警察署部隊

(2) 特科部隊

- ア 警察本部特科部隊（指揮支援班及び警察学校班を含む）
- イ 警察署特科部隊

第2節 学校の災害応急対策

学校管理者、県(生活こども部、教育委員会)、市町村

1 地震情報の把握

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の管理者(以下この節において「学校管理者」という。)は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報の把握に努めるものとする。

2 学校施設の安全性の点検

学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、校舎の損壊状況を確認し、学校施設の安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行うものとする。

3 児童・生徒の安全確保

学校管理者は、次により、児童・生徒の安全を確保するものとする。

- (1) 児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童・生徒を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。
- (3) 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

4 災害情報の連絡

学校管理者は、児童・生徒、教職員、校舎等施設の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて教育委員会等関係機関に連絡するものとする。

5 教育の確保

(1) 教室及び運動場の確保

学校管理者は、校舎が被災したため授業を行えなくなったときは、被災校舎の応急修理、仮設校舎の建設、公民館・図書館等の借上げ等により教室及び運動場の確保を図るものとする。

(2) 代替教員の確保

教育委員会その他教員の任命権者は、教員が被災等したため授業の担当が困難となった場合は、臨時教員の任用、非常勤講師の任用等により、代替教員の確保を図るものとする。

(3) 学用品の支給

ア 市町村は、被災により就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、これらの学用品を直ちに入手することができない小学校児童及び中学校生徒に対し、必要最小限度の学用品を支給するものとする。

イ 県(義務教育課・高校教育課)は、教科書を滅失又はき損した児童・生徒に対し、市町村及び教科書供給業者と協力して教科書を支給する措置を講ずるものとする。

(4) 授業料の減免

県(管理課)は、被災により授業料の減免が必要と認められる児童生徒については、「群馬県立学校の入学科等に関する条例」に基づき授業料の減免を行うものとする。

(5) 災地学び支援派遣等枠組み(D-E S T)の活用

県及び市町村は、児童生徒の学びの継続のため、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み(D-E S T)を活用する。

6 給食の措置

(1) 施設、原材料等が被害を受けたため学校給食が実施できないときは、学校管理者は、速やかに代替措置として応急給食を実施するものとする。

(2) 学校が指定避難所として使用される場合、給食施設は被災者向けの炊出し施設として利用される場合があるので、学校管理者は、学校給食と被災者向けの炊出しとの調整に留意するものとする。

7 避難者の援護と授業との関係

学校が指定避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させるものとする。

なお、授業の再開については、5(1)により、速やかに教室を確保して実施するものとする。

第3節 文化財の災害応急対策

文化財の所有者・管理者、県(地域創生部)、市町村

1 気象状況の把握

文化財の所有者・管理者は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や地震の可能性等の情報の把握に努めるものとする。

2 文化財の安全性の点検

文化財の所有者・管理者は、大規模な地震が発生したときは、安全に十分留意した上で、文化財の損壊状況を確認するとともに、安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における文化財の所有者・管理者は、文化財周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行うものとする。

3 利用者・観覧者等の安全確保

文化財の所有者・管理者は、次により利用者・観覧者等の安全を確保するものとする。

- (1) 文化財建造物や展示収蔵施設、史跡等の敷地内に利用者・観覧者等がいる時に被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、利用者・観覧者等を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

4 文化財の安全の確保

文化財の所有者・管理者は、転倒、火災等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定、火気の使用停止等の措置を講ずるものとする。

5 災害情報の連絡

文化財の所有者・管理者は、利用者・観覧者等及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて市町村（文化財担当部局）等関係機関に連絡するものとする。

6 応急修復

- (1) 文化財の所有者・管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、専門家等の協力を得て適切な応急修復を施すものとする。
- (2) 県(文化財保護課)及び市町村は、(1)の応急修復について積極的に協力するものとする。

〈関係資料〉資料編 18－1 県内指定文化財一覧表

第4節 金融事業及び郵便事業の災害応急対策

関東財務局、日本郵便（株）、日本銀行

1 応急金融対策

(1) 通貨の安定供給

日本銀行(前橋支店)は、被災地における通貨の安定供給のため、次の措置を講ずるものとする。

ア 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な援助等を行う。

また、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、状況に応じて職員を派遣するなど必要な措置を講ずる。

イ 輸送・通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関と密接に連絡をとった上、輸送及び通信の確保を図る。

ウ 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、また、必要に応じ営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう、要請等を行う。

(2) 非常金融措置の実施

関東財務局(前橋財務事務所)及び日本銀行(前橋支店)は、被災者の便宜を図るため、関係機関と協議の上、次のような非常金融措置をとるよう、要請等を行うものとする。

ア 金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）への要請

(ア) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。

(イ) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。

(ウ) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、これを担保とする貸付にも応ずること。

(エ) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話合いの上、取立ができることとすること。

(オ) 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。

(カ) 汚れた紙幣の引換えに応ずること。

(キ) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。

(ク) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被害者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

(ケ) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

イ 生命保険会社及び損害保険会社等への要請

(ア) 保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。

(イ) 生命保険金又は損害保険金等の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。

(ウ) 生命保険料又は損害保険料等の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

ウ 証券会社への要請

(ア) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。

(イ) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力をする事。

(ウ) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を講ずること。

(エ) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

(3) 金融措置に関する広報

関東財務局(前橋財務事務所)及び日本銀行(前橋支店)は、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換措置等について、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図るものとする。

2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護措置

災害救助法の適用が決定された場合に、日本郵便(株)(関東支社)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救援用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(2) 指定避難所における臨時の郵便差出箱の設置

(3) その他、要請のあったもののうち協力できる事項

第5節 労働力の確保

群馬労働局、各防災関係機関

1 求人の申込み

各防災関係機関は、災害応急対策の実施に必要な労働力が不足する場合は、公共職業安定所に求人を申し込むものとする。

2 労働者の確保及び紹介

前項の申込みを受けた公共職業安定所は、他の公共職業安定所と連携して労働者の確保に努めるものとし、確保できた労働者については、求人を申し込んだ機関に速やかに紹介するものとする。

3 賃金の支払い

前項の労働者を雇用した機関は、各労働者の作業終了後、直ちに賃金を支払うものとする。

ただし、やむを得ぬ事情により直ちに支払えない場合は、就労証明書を発行するとともに、支給日を労働者本人に通知するものとする。

第6節 災害救助法の適用

県(総務部)、市町村

1 災害救助法に基づく救助の実施

知事(危機管理課)は、当該災害が、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施するものとする。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に市町村ごとに適用される。

- (1) 当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ別表1のA欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (2) 群馬県の区域内において、1,500以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ別表1のB欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (3) 群馬県の区域内において、7,000以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。
- (5) 上記(1)から(4)によるもののほか、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された政府本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

3 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 福祉サービスの提供
- (7) 災害にかかった住宅の応急修理
- (8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (9) 学用品の給与
- (10) 埋葬
- (11) 死体の搜索及び処理
- (12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、2(5)による救助の種類は、(1)のうち避難所の設置である。

4 救助の実施機関

災害救助は知事(危機管理課及び関係課)が実施し、市町村長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を市町村長が行うこととすることができる。

5 救助の程度・方法・期間

救助の程度、方法及び期間は、内閣府が定める「災害救助基準」によるものとする。

6 適用手続き

災害救助法の適用手続は、次による。

- (1) 知事(危機管理課)は、市町村からの被害報告に基づき災害救助法が適用されるか否かを判断する。
- (2) 知事(危機管理課)は、災害救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、内閣府政策統括官(防災担当)に報告する。
- (3) 知事(危機管理課)は、救助の一部を市町村長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行うこととする期間を市町村長に通知するとともに公示する。

7 費用負担

- (1) 災害救助に要する費用は、まず県が支弁する。
- (2) 国は、県が支弁した費用について諸経費の合計額が100万円以上となる場合に、当該合計額が地方税法に定める当該都道府県の普通税の標準税率をもって算定した当該年度の収入見込額に対する諸経費の割合の部分に応じ、次表のとおり国庫負担する。

収入見込額に対する割合	2/100以下の部分	2/100～ 4/100の部分	4/100超の部分
国 庫 負 担 率	50/100	80/100	90/100

〈関係資料〉資料編 20－3 災害救助基準

(別表1)

災害救助法適用基準表

市町村	人口(人)	A	B
前 橋 市	332,149	150	75
高 崎 市	372,973	150	75
桐 生 市	106,445	100	50
伊 勢 崎 市	211,850	100	50
太 田 市	223,014	100	50
沼 田 市	45,337	60	30
館 林 市	75,309	80	40
渋 川 市	74,581	80	40
藤 岡 市	63,261	80	40
富 岡 市	47,446	60	30
安 中 市	54,907	80	40
み ど り 市	49,648	60	30
北 群 馬 郡	榛 東 村	14,216	40
	吉 岡 町	21,792	50
多野郡	上 野 村	1,128	30
	神 流 町	1,645	30
甘 楽 郡	下 仁 田 町	6,576	40
	南 牧 村	1,611	30
	甘 楽 町	12,491	40

市町村	人口(人)	A	B
吾 妻 郡	中之条町	15,386	50
	長野原町	5,095	40
	嬬 恋 村	8,850	40
	草 津 町	6,049	40
	高 山 村	3,511	30
利 根 郡	東吾妻町	12,728	40
	片 品 村	3,993	30
	川 場 村	3,480	30
	みなかみ町	17,195	50
佐波郡	昭 和 村	6,953	40
	玉 村 町	36,054	60
邑 楽 郡	板 倉 町	14,083	40
	明 和 町	10,882	40
	千代田町	10,861	40
	大 泉 町	42,089	60
	邑 楽 町	25,522	50

(注) 1 人口は、令和2年10月1日現在(国勢調査)

2 A欄及びB欄の数字は、災害救助法の適用基準である滅失住家の数。

第7節 動物愛護

県(健康福祉部、動物愛護センター)、市町村

災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。

このため、県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。

1 動物愛護の実施

(1) 実施機関

県は、獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力して、食品・生活衛生課を事務局とする「動物救護本部」を設置し、家庭動物等の収容対策等を実施することとする。

(2) 実施方法

動物救護本部は、次の事項を実施することとする。

- ア 飼養されている動物に対する餌の配布
- イ 負傷した動物の収容・治療・保管
- ウ 放浪動物の収容・保管
- エ 飼養困難な動物の一時保管
- オ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- カ ボランティアの受入れ・派遣・管理
- キ 一時保護施設の設置・運営・管理
- ク 動物に関する相談の実施等

2 市町村は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供することとする。

3 家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

第4部 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、県及び市町村が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

県、市町村

1 災害復興対策本部の設置

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、県は、知事を本部長とする「災害復興対策本部」を設置し、各分野の災害復旧・復興活動の一元化を図るものとする。

2 基本方向の決定

県及び市町村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定するものとする。

3 住民の参加

被災地の復旧・復興に当たっては、県及び市町村が主体となって住民の意向を尊重しつつ、国の支援を受けながら共同して計画的に行うものとする。この際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

4 国等に対する協力の要請

県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

第2節 原状復旧

県、県警察、市町村、ライフライン事業者、鉄道事業者、その他の防災関係機関

1 被災施設の復旧等

- (1) 県、市町村その他の防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。
- (2) 県、市町村その他の防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。
- (3) 県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村又はその市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、当該市町村に対する支援を行う。
- (4) 県（道路管理課）及び市町村は、県知事等が管理する道路の災害復旧事業に関する工事について、県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術または機械力を要する工事で県知事等に代わって国（国土交通省）が行うことが適当であると考えられるときは、県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国（国土交通省）へ要請を行う。
- (5) 県（道路管理課）は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると考えられるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。
- (6) 県（河川課）は、県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構へ要請する場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）で県知事等に代わって国（国土交通省）及び独立行政法人水資源機構が行うことが適当と考えられるときは、県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国（国土交通省）及び独立行政法人水資源機構へ要請を行う。
- (7) 市町村は、市町村長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を国が当該市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国に対し支援の要請を行う。
- (8) 県（河川課）及び市町村は、災害が発生した場合において、県が管理の一部を行う指定区間

内の一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、県又は市町村における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を国が県知事又は市町村長に代わって行うことが適当と認められるものは、県知事又は市町村長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、国へ支援の要請を行う。

- (9) 県（林政課）は、特定大規模災害等が発生した場合において、災害復旧事業等に関する工事について、県における工事の実施体制等を勘案して、国が県知事に代わって行うことが適当と認められるものは、県知事に代わって工事を行うことができる制度により、国へ支援の要請を行う。
- (10) 鉄道事業者は、被災鉄軌道の早期復旧のため、鉄道事業者が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。
- (11) 土砂災害防止事業実施機関は、地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。
- (12) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。
- (13) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。
- (14) 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 災害廃棄物の処理

(1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施

市町村は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、国（環境省、防衛省）が作成した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」等に基づき、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

また、県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(2) リサイクルの励行

市町村は、損壊建物の解体等に当たっては、コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等の分別を徹底し、可能な限りリサイクルを図るよう努めるものとする。

(3) 環境への配慮

市町村は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。

なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環

境省 令和5年4月)及び「群馬県災害時アスベスト対策行動計画」(群馬県アスベスト対策関係課所 令和3年3月)によるものとする。

(4) 広域応援

ア 市町村は、災害廃棄物の処理に必要な人員、収集運搬車、処理施設等が不足する場合は、県(廃棄物・リサイクル課)に応援を要請するものとする。

イ 県(廃棄物・リサイクル課)は、アの要請を受けたときは、他市町村又は隣接県の応援を求める等の広域的な調整を行うものとする。

〈関係資料〉 資料編 14－3 災害時における廃棄物処理に関する協定

同 17－8 災害時のアスベスト対策支援に関する合意書(関東地方環境事務所、国立研究開発法人国立環境研究所、埼玉県、一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会)

第3節 計画的復興の推進

県、市町村

1 復興計画の作成

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市町村は、自らが決定した復興の基本方向に基づき、具体的な復興計画を作成するものとする。
- (2) 市町村の復興計画においては、市街地の復興、産業の復興及び生活の復興に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。
- (3) 県は、市町村が復興計画を作成した場合は、当該復興計画の内容を踏まえ、県としての復興計画を作成するものとする。
- (4) 県の復興計画においては、広域的な市街地・産業・生活の復興及び市町村の復興の支援・調整に関する計画を定めるとともに、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めるものとする。
- (5) 県及び市町村は復興計画の作成に当たっては、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に障害者、高齢者等の要配慮者など多様な県民の意見を反映するよう努める。
- (6) 市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。
- (7) 県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。
- (8) 県は、特定大規模災害等を受けた場合、必要に応じて、国土交通省に対し、県に代わって円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うよう要請する。
- (9) 県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市町村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努めるものとする。

2 防災まちづくり

(1) 防災まちづくりの実施

- ア 県及び市町村は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。
- イ 防災まちづくりに当たっては、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるものとする。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

(2) 被災市街地復興特別措置法等の活用

県及び市町村は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

(3) 県及び市町村は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とするものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝の整備等については、耐水性等に考慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。

(4) 県及び市町村は、既存の不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。

(5) 県及び市町村は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂等の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。

(6) 県及び市町村は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。

第4節 被災者等の生活再建の支援

県(総務部、知事戦略部、生活こども部、健康福祉部、産業経済部、県土整備部)、市町村、群馬労働局、社会福祉協議会

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 罹災証明書の交付

- (1) 県(危機管理課)は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。
- (2) 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。
- (3) 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者等支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を早期に確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。
- (4) 市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (5) 市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県(危機管理課、建築課)は、市町村の活動の支援に努めるものとする。

2 被災者台帳の作成

- (1) 市町村は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

- (3) 県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

3 災害弔慰金の支給等

県及び市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的生活再建の支援を行うものとする。

市町村は、各支援制度に係る被災者からの申請等を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るものとする。

主な支援制度は、次のとおりである。

- (1) 災害弔慰金
- (2) 災害障害見舞金
- (3) 災害援護資金
- (4) 群馬県災害見舞金
- (5) 被災者生活再建支援金(被災者生活再建支援法、群馬県・市町村被災者生活再建支援制度)
- (6) 生活福祉資金(災害援護資金)

4 税の徴収猶予及び減免等

県(税務課)及び市町村は、被災者の納付すべき地方税について、法令又は条例の規定に基づき、納税の緩和措置として期限の延長、徴収の猶予又は減免等の措置を講ずるものとする。

5 雇用の確保

- (1) 雇用保険の求職者給付の支給に関する特例措置

公共職業安定所は、災害によりその雇用される適用事業所(災害救助法が適用された地域に限る。)が休業するに至ったため一時的な離職又は休業を余儀なくされた者に対し、基本手当を支給するものとする。

- (2) 被災者に対する就労支援等

公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、男女のニーズの違いに配慮するなど被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うものとする。

県(労働政策課)は、群馬労働局等と連携しつつ、被災者に対するきめ細やかな就労支援を行う。また、県(産業技術専門校)は、失業者(休業者)の転職を容易にするための職業訓練を充実させる。

6 住宅再建・取得の支援

県及び市町村は、被災者の自力による住宅の再建又は取得を支援するため、次の支援措置を講じ、又は周知を図るものとする。

- (1) 災害復興住宅融資

- ア 建設資金
- イ 購入資金
- ウ 補修資金

- (2) 地すべり等関連住宅融資

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金(住宅資金)

7 恒久的な住宅確保の支援

県(住宅政策課)及び市町村は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用するものとする。

8 安全な地域への移転の推奨

県(住宅政策課)及び市町村は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

9 復興過程における仮設住宅の提供

県(住宅政策課)及び市町村は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

10 支援措置の広報等

県(メディアプロモーション課、県民活動支援・広聴課ほか)及び市町村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村等と避難先の市町村等が協力することにより、必要な情報・サービスを提供するものとする。

11 災害復興基金の設立等

県及び市町村は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

12 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、県、市町村等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

- 〈関係資料〉 資料編 22－1 災害弔慰金等の支給制度
同 22－2 住宅再建・取得の支援制度

第5節 被災中小企業等の復興の支援

県(産業経済部、農政部、環境森林部)、市町村

1 中小企業の被災状況の把握

県(産業政策課)及び市町村は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2 中小企業者に対する低利融資等の実施

県及び市町村は、中小企業者の災害復旧を支援するため、次の貸付け等を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

(1) 経営サポート資金(Cタイプ:災害復旧関連要件)

(2) 中小企業高度化資金(災害復旧貸付)

(3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇

(4) 既往貸付金の貸付条件の優遇

ア 小規模企業者等設備導入資金

激甚災害の場合、2年を超えない範囲内で償還期間を延長

イ 中小企業高度化資金

被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる

(5) 県信用保証協会の災害関係保証の特例

ア 激甚災害法第12条の規定に基づく中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

イ 中小企業信用保険法第2条第4項の経営安定関連保証(災害別枠保証)

通常限度額2億8千万円→別枠を含む限度額5億6千万円

3 農林水産業者に対する助成・低利融資等の実施

県及び市町村は、農林水産業者の災害復旧を支援するため、次の助成、貸付け及び利子補給を行い、又はこれらの制度について周知するものとする。

(1) 助成措置

(2) 経営資金

(3) 事業資金

(4) 農漁業用施設資金

(5) 農林漁業金融公庫による貸付け

4 地場産業・商店街への配慮等

県及び市町村は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

5 支援措置の広報等

県及び市町村は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

〈関係資料〉資料編	22－3	中小企業者に対する低利融資制度
同	22－4	農林水産業者に対する助成・低利融資制度

第6節 公共施設の復旧

公共施設の管理者

1 災害復旧事業計画の作成

公共施設の管理者は、被災施設の復旧について速やかに災害復旧事業計画を作成するものとする。
なお、同計画には再度災害の発生を防止するための改良等を含めることにより、将来の災害に備えるものとする。

2 早期復旧の確保

(1) 迅速な査定の確保

公共施設の管理者は、復旧事業が国等の査定を受ける必要がある場合は、国等と協議しながら査定計画を立てるなどして、迅速に査定が受けられるよう努めるものとする。

(2) 迅速な復旧事業の実施

公共施設の管理者は、実施が決定した復旧事業が迅速に実施できるよう、請負業者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

3 財政援助の活用

公共施設の管理者は、施設の復旧に当たっては、各種法律等に基づく財政援助を積極的に活用するものとする。

なお、公共施設の災害復旧費用に対する財政援助を定めている法律等は、次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症予防法
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 下水道法
- コ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
- サ 都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針

第7節 激甚災害法の適用

県、市町村

1 激甚災害の早期指定の確保

- (1) 市町村長は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下この節において「激甚災害法」という。)に基づき内閣総理大臣が行う激甚災害の指定が早期になされるよう、知事(関係各課)に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。
- (2) 知事(関係各課)は、内閣総理大臣による激甚災害の指定が早期になされるよう、関係省庁に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。

2 特別財政援助の受入れ

県(関係各課)は、激甚災害の指定があったときは、激甚災害法に基づく特別財政援助を受け入れるための手続を速やかに行うものとする。

なお、同法に基づく特別財政援助の対象は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚災害法第3条)

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業

ウ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

エ 公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

オ 生活保護法第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

カ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

キ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

ク 障害者総合支援法第83条第2項又は第3項の規定により、県又は市町村が設置した障害者支援施設の災害復旧事業

ケ 身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

コ 売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

サ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

シ 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県、保健所を設置する市の支弁に係る感染症予防事業

ス 堆積土砂排除事業

- (ア) 激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等(以下「堆積土砂」という。)の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの。
- (イ) 激甚災害に伴い公共施設の区域外に堆積した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行なう排除事業
- セ 激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置(激甚災害法第5条)

農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例(激甚災害法第6条)

農業協同組合、森林組合等が所有する共同利用施設の災害復旧事業について、通常適用される「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく国庫補助額を累進的に嵩上げする。
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第7条)

開拓者等の施設の災害復旧事業について、県が補助をする場合に、国が県に対し補助を行う。
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(激甚災害法第8条)
 - (ア) 天災融資法に定める経営資金について、貸付限度額を引き上げ、償還期間を延長する。
 - (イ) 天災融資法に定める事業運営資金について、貸付限度額を引き上げる。
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助(激甚災害法第9条)

森林組合等の行う堆積土砂の排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
 - カ 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助(激甚災害法第10条)

土地改良区等の行なう湛水排除事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
 - キ 森林災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第11条の2)
 - (ア) 県が実施する森林災害復旧事業について、国が補助を行う。
 - (イ) 県以外の者が行う森林災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(激甚災害法第12条)

災害関係保証について、付保限度額の別枠設定、保険てん補率の引上げ及び保険料率の引下げを行う。
 - イ 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例(激甚災害法第13条)

小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等を2年以内において延長することができる。
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第14条)

事業協同組合等の施設の災害復旧事業について、県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

(4) その他の特別の財政援助及び助成

ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第16条)

公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等の災害復旧事業について、国が当該事業費の2/3を補助する。

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(激甚災害法第17条)

私立学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の1/2を補助する。

ウ 市町村が実施する感染症予防事業に関する国の負担の特例(激甚災害法第19条)

エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例(激甚災害法第20条)

特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付金の財源として国が県に貸し付ける金額を引き上げる。

オ 水防資材費の補助の特例(激甚災害法第21条)

水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用について、国が当該費用の2/3を補助する。

カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(激甚災害法第22条)

滅失した住宅に居住していた者に賃貸するために県又は市町村が公営住宅の建設等を行う場合に、国が当該工事費の3/4を補助する。

キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚災害法第24条)

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定未満の小規模なものについて、当該事業費に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入する。

第8節 復旧資金の確保

県(総務部)、市町村、関東財務局

1 復旧資金の確保

県(財政課)及び市町村は、災害復旧資金の需要額を把握し、必要に応じ、次の措置を講じて復旧資金の確保に努めるものとする。

- ア 普通交付税の繰上交付の要請
- イ 特別交付税の交付の要請
- ウ 一時借入れ
- エ 起債の前借り

2 関東財務局の協力

関東財務局(前橋財務事務所)は、復旧資金の確保について県又は市町村から要請があったときは、次の協力を行うものとする。

- ア 災害つなぎ資金の融資(短期)
- イ 災害復旧事業資金の融資(長期)
- ウ 国有財産の貸付け、譲与及び売払い